

官報

号外

昭和二十八年八月六日

第十六回 参議院會議錄第三十五号

昭和二十八年八月六日(木曜日)午前十一時三十分開議

議事日程 第三十四号

昭和二十八年八月六日

- 第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 らい予防法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 私有地占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第一〇 地方自治法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 町村合併促進法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 地方財政法確立に関する請願 (委員長報告)
- 第一三 地方財政平衡交付金法の一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 旧軍港市転換事業費等に関する請願 (委員長報告)
- 第一五 平衡交付金増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 地方債のわく拡大等に関する請願 (委員長報告)
- 第一七 柔道整復師の地方税軽減に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 柔道整復師の特別所得税軽減に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 身体障害者の特別所得税免除に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 めん類業者に対する飲食税軽減の請願 (委員長報告)
- 第二一 地方税法第七十八条改正に関する請願 (委員長報告)
- 第二二 大工、左官等に対する地方税の課税方法改正等の請願 (委員長報告)
- 第二三 地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願 (委員長報告)

- 第二四 警察責任転移の時期繰上げに関する請願 (委員長報告)
- 第二五 古物営業法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 消防施設に対する起債増額等の請願 (委員長報告)
- 第二七 消防施設強化助成に関する法律制定の請願 (委員長報告)
- 第二八 防火水槽施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 地方財政危機打開に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 国庫補助公営住宅建設費地方負担全額起債に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 国及び県の行方事業に対する町村の寄附金等軽減の請願 (委員長報告)
- 第三二 積雪寒冷地帯の固定資産平均評価額引下げに関する請願 (委員長報告)
- 第三三 自転車税等の臨時減課に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 戦犯者の釈放に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三五 秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願 (委員長報告)
- 第三六 宮城県築館簡易裁判所の支部昇格等に関する請願 (委員長報告)

- 第三七 石川県内離砂丘地永久接収反対に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 石川県内離米軍演習場返還に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第三九 博多湾を米軍水上機発着場使用反対の請願 (委員長報告)
- 第四〇 中国人労働者送還に関する請願 (委員長報告)
- 第四一 浅間山地域の米軍演習地化反対に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第四二 浅間山ろくの米軍演習地化反対に関する請願 (委員長報告)
- 第四三 山形県戸沢村米軍接収地の接収解除に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 福岡県福岡地方簡易保険局大蔵庁舎接収解除に関する請願 (委員長報告)
- 第四五 滋賀県養父野の米軍演習地化反対に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 インドネシア共和国における英露供養等の請願 (委員長報告)
- 第四七 青森市合浦公園米軍借用地返還促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四八 国連軍および駐留軍の施設等に関する請願 (委員長報告)
- 第四九 駐留軍関係の犯罪に関する請願 (委員長報告)
- 第五〇 ソ連地区残留同胞引揚促進に関する請願 (委員長報告)

- 第五一 ソ連、中共両地区残留同胞引揚促進に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第五二 妙義山地域米軍演習地化反対に関する請願(十九件) (委員長報告)
- 第五三 浅間山、妙義山地域の米軍演習地化反対に関する請願 (委員長報告)
- 第五四 オットセイ保護条約締結等に関する請願 (委員長報告)
- 第五五 北海道門別町の駐留軍演習地拡大接収反対に関する請願 (委員長報告)
- 第五六 未帰還留同胞引揚促進に関する請願 (委員長報告)
- 第五七 青森県開根米軍演習地拡大反対に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 第三海洋九捕捕事件に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 協同組合に対する法人税免除の請願 (委員長報告)
- 第六〇 石油関税の減免措置延期に関する請願(五十件) (委員長報告)
- 第六一 農業協同組合に対する法人税免除の請願 (委員長報告)
- 第六二 査根刺しゅうの物品税免除に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 濁酒密造防止対策に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 子供自転車の物品税撤廃に関する請願 (委員長報告)
- 第六五 宮城県秋保村に国立たばこ試験場設置の請願 (委員長報告)
- 第六六 登録税法中一部改正に関する請願 (委員長報告)

昭和二十八年八月六日 参議院會議錄第三十五号

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号

七六八

- 第六七 電源開発に伴う補償金の所得税免除の請願 (委員長報告)
- 第六八 鹿児島県国立療養所星塚敬愛園の病床増設等に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 群馬県国立療養所栗生泉園整備に関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 らい療養所改善に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 香川県国立療養所大島青松園病床増設整備補助成等に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 国立らい療養所職員員の定員増加に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 国立らい療養所職員員の定員増加等に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 戦災者等に援護金支給の請願 (委員長報告)
- 第七五 戦傷病者の福利厚生施策拡充強化に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 国立三尊療養所施設拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 国立普通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 同和問題に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 国立病院等の賠償増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 寛せい刑患者の妨害対策に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 国立鮮魚病院の賠償増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 生活保護法の最低生活基準引上げに関する請願(四件) (委員長報告)
- 第八五 群馬県国立渋川病院施設整備拡充に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第八六 し尿処理施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 都市清掃事業に対する財政措置に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願(五件) (委員長報告)
- 第八九 国立療養所の賠償増額に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 地震変動対策上下水道事業費国庫補助継続等に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 基幹病院新築に対する財政措置の請願 (委員長報告)
- 第九二 愛媛県国立目黒療養所拡充整備に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 母子福祉総合法制定等に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の請願(四件) (委員長報告)
- 第九五 生活保護法による入院患者の生活扶助料引上げの請願 (委員長報告)
- 第九六 結核戦病者に対する医療保障の請願 (委員長報告)
- 第九七 国立公園施設整備費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 国民健康保険事業の強化に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 愛媛県吉村上水道施設に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 身売り児童保護のため単独法制定等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正の請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇三 簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇四 清掃施設費国庫補助等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇五 大阪府山田村に国民健康保険直営診療所設置の請願 (委員長報告)
- 第一〇六 山梨県西山温泉を温泉法により指定するの請願 (委員長報告)
- 第一〇七 結核患者に対する特別生活基準設定の請願 (委員長報告)
- 第一〇八 瀬戸内海国立公園香川県琴平町象頭山整備に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 結核患者の健康保険適用期間延長等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 国立療養所看護婦定員増加に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一一一 名古屋市上水道水源保護に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 国民健康保険事業の拡充強化に関する請願 (委員長報告)
- 第一一三 健康保険医療給付期間延長等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一一四 長野県松本市にモデル国立病院設置の請願 (委員長報告)
- 第一一五 国立松本病院存置等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一一六 開拓道路鹿児島県花岡線開設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一七 霜害対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一一八 宮城県秋保村、山形県山寺村間林道開設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一九 桑園等の凍霜害対策に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第一二〇 肥料価格の適正化に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一二一 急傾斜地帯土地改良事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一二二 桑園の凍霜害対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一二三 集約農業地区設定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二四 鹿児島県笠原畑地かんがい施設設置に関する請願 (委員長報告)
- 第一二五 畑地かんがい特殊法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二六 林道勝間線の奥地路線編入認定等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二七 農作物の凍霜害対策に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第一二八 国有林野整備臨時措置法実施に伴う財政措置の請願 (委員長報告)
- 第一二九 木炭公營検査費の一部国庫負担に関する請願 (委員長報告)
- 第一三〇 岡山県茶屋町地内の農業水利改良事業費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第一三一 晩霜による桑害対策の請願 (委員長報告)
- 第一三二 台風第二号等による被害農家救済の請願(六件) (委員長報告)
- 第一三三 徳島県小松島市に農林省神戸植物防疫所支所設置等の請願 (委員長報告)
- 第一三四 農業共済掛金の農家負担率軽減に関する請願 (委員長報告)
- 第一三五 農作物の水害救済対策に関する請願(六件) (委員長報告)
- 第一三六 特殊土壌地帯の災害防除事業費等国庫負担増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第一三七 農産物価格安定法制定促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三八 いも作農家安定に関する請願 (委員長報告)
- 第一三九 国有牧野解放に関する請願 (委員長報告)

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号

- 第一四〇 山梨県増穂町の土地改良事業に関する請願 (委員長報告)
- 第一四一 農産物価格安定制度確立に関する請願 (委員長報告)
- 第一四二 秋田県島山ろく農地開闢事業に関する請願 (委員長報告)
- 第一四三 昭和二十八年稲早場米奨励金支出等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四四 農業災害復旧に関する請願 (委員長報告)
- 第一四五 岩手県岩泉町、姫松間開拓道路新設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一四六 野ねずみによる被害山林復元等の請願 (委員長報告)
- 第一四七 区画整理事業予算増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四八 水源かん養林造成事業拡充強化等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四九 台風第二号等による災害救済対策等の請願 (委員長報告)
- 第一五〇 老朽ため池補強費等國庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一五一 農地の交換分合指定市町村に対する國庫補助の請願 (委員長報告)
- 第一五二 震災害復旧耕地事業用排水機維持費國庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一五三 民有林の造林事業費國庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一五四 農業改良普及事業推進に関する請願 (委員長報告)
- 第一五五 鹿沼県鹿沼市の旧軍えん体こく等解体開墾に関する請願 (委員長報告)
- 第一五六 国有林野所在地元市町村に対する交付金増額の請願 (委員長報告)
- 第一五七 耕地災害復旧費國庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一五八 桑園等の虫害対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一五九 粉食普及等に関する請願 (委員長報告)
- 第一六〇 国有林野私下げに関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一六一 積雪寒冷作地帯農業振興に関する請願 (委員長報告)
- 第一六二 過年度分災害復旧農業土木事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一六三 凍霜害に対する恒久対策の請願 (委員長報告)
- 第一六四 肥料等の価格引下げに関する請願 (委員長報告)
- 第一六五 国鉄森本自動車営業所の金沢駅前移転に関する請願 (委員長報告)
- 第一六六 岩手県夏井村内の国鉄バス運行延長に関する請願 (委員長報告)
- 第一六七 高知県窪川町、東又村間国鉄バスの上ノ加江町まで運行延長に関する請願 (委員長報告)
- 第一六八 準人、古江阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一六九 青函海底トンネル実現促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七〇 朱鞠内、羽後阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一七一 鉄道百三三線開通促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七二 二俣、佐久間阿間間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七三 掛川駅、御前崎阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一七四 岩内、黒松内阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一七五 四国循環鉄道完成促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七六 鋼美線鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七七 石勝線鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七八 三明、能登三井阿間間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七九 熱塩、米沢阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一八〇 石川県佐々波燈台設置に関する請願 (委員長報告)
- 第一八一 林産物の鉄道貨物運賃等級割引制度存続等に関する請願 (委員長報告)
- 第一八二 志布志線鉄道敷設延長促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八三 東北本線鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八四 山田線鉄道復旧促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八五 小本線鉄道敷設延長促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八六 国鉄職員の特種勤務手当に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一八七 明石、姫路阿間間電車運行に関する請願 (委員長報告)
- 第一八八 山陽線鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八九 若松、播磨新宮阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一九〇 岩手県零石町、秋田県生保内村阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一九一 安芸駅、室戸阿間間鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一九二 草津、京都阿間間鉄道電化に関する請願 (委員長報告)
- 第一九三 紀勢線鉄道新設路線中尾鷲駅、九鬼村間に停車場設置の請願 (委員長報告)
- 第一九四 磐田、天竜川阿間間に停車場設置の請願 (委員長報告)
- 第一九五 鶴岡駅、大島阿間間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一九六 筑前宮田、博多阿間間等鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第一九七 会津川口、只見阿間間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一九八 磐城東線等の客車改善に関する請願 (委員長報告)
- 第一九九 水難救済に関する立法措置の請願 (委員長報告)
- 第二〇〇 奈良県治道村の電話地区変更に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇一 鹿沼県下の電気通信施設整備改善に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇二 広島県江田島町内切車部落に電話架設の請願 (委員長報告)
- 第二〇三 香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇四 奈良市の電話通信施設整備拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇五 北海道雄地方道道上美生中札内停車場線中札内橋の永久橋架替に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇六 国道四十号線工事再開に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇七 県道白沢長町停車場線改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇八 阿佐ヶ谷駅前北口広場建設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇九 山口県開田川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二一〇 帯広市大通鉄道踏切に二線式立体交差施設設置の請願 (委員長報告)
- 第二一一 茨城県久慈川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二一二 滋賀県東瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二一三 鹿沼県島島割坂、大泊間県道改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二一四 豪雪地帯の道路補修費増額等に関する請願 (委員長報告)

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号

- 第二二五 国道維持修繕費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二二六 建築士法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第二二七 静岡県焼川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第二二八 一級国道十号線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二二九 江戸川築堤工事促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇〇 栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇一 利根川筋一部堤防補強工事促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇二 利根川筋一部護岸工事継続施行等に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇三 利根川災害対策工事施行等に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇四 利根川総合開発に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇五 土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇六 中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇七 駐留軍事故による被害者援護の請願 (委員長報告)
- 第三〇八 県道野村近永停車場線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇九 愛媛県三間川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三一〇 国道十号線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三一一 勤労者住宅建設に関する請願 (委員長報告)
- 第三一二 国道三十四号線大村駅前線道路改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三一三 陰陽連絡道路改修工事促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第三一四 高速自動車道路建設に関する請願 (委員長報告)
- 第三一五 埼玉県大滝村、秩父間道路改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三一六 栃木県渡良瀬川水害総合対策に関する請願 (委員長報告)
- 第三一七 埼玉県利根川、烏川合流地域護岸補強工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三一八 進駐軍人等の不法行為による被害補償の請願 (委員長報告)
- 第三一九 静岡県佐久間、秋葉岡ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の請願 (委員長報告)
- 第三二〇 二級国道佐賀線早線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三二一 府県道新庄越岡線中角川、砂子沢西橋の永久橋架替に関する請願 (委員長報告)
- 第三二二 長崎県大村駅、国道三十四号線間道路補装に関する請願 (委員長報告)
- 第三二三 豪雨による水害救済対策の請願 (委員長報告)
- 第三二四 県道湯郷吉ヶ原停車場線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三二五 豪雨による水害救済対策促進の請願 (委員長報告)
- 第三二六 積雪地帯の道路整備に関する請願 (委員長報告)
- 第三二七 災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三二八 土木災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三二九 三陸沿岸国道建設等に関する請願 (委員長報告)
- 第三三〇 茨城県霞ヶ浦柏崎、玉造町間に湖上橋架設の請願 (委員長報告)
- 第三三一 丹後半島一周道路中京都府本庄、下宇川岡村間道路開闢工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三三二 積雪寒冷地帯の防寒住宅建設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三三三 北上川改修工事費予算増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第三三四 千葉県九十九里米軍演習地における教育施設損害補償等の請願 (委員長報告)
- 第三三五 台風第二号等による災害土木施設復旧対策の請願 (委員長報告)
- 第三三六 茨城県金江津村、千葉県滑河町間利根川架橋に関する請願 (委員長報告)
- 第三三七 静岡県東富士米軍演習場地域住民の生存権保障に関する請願 (委員長報告)
- 第三三八 広島、長崎両特別都市建設事業の完成促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第三三九 道路管理費国庫補助継続に関する請願 (委員長報告)
- 第三四〇 道路整備費の財源等に関する臨時措置法制定の請願 (委員長報告)
- 第三四一 工業地帯整備促進法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第三四二 町村合併促進法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第三四三 地方財政確立に関する請願 (委員長報告)
- 第三四四 町村財源確保に関する請願 (委員長報告)
- 第三四五 電気ガス税に関する陳情 (委員長報告)
- 第三四六 電気税撤廃反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三四七 消防財源の確立に関する陳情 (委員長報告)
- 第三四八 消防機械ポンプ購入費国庫補助等に関する陳情 (委員長報告)
- 第三四九 戦犯者の釈放に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五〇 戦犯者の釈放等に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五一 青森地方裁判所弘前支部庁舎建築に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五二 浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五三 島根県竹島の領土権確保に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五四 沖縄同胞の日本復帰に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五五 沖縄、奄美大島および小笠原諸島の日本復帰に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五六 北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五七 妙義、浅間山ろくの米軍演習地化反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五八 奄美大島の日本復帰に関する陳情 (委員長報告)
- 第三五九 北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六〇 北海道的島大島の米軍演習地化反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六一 旧鹿兒島県大島郡の日本復帰に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六二 青森県岩木訓練場設置反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六三 妙義山地域の米軍演習地化反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六四 第三海洋丸捕事件に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六五 中共両地区残留同胞引揚促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六六 工場用地に関する再評価税等減免の陳情 (委員長報告)
- 第三六七 石油関税の減免措置延期に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六八 濁酒密造防止対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第三六九 電源開発資金の金利引下げに関する陳情 (委員長報告)

第二八九 家族昆虫駆除事業費国庫補助に關する陳情 (委員長報告)
第二九〇 生活保護法による入院患者の生活扶助引上げの陳情 (委員長報告)
第二九一 未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情(三件) (委員長報告)
第二九二 健康保険療養給付期間等延長に關する陳情 (委員長報告)
第二九三 岡山県にアフラ・ケア施設設置の陳情 (委員長報告)
第二九四 霜害対策に關する陳情 (委員長報告)
第二九五 長崎干拓事業促進に關する陳情 (委員長報告)
第二九六 雲仙別所ダム建設に關する陳情 (委員長報告)
第二九七 害鳥獣の特定期間延長に關する陳情 (委員長報告)
第二九八 農作物の凍霜害対策に關する陳情(三件) (委員長報告)
第二九九 桑園等の凍霜害対策に關する陳情(四件) (委員長報告)
第三〇〇 衛生産費算定等に關する陳情 (委員長報告)
第三〇一 製い工業振興に關する陳情 (委員長報告)
第三〇二 茶の凍霜害対策に關する陳情 (委員長報告)
第三〇三 養蚕業振興に關する陳情 (委員長報告)
第三〇四 食肉対策に關する陳情 (委員長報告)
第三〇五 桑園の中害対策に關する陳情 (委員長報告)
第三〇六 野ねずみ防除に關する陳情 (委員長報告)

第三〇七 砂地地帯農業振興に關する陳情 (委員長報告)
第三〇八 自作農創設維持資金拡充等に關する陳情 (委員長報告)
第三〇九 滋賀県福井村に開拓道路開設の陳情 (委員長報告)
第三一〇 なたねの価格維持対策に關する陳情 (委員長報告)
第三一一 積雪寒冷作地帯等の土地改良事業施行範圍擴大等に關する陳情(二件) (委員長報告)
第三一二 台風第二号による被害農家救済の陳情 (委員長報告)
第三一三 昭和二十八年産米基本價格設定等に關する陳情(二件) (委員長報告)
第三一四 食糧自給促進法等制定に關する陳情 (委員長報告)
第三一五 水害による養蚕農家救済対策の陳情 (委員長報告)
第三一六 台風等ひん襲地帯に対する農業災害防除措置の立法化の陳情 (委員長報告)
第三一七 食糧自給促進法制定等に關する陳情 (委員長報告)
第三一八 北海道戸井村、五稜郭間鉄道敷設等に關する陳情 (委員長報告)
第三一九 福岡県若松港藤禾石炭積込鉄道橋しゅんせつに關する陳情 (委員長報告)
第三二〇 東北本線鉄道復旧促進に關する陳情 (委員長報告)
第三二一 北陸本線鉄道輸送力強化に關する陳情 (委員長報告)
第三二二 姫路、岡山間新開鉄道電化に關する陳情 (委員長報告)

第三二三 山梨県富士吉田市にNHK電波中継所設置の陳情 (委員長報告)
第三二四 住宅難解決促進に關する陳情 (委員長報告)
第三二五 住宅難打開に關する陳情 (委員長報告)
第三二六 戦災都市復興事業に關する陳情 (委員長報告)
第三二七 府県道島田川崎線中谷口橋を永久橋に架替の陳情 (委員長報告)
第三二八 公園緑地事業振興に關する陳情 (委員長報告)
第三二九 国道十号線改良工事施行に關する陳情 (委員長報告)
第三三〇 災害復旧事業の早期完成に關する陳情 (委員長報告)
第三三一 静岡県佐久間、秋葉岡ダム建設に伴う護岸、砂防工事施行の陳情 (委員長報告)
第三三二 国道五号線補装工事等施行に關する陳情 (委員長報告)
第三三三 進駐軍軍人の不法行為による被害補償の陳情 (委員長報告)
第三三四 水害復興促進に關する陳情 (委員長報告)
第三三五 西日本水害対策に關する陳情 (委員長報告)
第三三六 災害復旧に關する陳情 (委員長報告)
第三三七 鉱工業地帯整備促進法制定に關する陳情 (委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。
昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 人事委員 長島 銀藏君
法務委員 吉野 信次君
外務委員 佐多 忠隆君
同 曾根 益君
同 草葉 隆國君
文部委員 龜田 得治君
同 木村 守江君
大野 秀次郎君
運輸委員 東 隆君
労働委員 加藤 武徳君
建設委員 鹿島守之助君
経済安定委員 岡田 宗司君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員 大野 秀次郎君
人事委員 加藤 武徳君
法務委員 龜田 得治君
外務委員 東 隆君
同 鹿島守之助君
同 岡田 宗司君
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
農林省農林課 林田修紀夫君
済局肥料課長 林田修紀夫君

農民組合法案(足尾銅毒外九名提出) 農林委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。
農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案可決報告書
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
電氣事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に關する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
電氣事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に關する法律案
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。
日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。
先ず協議委員議長の報告を求めます、協議委員議長末治君。
公職選挙法の一部を改正する法律案
右別冊の通り両院協議会の成案を得た。
よつて報告する。
昭和二十八年八月四日
公職選挙法の一部を改正する法律案
衆議院協議委員 堀 末治
参議院協議委員 堀 末治
参議院議長河井彌八君

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 議長報告 會議 公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案

参議院議決案第二百五条の改正に関する部分のうち「次の二項を加える」を「次の三項を加える」に改め、第三項の改正規定中「当該選挙の当日一部無効に係る区域において投票できる者であつた者」を「選挙の一部無効に係る区域における選挙人」に改め、第三項の改正規定の次に次の一項を加える。

4 前項の選挙の一部無効に係る区域における選挙人とは、第二項の規定による決定、裁決又は判決の直前（判決の場合にあつては高等裁判所の判決の基本たる口頭弁論終結の直前）に当該選挙の一部無効に係る区域において行われた選挙の当日投票できる者であつた者とする。

参議院議決案第二百五条の改正規定中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

参議院議決案附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改め、「第二百五条第二項及び第三項並びに」を「第二百五条第二項から第四項まで及び」に改める。

その他は参議院議決の通りとする。

本院は公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案を可決した。よつて国会法第九十三条により送付する。

昭和二十八年八月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎
衆議院事務局長 大池 真

公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案

参議院議決案第二百五条の改正に関する部分のうち「次の二項を加える」を「次の三項を加える」に改め、第三項の改正規定中「当該選挙の当日一部無効に係る区域において投票できる者であつた者」を「選挙の一部無効に係る区域における選挙人」に改め、第三項の改正規定の次に次の一項を加える。

4 前項の選挙の一部無効に係る区域における選挙人とは、第二項の規定による決定、裁決又は判決の直前（判決の場合にあつては高等裁判所の判決の基本たる口頭弁論終結の直前）に当該選挙の一部無効に係る区域において行われた選挙の当日投票できる者であつた者とする。

参議院議決案第二百五条の改正規定中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

参議院議決案附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改め、「第二百五条第二項及び第三項並びに」を「第二百五条第二項から第四項まで及び」に改める。

その他は参議院議決の通りとする。

本院は公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案を可決した。よつて国会法第九十三条により送付する。

〔堀末治君登壇、拍手〕
○堀末治君 只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案の兩院協議会成案につきまして、その協議会の経過並びに結果について御報告申し上げます。
本協議会における本院側の議長には不肖私が、副議長には島村軍次君がそれぞれ互選せられ、衆議院側の議長には田嶋好文君、副議長には高瀬傳君に決定せられたのであります。協議会は七月三十一日、八月一日、及び八月四日の三回に亘つて開かれ、その間、終始慎重且つ熱心に協議が行われました。

先ず衆議院側を代表いたしました森三樹二君から、衆議院が兩院協議会を求めた趣旨は、本法律案は公職の選挙の一部無効による再選挙に関する規定を整備したものであるが、今回の参議院の修正については若干疑問の点があるとので、本協議会において十分に審議し、疑義を解明した上で、適切な案を得たいためであるとの説明がなされたのであります。これに對しまして、参議院側は館野二君が本院を代表して、修正議決に至つた経過について、先般本院において本會議に報告せられました大要を説明せられたのであります。

その詳細は重複の嫌ひがありますから速記録によつて御覧を願ひたいと思ひます。かくして協議に入り、隔意なき意見を交換し、種々論議を重ねたのであります。

先ず最も問題になりました点は、本院の修正部分中、その選挙の一部無効があつた場合、当選に異動を生ずる虞のない者は、当選を失わない旨を決定し、裁決し、又は判決しなければならぬとするのであります。その当選に異動を生ずる虞のない者を如何にして区分するかの範圍を定める計算方法についてでありました。この計算において、選挙の一部無効にかかる区域において、その選挙の行われた当日、投票できる者を基礎として定める方式が、

先に本院において議決せられた修正案であつたのであります。併しこれに對し多少難点と、せられる点は、再選挙と前の選挙との間に相当の時日を経過する場合が多く、その区域の人口に急激な変動があつて、投票できる者の数が増加した際には、この計算方法によつて当選を失わないことに確定した者の得票数よりも、再選挙の結果、より多くの得票を得た候補者でも、当選することができない場合が生ずることが起り得ることでありました。この点に對しましては、特に各員の間に熱心なる意見の交換がなされ、その他各種の場合を想定して種々の意見が開陳され、頗る活潑且つ慎重なる検討が行われました。

かくして最後に、選挙の一部無効によつて再選挙が行われる場合は、当選に異動を生ずる虞があるかを計算し、決定する基礎は、決定、裁決、又は判決の直前にその区域において行われた選挙の当日、投票できる者であつたものとすることにより一応の意見が一致したのであります。この案によりますと、再選挙が執行せられる場合、前の選挙と、決定、裁決又は判決の時期との間に、他の選挙が行われたときは、その直前の他の選挙当日における投票できる者の数が基礎とせられることとなりますので、再選挙が行われる際の有権者の実数に接近せしめ得ることになるわけでありました。

よつて、この案を協議案として議事を進め、更に検討を加へました結果、全会一致を以て本案を成案とすること決定いたしました。

次に成案を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案

参議院議決案第二百五条の改正に関する部分のうち「次の二項を加える」を「次の三項を加える」に改め、第三項の改正規定中「当該選挙の当日一部無効に係る区域において投票できる者であつた者」を「選挙の一部無効に係る区域における選挙人」に改め、第三項の改正規定の次に次の一項を加える。

4 前項の選挙の一部無効に係る区域における選挙人とは、第二項の規定による決定、裁決又は判決の直前（判決の場合にあつては高等裁判所の判決の基本たる口頭弁論終結の直前）に当該選挙の一部無効に係る区域において行われた選挙の当日投票できる者であつた者とする。

参議院議決案第二百五条の改正規定中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

参議院議決案附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改め、「第二百五条第二項及び第三項並びに」を「第二百五条第二項から第四項まで及び」に改める。

その他は参議院議決の通りとする。

本院は公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案を可決した。よつて国会法第九十三条により送付する。

右御報告いたします。（拍手）
○議長（河井彌八郎） 別に御発言もなければ、これより成案の採決をいたします。成案全部の問題に供します。成案に賛成の諸君の起立を求めます。
○議長（河井彌八郎） 議員起立と認めます。よつて成案は全会一致を以て可決せられました。

年勅令第三百十七号)及び旧関東州
国家總動員令を含む。)に、「第二条

と診断し、又は死亡の診断若しくは

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案外一件

七七六

は死体の検案をした場合において、死亡者が患者であつたことを知つたときは、厚生省令の定めるところにより、患者、その保護者(親権を行う者又は後見人をいふ。以下同じ)若しくは患者と同居している者又は死体のある場所若しくはあつた場所を管理する者若しくはその代理をする者に、消毒その他の予防方法を指示し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の居住地(居住地がないか又は明らかでないときは、現在地以下同じ)又は死体のある場所の都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 医師は、患者が治ゆし、又は死亡したと診断したときは、すみやかに、その旨をその者の居住地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

(指定医の診察)

第五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と接するに足る相当な理由がある者を診察させることができる。

2 前項の医師の指定は、いひの診療に關し、三年以上の経験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。

3 第一項の医師は、同項の職務の執行に關しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(国立療養所への入所)

第六條 都道府県知事は、いひを伝染させるおそれがある患者について、いひの予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するいひ療養

所(以下「国立療養所」といふ)に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上いひ療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

4 第一項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がいひを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

(伝染禁止)

第七條 都道府県知事は、いひを伝染させるおそれがある患者に対し、その者がいひ療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にいひを伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。

(汚染場所の消毒)

第八條 都道府県知事は、いひを伝染させるおそれがある患者又はその死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消

毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその場所を消毒させることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第九條 都道府県知事は、いひの予防上必要があると認めるときは、いひを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授手を制限し、若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその物件を消毒し、又は廃棄させることができる。

3 都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続に従ひ、都道府県知事に、これを請求しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

6 前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができる。

(質問及び調査)

第十條 都道府県知事は、前二条の

規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 国立療養所

(国立療養所)

第十一條 国は、いひ療養所を設置し、患者に対して、必要な療養を行う。

(福利増進)

第十二條 国は、国立療養所に入所している患者(以下「入所患者」といふ)の教養を高め、その福利を増進するようにつとめるものとする。

(更生指導)

第十三條 国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更生に資するために必要な知識及び技能を授けるための措置を講ずることができる。

(入所患者の教育)

第十四條 国立療養所の長(以下「所長」といふ)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教育を派遣して教育を行う場合に

は、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

2 所長は、学校教育法第七十五条第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講ずることができる。

(外出の制限)

第十五條 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。
一 親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であつて、所長が、いひの予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。
二 法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長が、いひの予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。

2 所長は、前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。

3 所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、いひの予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

(秩序の維持)

第十六條 入所患者は、療養に専念し、所内の規律に従わなければならない。

2 所長は、入所患者が規律に違反した場合において、所内の秩序を

維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。

一 戒告を与えること。

二 三十日をこえない期間を定め、謹慎させること。

3 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。

4 第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によつては、効果がなないと認められる場合に限つて行うものとする。

5 所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(親権の行使等)

第十七条 所長は、未成年の入所患者で親権を行つた者又は後見人のないものに對し、親権を行つた者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行つた。

2 所長は、未成年の入所患者で親権を行つた者又は後見人のないものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。

(物件の移動の制限)

第十八条 入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。

第四章 福祉

(一時救護)

第十九条 都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対し、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。

令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

(一時救護所)

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

(親族の福祉)

第二十一条 所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法(昭和二十五年法律第四十号)による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

(児童の福祉)

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、いにかかつていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

(児童の福祉)

第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

第五章 費用

第二十四条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五項第一項の規定による診察に要する費用

二 第六項の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

(都道府県の支弁)

第二十五条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五項第一項の規定による診察に要する費用

二 第六項の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

(都道府県の支弁)

第二十六条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五項第一項の規定による診察に要する費用

二 第六項の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

(一時救護所)

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

(親族の福祉)

第二十一条 所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法(昭和二十五年法律第四十号)による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

(児童の福祉)

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、いにかかつていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

(児童の福祉)

第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

第五章 費用

第二十四条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五項第一項の規定による診察に要する費用

二 第六項の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

(都道府県の支弁)

第二十五条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五項第一項の規定による診察に要する費用

二 第六項の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

(都道府県の支弁)

第二十六条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五項第一項の規定による診察に要する費用

二 第六項の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県知事の職員が付き添つた場合におけるその附添に要する費用

師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。

(罰則)

第二十六条 医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

一 患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。

(罰則)

二 患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。

(罰則)

三 前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四項第一項の規定による届出を怠つた者

二 第五項第一項の規定による医師の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第九項第一項の規定による物件の授受の制限又は禁止の処分に従わなかつた者

四 第八項第二項又は第九項第二項の規定による当該職員職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十項第一項の規定による当該職員職務の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十項第二項の規定による当該職員職務の調査に對して虚偽の答弁をした者

七 第十八条の規定に違反した者

八 第十九条の規定に違反した者

九 第二十條の規定に違反した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

(罰則)

一 第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者

(罰則)

二 第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者

(罰則)

三 第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者

(罰則)

附則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(旧法の廃止)

二 罰予防法(明治四十年法律第十一号、以下「旧法」という)は、廃止する。

三 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

一 第一条第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第五号中「罰」及び「罰予防法」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)
四 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

五 出入国管理令(昭和二十六年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第一号中「罰予防法(明治四十年法律第十一号)」を「罰予防法(昭和二十八年法律

第七十七

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案外一件

第 号に改める。

第二十四条第四号ハを次のように改める。

ハ、らい予防法の適用を受けているらい患者

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正)

6 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(届出に関する経過規定)

7 この法律の施行前に、患者の転居を診断し、若しくはらい患者の死体を検察した医師又はらいにかかっている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(従業禁止に関する経過規定)

8 この法律の施行の際、現に旧法第二十二の二の規定により職業に従事することを禁止されている者は、第七条第一項の規定により業務に従事することを禁止されている者とみなす。

(診察に関する経過規定)

9 旧法第九條第一項の規定により行われた検診は、第五條第一項の規定により行われた診察とみなす。

(罰則に関する経過規定)

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔登録方夫君登録、拍手〕

○登録方夫君 只今上程されました戦

傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、去る第十三国会におきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立いたしました。昨年四月一日から実施されているのであります。が、今回援護の措置を更に強化するために、この改正法律案が提出されたのであります。

今回改正の第一点は、援護の対象の範囲を拡張することであり、即ち、太平洋戦争中、旧国家総動員法に基いて設立されました船舶運送会の運航する船舶の乗組員は、戦時中、軍人軍属と同様の戦争危険にさらされ、兵員、軍需物資等の輸送に当り、又、前線作戦に参加する等、全く軍人軍属と同様の任務に服していたものであります。ところが、現行法におきましては援護の対象外と相成つていたものであります。それで、今回これらの船員を新たに軍属の範囲に加えて援護をいたそうとするものであります。

第二点は、年金額を増額することであり、即ち、年金額を増額することであり、不具慶疾の程度に依り、九万円から二万四千円でありましたのを、十八万一千円から二万四千円にすること。次に遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序によりまして、先順位者その他の遺族とに区分し、一人につき二万五千二百円と五千円にすることにいたそうとするものであります。

第三点は、この援護法と恩給法との調整を図つたことであり、即ち、旧軍人恩給の復活に伴い、従前の法律によりまして援護して参りました旧軍人又はその遺族につきましては、原則として恩給法に移すことになり、ますが、これに伴いまして、戦傷病者戦没者遺族援護法による援護と、恩給法による恩給と、この二つの間に支給対象の重複等が生じますので、所要の調整を行い、その間、船舶関係の生じないように措置いたしてあるのであります。

なおこの法律は、恩給法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。が、新たに軍属の範囲に加えたところの船舶運送会の運航する船舶の乗組員の遺族に支給する弔慰金の支給につきましては、昭和二十七年四月一日に遡つて適用すること、又これらの遺族等に対する年金の支給並びに年金額の引上げ等につきましては、本年四月一日に遡つて適用することといたしてあります。

以上がこの改正法案の提案理由並びにその要旨であります。が、本案に對しましては、衆議院において次の四点について修正が行われたのであります。即ち、一、遺族年金額を昭和二十九年一月一日より二万七千六百円とする。二、遺族のうち、父、母、祖父又は祖母が氏を改めないで婚姻したときは、遺族年金の失格及び失権の事由としないこと。三、先順位者としての遺族年金を受ける権利を二以上有する遺族には、当該遺族年金を併給すること。四、平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者が、当該拘禁中に死亡した場合は、右の者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給すること。

以上の四点であります。厚生委員会では、政府当局より本案

の提案理由並びに内容につきまして、又、衆議院の修正事項につきましては、その発議者でございます青柳議員よりそれ／＼詳細なる説明を聴取いたしました。後、慎重審議をいたし、委員諸君と政府委員並びに衆議院発議者の間に頗る熱心なる質疑応答が行われましたのであります。その詳細は速記録によりまして御了承願いたいと存じます。

なお、この法律案の審議過程におきまして、一委員より、衆議院修正案によれば、恩給法の一部を改正する法律案に準じて、父、母、祖父又は祖母が氏を改めないで婚姻したときは、遺族年金の失格及び失権の事由としないという条件となつておるが、氏を改めないことを条件とするのは、新憲法、新民法に照らし疑義のあるところであるとの発言がありました。従つて、本委員会として今後更に本問題に對し慎重なる検討を加え、本法制定の趣旨を明瞭ならしめることを申合せ、全員異議なくこれを了承いたしました次第であります。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略し、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。次に、らい予防法案に関する報告を申し上げます。

「らい」は、慢性の伝染性疾患でありまして、一たびこれにかかると根絶することが極めて困難なる疾患であります。これは公衆衛生の立場から、又公衆福祉の面からも、極めて重大な問題であるばかりではなく、患者

は勿論、その家族がこゝろむす社会的不幸は測り知れないものがあるのであります。この「らい」の予防を図るすために明治四十年にらい予防法が制定され、爾來この法律によつて、「らい」の予防施策が実施されて参つたのであります。が、何分この法律は約五十年前の制定に係るものであります。ため、その後、数回の改正を加えてはおりますものの、今日の事情にそぐわないと認められる点もあつたので、これを全面的に改正したらい予防法を新たに制定しようとするものであります。この法案の主たる内容は、おおよね次の通りであります。

第一は、「らい」を伝染させる虞のある患者に對し、先ず勧奨により、本人の納得を得て療養所へ入所させることを原則とし、これによつて目的を達し、がたい場合に入所を命じ或いは直接入所させる等の措置がとられることとなつております。

第二は、療養所に入所しておる患者は、「らい」予防の見地から、法令により出頭を要する場合及び所長が許可した場合を除いては、当該療養所から外出してはならないこととしております。

第三は、入所患者が当該療養所内の秩序を乱した場合は、これについて一般の施設における同じ退所の処分を行うことができまので、所長が、秩序維持の手段として戒告又は謹慎の処分を行ふこととしてあります。

第四は、患者及び家族の福祉を図り、併せてこれによつて「らい」予防対策の円滑な推進を図りますために、患者及び家族の福祉措置についての規定を

は勿論、その家族がこゝろむす社会的不幸は測り知れないものがあるのであります。この「らい」の予防を図るすために明治四十年にらい予防法が制定され、爾來この法律によつて、「らい」の予防施策が実施されて参つたのであります。が、何分この法律は約五十年前の制定に係るものであります。ため、その後、数回の改正を加えてはおりますものの、今日の事情にそぐわないと認められる点もあつたので、これを全面的に改正したらい予防法を新たに制定しようとするものであります。この法案の主たる内容は、おおよね次の通りであります。

第一は、「らい」を伝染させる虞のある患者に對し、先ず勧奨により、本人の納得を得て療養所へ入所させることを原則とし、これによつて目的を達し、がたい場合に入所を命じ或いは直接入所させる等の措置がとられることとなつております。

第二は、療養所に入所しておる患者は、「らい」予防の見地から、法令により出頭を要する場合及び所長が許可した場合を除いては、当該療養所から外出してはならないこととしております。

第三は、入所患者が当該療養所内の秩序を乱した場合は、これについて一般の施設における同じ退所の処分を行うことができまので、所長が、秩序維持の手段として戒告又は謹慎の処分を行ふこととしてあります。

第四は、患者及び家族の福祉を図り、併せてこれによつて「らい」予防対策の円滑な推進を図りますために、患者及び家族の福祉措置についての規定を

は勿論、その家族がこゝろむす社会的不幸は測り知れないものがあるのであります。この「らい」の予防を図るすために明治四十年にらい予防法が制定され、爾來この法律によつて、「らい」の予防施策が実施されて参つたのであります。が、何分この法律は約五十年前の制定に係るものであります。ため、その後、数回の改正を加えてはおりますものの、今日の事情にそぐわないと認められる点もあつたので、これを全面的に改正したらい予防法を新たに制定しようとするものであります。この法案の主たる内容は、おおよね次の通りであります。

設けております。その他「らい」の予防に關しまして必要な規定が設けられております。

厚生委員会におきましては、直ちに「らい」に關する小委員会を設置し、法案を付託してその慎重審議を期しました。

小委員会は七月九日以来熱心なる審議を重ねること十二回、この間、或いは多摩全生園に出張して親しく患者の意見を徴し、或いは本委員会に移して参考人の意見を聴取する等、これが討論に全力を傾倒したのであります。

又、厚生委員会におきましては、本問題の基本的事項について熾烈なる追及が行われ、厚生大臣は、患者家族の生活保護については、生活保護法とは別建の国の負担による援護措置を定め、昭和二十九年九月から実施することに努力する、国立の「らい」に關する研究所を設置することについても、同様、昭和二十九年九月から着手したいとの言明がありました。以上の詳細については速記録を御覧願います。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りしましたところ、藤原委員より社会党第四控室を代表し、本案に反対の意を表せられ、患者の人権尊重、福祉に対する考慮がなく、職員の特種勤務にも措置がなく、法案全体を通じて何らの進歩的な面が見られないとの発言がありました。有馬委員よりは改進黨を代表し、賛意を表せられ、治療の万全を期し、予防の徹底を期するため、患者に対する入所の建前をとらなければならぬが、その手段方法についての欠陥は改善に努力すべき旨が要望されたのであります。山下委員よりは社会党第二控室を代表して反対の意を表せられ、本

案は取締り強化的のものがその正体であり、国家の「らい」対策の責任が不明で、人権擁護の点も稀薄であると述べられました。大谷委員よりは自由黨を代表して賛意を表せられ、鬼手仙心の立場から患者の療養を考慮しなければならぬが、その自由の制限と家族の生活保護については附帯決議の実現に期待することとでありました。當閣委員よりは緑風會を代表して本案に賛意を表せられ、不満ながら旧法より一歩前進しておることを認めるが、なお改善に努力すべきことを念願することとでありました。高野委員は本案に賛意を表し、本病の根絶について、医学、薬学の研究を更に助成すべき旨を強調されました。

討論を終結し、採決に入りしました。多数を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。なお、當閣委員より次の附帯決議を附すべき動議が提出され、採決の結果、全会一致を以てこれを採択することとに決定いたしました。附帯決議を朗讀いたします。

附帯決議

一、患者の家族の生活保護については、生活保護法とは別建の国の負担による援護制度を定め、昭和二十九年九月から実施すること。

二、国立の「らい」に關する研究所を設置することについても同様昭和二十九年九月から着手すること。

三、患者並びにその親族に關する秘密の確保に努めると共に、入所患者の自由権を保護し、文化生活のための福祉施設を整備すること。

四、外出の制限、秩序の維持に關する規定については、適正慎重を期すること。

五、強制診断、強制入所の措置については、人権尊重の建前に基き、その運用に万全の留意をなすこと。

六、入所患者に対する処遇については、慰安金、作業慰勞金、教養娯樂費、賄費等につき、今後その増額を考慮すること。

七、退所者に対する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の途を講ずること。

八、病名の変更については十分検討すること。

九、職員の充実及びその待遇改善につき一段の努力をすること。

以上の事項につき、近き将来、本法の改正を期すると共に、本法施行に當つては、その趣旨の徹底、啓蒙、宣伝につき十分努力することを要する。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) らい予防法案に對し討論の通告がございします。順次発言を許します。藤原道子君。

〔藤原道子君登壇、拍手〕

○藤原道子君 私は日本社会党を代表いたしました。只今提案されましたらい予防法案に對しまして反対の意を表せんとするものでございします。

本法案が上程されますや、全国一萬二千の患者は驟然と立ち上りまして、この法案を何とぞ人間の原ある法に改めたい。相變らず療養所よりもむしろ收容所的な空氣の強いこの法案に對しまして絶対反対の運動を展開いたしましたわけがございします。私たちは、この不幸なる病に侵されし人たちの人権を飽くまでも尊重し、温

かく保護することによつて、社会全般も又その福祉を受け、社会全般も又保護される。こういう意味においてこの法案が制定されるべきものと思つてございします。只今委員長から御報告のありましたように、法案の中に盛り込まれたものは、或いは人権の尊重であるとか、或いはその福祉であるとか、或いはの温かい名前は盛られておるのでもございします。けれども、この法案は、明治四十年に制定されました浮浪者對象としたところの強制収容的な面が隨所に頭を擧げておりまして「らい」対策の根本的なものはどこにも現われていないのでもございします。従いまして、この法案が制定されることによつて福祉を受けることを喜ぶべき患者が、何のためにあのような反対を起したのでございします。只今委員長のお話のございましたように、私もこの法案が衆議院から参議院に送付されて以来、直ちに「らい」小委員会を設けまして慎重審議をいたしました。或いは参考人を呼んでその意見を聴取いたしましたのでもございします。又、小委員揃つて多摩全生園へ出かけまして、患者のその悲痛な訴えをも聞いて参りました。患者も、或いは参考人も、この法案の骨子となつておりますところの強制收容には反対でございします。飽くまでも納得動議で行くべきである、こう申しております。或いは、所内秩序の維持、これに對しまして、これは所長に絶対の権限を与えよう、こうしたことに對しては反対である、飽くまでも所内の秩序を維持いたしますには、お互いの相互信頼によつてのみなし得るものであつて、こうした強権は害あつて一利な

し、参考人の意見はこのようであつたわけがございします。或いは又、大臣も私の質問に對しまして、飽くまでも納得で行くんだ、勸奨で行くんだ、或いはその患者の福祉も十分に考へてゐるんだと、こういう御答弁であり、且つ藤原委員と根本的におきましては全く御同感でございします。こういう御答弁がなされていたのでもございします。ところが、飽くまでも勸奨と納得で行くと言いつながら、予算面を見ますと「らい」思想普及費のごときは僅かに二十二万円より計上されております。これで一体どうして納得勸奨の運動ができるでございします。私は、何ら予算的措置を伴わないこの羅列的な法案によりましては、絶対に不幸なこの「らい」患者を救ふことはできない、かように考へるものでございします。(拍手)而も私たちの法の審議に當りまして、私たち、所内から、あの悲しい病に侵された人、自分の意思によらずして不幸な病に侵された人たちが、陳情を、請願を、初めは文書を以ていたしていただのでもございしますけれども、自分たちのこの悲願が達成されない、こういう絶望感に陥りまして、遂に議會に對しまして陳情を執行いたしました。そして、坐り込みを何日か連続して繰返して訴えていたのでもございします。いよいよ最後の法案の審議に當りましたときには、あの中から固く閉ざされた門扉の外から手を入れまして、入れてもらいたい、助けてもらいたい、悲痛な叫びは委員會になお聞えて来たわけがございします。この患者の福祉を守るために作ろうとしておる法律に對して、患者は欄の外からまるで動物か何かのよう

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 戦傷病者救済遺族等援護法の一部を改正する法律案外一件

七八〇

に、自由なき人々が血の叫びを擧げておられますときに、この患者の言うことを何一つ取上げてやる事ができなかった。而も私たちの小委員会におきましては、全員一致で十四万所の問題を抽出いたしました。どうしてもこの問題を改正してやりたい、この問題は必ず改正してやりたいという事なことが申合されました。これは全会一致でございまして、いかかわらず、遂に一条一項も改正することができなかつた。「どうぞ参議院の皆様、頼む」と手を合せて泣いて訴えておりました患者の要望に答えることができなかった。患者のために作る法律なんです。社会の福祉のために作る法律なんです。それなのに、その対象である患者が血の叫びを以て反対しておられますとき、なぜこれを強行しなければならなかつたか。而も政府は、この予算的裏付けのない点を私どもが追及いたしますと、それは来年度においていたします。誠に答えがあいまい模範といたしておるのでございします。又委員の中にも、この法律は明治四十年に制定した法律よりも一歩進んでいる、だからこれは今回通してそうして次期に改正したらいよいよ、こういうことを言われた。或いは、表に押しかけた患者は、この法案が握られていたから騒ぐのである、この法律が通過したならばこれは立派に平等に勝るのだ、こういうことを言われたのでございします。けれども、私は、若しも本当に親心ある温かい気持ちでございしますならば、なぜ今急ぐか、本当に法案の裏付けとなるべき予算を先ず第一にとることとでございします。それと同時に、その間におきまして、患者に、こういう場

合でなければ強制収容は絶対にしないのだ、所内においての処遇もこれ、こういうふうな改正するのだ、或いは又、定員増額を心から念願しております患者或いは職員に對しましては、定員はこれ、この定員とし、その処遇はこうするのだというものを納得させ周知せしめまして、その上に立つて法案が制定されたならば、このよう、社会に御迷惑をかけるような、そして患者自身あのように苦しめることなく、スムーズに行つたでございましょう。(拍手)ところが、法案さえできるならば、むりやりに押し通すことができるのだ、患者は法案が通つたならば泣き寝入りをするのだというやうな強制的なやり方が随所に破綻を来したのではないでございましょうか。(誰がやらした)と呼ぶ者あり私どもはこの点を追及いたしました。併し少数にして破れたのでございします。けれども、この法案の審議中に、患者が訴え、或いは坐り込んでおりますときに、厚生当局はあの炎天下におきまして、なお、湯茶一ぱい患者にくれようとはしなかつた。或いは患者に對して食事を与えてくれと頼んでも、これをあえてしなかつた。そうして厚生次官は大臣の命令で食事は出さぬことに決定したのでございします。(その通り)と呼ぶ者あり(委員会において大臣に對してそのようなことを質しましたところ、大臣は、そのような命令を出したことはございしません。今、法案審議の過程においてすでに大臣と次官の間に食い違いがあるのです。(全くその通り)と呼ぶ者あり)従いまして、この法案ができたのちのその運用の面におきまして、私どもは不安な

きを得ないのでございします。果せるかな、法案が通過いたしましたとしても、患者は坐り込みの現場をきれいに御掃除をして引揚げましたので、私どもは安心をいたしました。ところが、昨日聞くところによると、厚生省の大臣室の前には患者多数が坐り込んで、なお悲願達成のためにお願いをし続けておると聞いております。厚生省の外には百人に余る患者が天幕を張つてなお願ひをいえるというのを聞いております。法案は立派にお通しになりました。けれども、なお、この処置を何となさるお考えでございましょうか。私は申し上げます。断じて強権で物事はうまく行くものではない。(そうだ)と呼ぶ者あり(殊に、患者がその生活を破壊され、人間の欲望を全部奪ひ取られて、療養所へ入ることによつて利益いたしまするのは誰でございましょう。患者の犠牲において助かりますのは、或いは利益いたしますのは、お互い八千五百万国民ではございせんか。これを思ひますとき、一万未収容患者を加えまして僅かに一万五千名の患者、この患者の福祉を本当に十分にいたしましたとて、国家財政に破綻を来したようなことはないと思つてございします。(拍手)かかる意味におきまして私は絶対的にこの法案に賛成するわけには参りません。

殊に私が強調したいことは、療養所の定員が非常に不足でございします。そうして「らい」療養所は、同じ療養所でありながら、結核療養所に比べましてその定員が一割にも満たない現状でございします。従いまして、患者はあらゆる作業に従事させられておる。或いは重傷患者の看護に、土工に、洗濯に、或いは炊事に、あらゆる仕事を担当させられておりますが、これらの一日の手当が僅かに十四から二十四、平均十二円五十銭でございします。これに患者に人間的な扱いをしていようといふことが言えるでございします。このような凄惨な当局のやり方に対して、私は飽くまでも反対し、只今私たちの本心といたしましては、どうしても法の改正をしたかつたのでございしますけれども、不幸にして修正には成功しませんでした。従いまして、只今触れましたところの修正決議案の趣旨が、一日も早くこれが実現いたしました。患者が安心して療養のできるやうに、働き手を失つて絶望に陥つております患者の家族が安心して生活のできるように、療養所に従事する職員たちが、社会の嫌悪と偏見から肩身の狭い思いをしなから、なお不幸な患者に對して率仕しております。この職員に對する処遇が一日も早く改善され増員が実現いたしますやう、今後飽くまでも努力しなければならぬと思つてございします。

皆様、法案は衆議院から通過して来たら、参議院で修正しても、衆議院へ行つて両院協議会で若し敗れたら何にもならない。こういうことを申される方もございしますけれども、両院制度の立場を考えますとき、参議院が本當に人道的立場に立つて、そうして法の正しい修正をいたしますことは当然の権利であり、これが両院協議会で敗れるか敗れないか、やつてみなければわからないこととでございします。(異議なし)と呼ぶ者あり(それを、ただ、そういう手数を省き、ただ吉田政府の、弱い者は飽くまでも蹂躪して持てる階級にサビズすればいい、資本家のためには莫大な巨額な費用を惜しまない政府が、弱者に對しては僅かな費用をも惜しみ、その生活が如何にならなかつたとも、てんとして顧みない。こういうやり方に対しては、我々参議院は良識を以て闘わなければならぬと思つてございします。(拍手)「その通り」(と呼ぶ者あり)この「らい」患者に對する今回の法案にいたしまして、これこそ反動吉田内閣の一つの現われであると言わざるを得ないのでございします。

かかる意味におきまして、私はこのらい予防法案に對しましては絶対に反対の意を表明し、なお且つ我がこの法案に反対いたしますゆゑを申述べまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 加藤シヅエ君。

「加藤シヅエ君登壇、拍手」

○加藤シヅエ君 私も又社会党の立場を代表いたしました。只今議題となつておりますらい予防法案の政府原案に對し、委員長報告によりますところの九つの附帯決議事項を支持いたし、その決議事項の内容が、政府当局が厚生委員会におきましてなされた答弁のごとく、忠実に実施されることを要望し、且つ、早い機会にこの項目を骨子に織り込んだら、らい予防法の改正案が問題にされることを望むものでございします。(拍手)

本法案は、もとく全国十カ所の療養所に所在いたしておりますところの一萬二千の「らい」患者を対象とするものでございしますから、その数から申しましたら誠に小さいものかも知れませ

ん。併し、不治の病と言われ、世間からは見捨てられ、醜態な体面をどうすることもできないで呻吟しておられます。このこれらの不幸な人々を対象とするものでございませうだけに、この法案は計り知れない深い意義と特色を持つておるものでございませう。申すまでもなく民主国家にありましては、一人の人間の生命も、一人の人間の人格も、決して粗末に取扱われなければならないのでございませう。(拍手)若し今日の民主憲法の下に、新らしく「らい」予防法を制定しようといふならば、「らい」患者を犯罪人のように収容することをして事足りると思われ、人間精神と科学的態度とを十分に加味した新しい立法が考えられなければならないことは当然でございませう。即ち、この問題の中心であるところの、如何にして「らい」の伝染を防止するか、如何にして「らい」の治療を完璧にするか、如何にして不幸な「らい」患者並びにその家族を保護するか、この三点が十分に具現された法律の制定がなされなければならないのでございませう。厚生委員会は、堂森委員長の下に、暑熱をもとめせず、委員会、小委員会等、回を重ねること実に十数回、熱心且つ慎重に論議されましたことに対しては、委員各位に對しまして、その労を多とし、敬意を表するものでございませうが、委員会の熱意にもかかわらず、結果は、人民を取締ることよりほかに能のない官僚式な政府案の成立を見たのでございませう。このことは、本案に不満を抱く患者はもとより、民主主義日本とは名ばかりで、吉田内閣の下に、世を挙げて逆コースに押し流されんと

してある今日、公共の福祉の美名にお化粧した反動立法が、ここに又一つ積み重ねられることを見ることは、(拍手)返すくも残念至極と申さなければならぬのでございませう。殊に、この法案の大きな欠陥は、不幸なる「らい」患者に何一つ将来への希望といふものを与えておられないのでございませう。(その通りと叫ぶ者あり)又、患者自身が病苦に責められて自分自身どうすることもできないのに、その患者の家族の生活保障に對しての思いやりをいたしておりません。又「らい」は忌むべき病氣であるために、一人の患者が発生いたしますと、その親類縁者までが世間から白眼視される実情を考へて、当然患者と診断された本人及びその家族の幸福のための秘密性保持の工夫がなされなければならないのに、その配慮をこの法律は忘れておるのでございませう。又「らい」患者は、この病気の性質上、永久に家族から社会から隔離されてしまう不幸な人生をかこつておられますのに、収容所におきましては、慰安の設備は余りにも貧弱で、あまつさへ思想言論の自由さえも制限を受けておるのでございませう。又、収容所におきましては、輕症患者のなすところの各種の作業、今、藤原議員も申されましたように、土木の作業、お炊事の作業、看護の業務、これらの業務は療養所内の運営上欠くべからざるものであるにもかかわらず、この労働の報酬は、刑務所のそれにも及ばない一日十円とか二十円とかという支払いに過ぎないというような苛酷な待遇を与へ、而も若し患者がこういうようなやり方に不満を有する方なく、少しの不服従の意思表示をいたしますと

ば、忽ち峻厳な罰則を以て臨む、こういうような、人間愛を以て患者を遇する途が全く欠如しているところに、この法案の時代錯誤性が遺憾なく暴露されておるのでございませう。これらの欠陥に満ちた政府原案議決に際し、参議院の厚生委員会がなされましたところの九つの項目の附帯決議は、法案そのものの改正には成功しなかつたにせよ、私が今敷き上げたところの原案の欠陥に對しまして補足的な意義を持つておるものでございませう。例えば二十九年度予算に計上して国立の研究所を設立せよ、この一項目は、患者は、いつの日には医学が進歩して「らい」病も又全治し得るといふような喜びが訪れるかという光明を見つめて、希望の中に治療を続けて行くことができるのでございませう。又、患者の家族の生活保障につきましても、政府の推測でも現に三千五百世帯が保護を必要とするものとされておりますのに對しまして、現在四百世帯が辛うじて生活保護法にかかつているに過ぎない。こういうような現状に對しまして、この附帯決議は、一般生活保護法とは別途の保護対策を設けて、これに又二十九年度からの予算に計上すべく措置をとるとの、こういう御答弁がございましたことは、生活保護の對象を拡大し得るばかりでなく、保護を受ける方々が、地方自治体を通ずる必要がなくなりませうから、こうすることによつて、患者及びその家族の秘密性保持の要望にも応えることができるであらうことは、当然且つ賢明な措置だと考えます。

政治の貧困そのものを余すところなく露呈したかのときより、予防法案は、賢明なる参議院厚生委員会の皆様方の努力によりまして、附帯決議の九つの項目を以て辛うじて体裁を整えた感がございませうが、私が最後に一言強く指摘いたしておきたいことは、政府が「らい」予防法案を通じて国民に暴露したところの強制力行使の思想でございませう。(拍手)前国会における破壊活動防止法、そして又、昨日この本会議におきまして結末を見ましたところのスト規制法のごとき、いずれも明らかに、思想言論の自由、労働者の生活権を守るところの自由の對して、公共の福祉に名をかりた強制力の発動が見られておるのでございませう。(拍手)思想的に貧困なることを以て特徴とするところの現政府が、納得すべくによる相互信頼感の育成に失敗いたしました、ここに罪なき「らい」患者にまで強制力の強化を以て臨もうとしたしておるのでございませう。この法案は、即ち、政府原案の内容を貫く精神は、民主主義時代にあるまじき強権思想の高揚であり、官僚政治思想の復活でございませう。(その通りと叫ぶ者あり、拍手)「らい」患者は、こんな病氣にかかっただけでも、もうたぐさんでございませう。それなのに、この悲運をかこつておる一群の人間を、強制収容の名の下に、強姦殺人の現行犯でもあるかののごとき、或いは又汚物を処理するような考えで、庭にくるんで、家族の者たちに別離の言葉を告げる暇も与えず、引つ捕えて、トラックに乗せて収容所に放り込むなど、全く憲法下に許されない人権蹂躪の実例は、今日、なお、患者の五割までは、こうして強制力行使の経験者で

あるという実情がよく物語つておるのでございませう。凶惡粗暴な犯罪者を取扱う場合のほかは、すべて日本の法律から「強制」の文字、「強制」の思想は抹殺すべきではないでございませうか。(拍手)強制力を使用する政治とは暴力政治の別名でございませう。不幸な病人、「らい」陳情者に對しまして固く閉ざされましたところの国会の門、その鍵につかまつて、「らい」患者の人間性を認めて下さい、「らい」患者の人格を尊重して下さい、こういう叫び声を聞きつつ、患者たちに対しては血も涙も忘れてしまつたような強制収容権強化の法律が通過いたしましたことにつきまして、後世の歴史家は何と申すでございませうか、吉田内閣の悪政の代表的名のものと指摘するでございませう。(拍手)若し現内閣の寿命がまだ幾続いたすようならば、政府は、名誉回復のために、次の国会におきましては、必ず本法案の附帯決議事項を骨子といたしました、強制力行使の思想を放棄した、人間精神の香りの高い改正「らい」予防法の誕生に努力して、らい治療所とは、らい患者の喜んで集まり来たり、希望を持ちつつ病を癒す所たらしめんことを強く要望いたします。

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしましたし

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案外一件

このようにして今日の自由党内閣の

あるという実情がよく物語つておるの

でございませう。(発言する者多し、拍手)

七八一

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

た。討論は終局したものと認めます。
これより阿案の採決をいたします。

先ず戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、らい予防法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、法人税法の一部を改正する法律案

日程第五、所得税法の一部を改正する法律案

日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長大矢次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年八月三日

参議院議長 河井彌八郎 康次郎

〔小字及び一は衆議院修正〕

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「法令による公団、連合国軍人等住宅公社」を削り、同条第三号中「及び船舶管理委員会」を削り、同条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得について法人税に相当する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

第五条第一項第五号中「牧野組合」を削り、同項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得(収益事業から生ずる所得を除く)について法人税に相当する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

第五条の二中「清算中の各事業年度において」を「清算中に」に改める。
第五条の三「法人の積立金」を「法人の清算所得及び積立金」に

「各事業年度の積立金」を「清算所得及び各事業年度の積立金」に改める。

第七条の二第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の法人が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、法人税は、その収益を享受する法人に對して、これを課するものとする。

第八条中「積立金の金額」の下に「並びに清算所得の金額を加える。」
第九条の五第一項中「出資の金額」を「出資の金額」と合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者對し合併に因り交付した金銭の額との合計額」に改める。

第九条の六第一項を次のように改める。

法人が各事業年度において内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配(証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因る収益の分配又は元本の追加償還をなす)については、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。

以下同じ。を受けた場合において、第十八条乃至第二十一条の規定による申告書に当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資

七八二

信託の収益の分配に因り受けた金額(これらの元本たる株式、出資又は受益証券がその利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配の計算の基礎となつた期間の末日前一箇月以内に取得されたもの(当該末日から二箇月を経過した日まで所有されていたものを除く)であるときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額が第二項第一号乃至第三号の規定の一に掲げる金額に該当する場合を除く外、これらの金額のうち命令の定めるところにより計算したその元本たる株式、出資又は受益証券を所有した期間に相當する部分の金額とする。以下利益の配当等に因り受けた金額といふ。に關する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当等に因り受けた金額(これらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子があるときは、当該金額から当該利子の額を控除した金額)は、第九条第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九条の六第二項各号列記以外の部分中「前項をこの法律に改め、同項第一号中「積立金額から成る部分」に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額(第九条の二乃至第九條の四の規定により益金に算入されなかつた金額及び前条第一項に規定する合併減資金のうち留保した金額をいう。以下同じ)及び再評価積立金額(資産再評価法の規定による再評価積立金額をいう。以下同じ)の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第二号中「解散の時に」を「積立金額(剰余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合)には、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。」から成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第三号中「積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同条第四項中「これらの金額の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、」を削り、「当該各号に掲げる積立金」を「株式の消却若しくは資本の減少、退社、脱退若しくは出資の減少の行われた法人又は残余財産の分配をなす法人の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額」に改める。

第九条の九中、「第二十六條の五第一項」及び「第二十六條の五第一項、第二十六條の六第一項又は第二十六條の七第二項」に、「及び過誤納」を並びに過誤納に改める。

第十條中「又は所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項」を削り、同條の次に次の二條を加える。

第十条の二 法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち、第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相当する金額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税額から、これを控除する。

第十条の三 この法律の施行地外にある資産又は事業を有する内国法人が、当該資産又は事業から生じた所得（以下外国から生じた所得という。）についてその所在地の法令により課せられる法人税に相当する税（以下外国の法人税という。）を納付することとなる場合においては、命令の定めるところにより、当該外国から生じた所得について、当該外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得のうち、当該外国から生じた所得に相当するものとして命令の定めるところにより計算した部分の金額に対し、当該法人の区分に応じ第七條第一項第一号の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を当該計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除する。

第十二條の二 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。
一 法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解

散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額（清算中に資産再評価法第四條の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）の合計額（以下解散当時の資本金額等という。）をこえる場合のそのこえる金額。

二 法人が合併した場合において、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額（合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合は、合併法人が被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に對應するこれらの金額を控除した金額）をこえる場合のそのこえる金額のうち、被合併法人の合併当時の資本積立金額及び再評価積立金額以外の金額から成る部分の金額。

前項第二号に規定する場合において被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合に

は、当該法人の設立の際における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

法人が清算中において納付した又は納付すべき法人税額（解散の日を含む事業年度以前の事業年度の法人税額、清算中の各事業年度の積立金に対する法人税額及び第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税額を除く。）若しくはその法人税額に係る地方税法の規定による市町村民税額若しくは再評価税額は、これを残余財産の価額に算入する。

第九條第七項の規定は、第一項の清算所得の計算について、これを準用する。

第十二條の三 法人が清算中において所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、清算所得に對する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、法人の清算所得の計算上、これを残余財産の価額に算入する。第二十六條の八第一項の規定により還付される所得税額についても同様とする。

第十二條の四 法人が清算中において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち、第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相当

する金額は、命令の定めるところにより、清算所得に對する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき金額は、法人の清算所得の計算上これを残余財産の価額に算入する。第二十六條の八第一項の規定により還付される金額についても同様とする。

第十七條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 清算所得
第九條第六項に掲げる法人
清算所得金額のうち、解散若しくは合併の際における積立金額（清算中の各事業年度において当該積立金額に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額）又は清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額から成る部分の金額（以下積立金及び非課税所得から成る部分の金額という。） 百分の二十

清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額 百分の四十一
その他の法人
清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額 百分の二十
清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額 百分の四十一

「第一項第三号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第二号の場合において、清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額とは、左に掲げる金額の合計額をいう。

一 第六條第一項に規定する重要

物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同条の規定による免除期間満了の日（残余財産確定の日がその日前であるときは、残余財産確定の日）までの間に生じた所得の金額

二 清算中において内国法人から受けた第九條の六第一項に規定する利益の配当等に因り受けた金額からこれらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子の額を控除した金額

三 清算中において第二十六條の四第四項の規定により還付を受けた金額（同条第五項の規定により充当された金額を含む。）

第二十六條の五第一項、第二十六條の六第一項若しくは第二十六條の七第一項の規定により還付を受けた金額又は過納金によつて還付を受け若しくは未納の国税、督促手送料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二條の規定による利子税額を除く。）の金額

第十八條第六項、第十九條第一項及び第二十條第一項中「及び第九條」を「、第九條乃至第十二條及び第十三條」に改める。

第二十二條第一項中「各事業年度の法人税」と各事業年度の積立金に對する法人税」に改め、同条の次に次の四條を加える。

第二十二條の二 清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散していない法人の所得とみなして当該事業年度につき第六條、第九條乃至第十條の二、第十二條及び第十七條第一項第一号

七八

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

七八四

の規定により当該事業年度の課税標準たる所得金額及び当該所得に對する法人税額を計算し、その税額があるときは、第十八条乃至第二十一条の規定にかかわらず、前条に規定するものの外、当該事業年度終了の日から二箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、当該事業年度の所得金額及び当該所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、当該事業年度終了の日における財産目録及び貸借対照表、当該事業年度の収支の計算に關する明細書、当該事業年度の所得金額の計算に關する明細書並びに当該所得に對する法人税額の計算に關する明細書を添附しなければならない。

前二項の規定は、清算中の法人に清算中の各事業年度について第一項の法人税額のない場合について、これを準用する。

第二十二條の三 清算中の法人は、残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配しようとするときは、残余財産の全部の分配をなす場合を除く外、分配のつど、分配の日の前日までに、そのこえる部分の金額を清算所得金額とみなして計算した課税標準たる清算所得金額及び当該清算所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書は、第十七条第一項第二号に規定する清算所得の区分にかかわらず、まず、当該分配の時に對する積立金額の範囲内に

おいて積立金及び非課税所得から成る部分の金額に相當する残余財産を分配し、後に積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額に相當する残余財産を分配するものとみなして計算する場合の清算所得に對する法人税額を記載するものとする。

第一項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、解散の時に對する貸借対照表、残余財産分配の時に對する財産目録及び貸借対照表その他清算に關する計算書並びに当該清算所得金額の計算に關する明細書及び当該清算所得に對する法人税額の計算に關する明細書を添附しなければならない。

第二十二條の四 納税義務がある清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、清算所得金額及び当該清算所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前条第三項の規定は、前項の規定により申告書を提出する場合について、これを準用する。

前二項の規定は、清算中の法人に清算所得に對して納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十二條の五 合併法人は、合併の日から二箇月以内、被合併法人の清算所得金額及び当該清算所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、被合併法人の合併の時に對する貸借対照表その他合併に關する書類、合併に因り承継した資産の明細書並びに当該清算所得金額の計算に關する明細書及び当該清算所得に對する法人税額の計算に關する明細書を添附しなければならない。

前二項の規定は、被合併法人に清算所得について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十三條第一項中「又は前条第一項」を、「第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は前条第一項」に改め、同条第三項中「又は第二十二條第三項」を、「第二十二條第三項、第二十二條の二第三項、第二十二條の四第三項又は前条第三項」に改める。

第二十五條第二項中「及び積立金を及び積立金並びに清算所得」に改め、同条第三項中「二十日以内」を「二箇月以内」に改め、同条第七項第四号中「乃至第二十二條」を「乃至第二十二條の五」に改める。

第二十六條第一項中「又は第二十二條第一項」を、「第二十二條第一項、第二十二條の三第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十二條の二第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十二條の二第二項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本

金額等をこえる部分を分配している場合において、その分配金額が当該分配の時に對する積立金額をこえているときは、その納付すべき法人税額は、当該申告書に記載した法人税額からその積立金額をこえる部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上分配の時に對する積立金額をこえる残余財産の一部の分配をなしているときは、当該積立金額をこえる金額の合計額）に百分の四十二（当該法人が第九條第六項に掲げる法人であるときは、百分の三十五）を乗じて算出した税額に相當する法人税額を控除した税額とする。

第二十二條の四第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該當する場合においては、その納付すべき法人税額は、当該申告書に記載した法人税額から左に掲げる法人税額（左の各号のいずれにも該當する場合においては、その合計税額）を控除した税額とする。

一 解散の日から当該申告書提出の日までに清算中の事業年度が終了した場合において、当該事業年度終了後二箇月以内に納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額

二 解散の日から当該申告書提出の日までに残余財産の一部を分配した場合において、その分配の日の前日までに納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額

条の二第一項又は第二十二條の三第一項の規定による申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税は、当該法人が前項の規定により納付する法人税の予納として納付されるものとする。

第二十六條の二第一項中「第二十二條第一項」の下に、「第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項」を、「前条第三項」の下に「乃至第五項」を加える。

第二十六條の五第一項中「又は所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項」を削り、同条第五項中「その加算すべき」を「その還付すべき」に改め、同条の次に次の三條を加える。

第二十六條の六 法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該當するものの百分の二十五に相當する金額のうち、第十條の二の規定により当該事業年度の所得に對する法人税額から控除することができるときは、法人税額から控除することのできなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に對し還付の請求をなす場合に限る。政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。

前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、当該事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九條の六第二項第二号又

は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額、第十号の二の規定により法人税額から控除を受けることができない当該百分の二十五に相当する金額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

前条第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の七 内国法人がこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額のうち、第十条の三の規定により当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつたもの、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第十八条若しくは第二十一条に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限る、政府は、命令の定めるところにより、当該控除することができなかつた税額に相当する法人税額を還付する。

前項の規定による外国の法人税の額の還付の請求をしようとする法人は、この法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の

額、第十条の三の規定により法人税額から控除を受けることができない外国の法人税の額及び当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつた外国の法人税の額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十六条の五第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により法人税額を還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の八 法人が清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九号の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額のうち、第二十一条の三第一項、第二十一条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができなかつたもの、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、第二十一条の四の規定による申告書又は第二十三条の規定による申告書で第二十一条の四に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限る、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。この場合においては、国税徴収法第三十一条ノ六の規定は、これを適用しない。

前項の規定による法人税額の還付の請求をしようとする法人は、

清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九号の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額、第二十一条の三第一項、第二十一条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができなかつたもの、所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額及び清算所得に対する法人税額から控除することができなかつた所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十七条第一項中「又は積立金に対する法人税額」若しくは積立金又は清算所得に対する法人税額（清算中に終了した事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。）に改める。

第三十一条の二第一項中「第二十一条又は第二十二條」を「又は第二十一条乃至第二十二條の五」に改める。

第三十一条の三に次の一項を加える。
前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事業所を有する法人で、その事業所の二分の一以上に当る事業所につき、当該事業所の所長、主任その他の当該事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者

の親族その他の当該主宰者と命令で定める特殊の関係のある個人（以下所長等という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するもの行為又は計算で、これを否認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について、これを準用する。

第四十二条第一項第三号中「又は第二十二條第一項」を、第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項に改め、同条第四項中「前三項」の下に「及び第七項」を加え、「百元」を「三百円」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額（法人税額又は追徴税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額及び期間に応じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

大利子税額の範囲内で、これを定める。

第四十三条第一項及び第二項中「乃至第二十二條」を「乃至第二十二條の五」に改める。

第四十三条の二第二項中「乃至第二十二條」を「乃至第二十二條の五」に改め、「に代え、過少申告加算税額」を削り、「納付すべき法人税額」の下に「これらの税額の一部が、法人税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠蔽し又は仮装されていらない事実」に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額。以下本項において追徴税額等という。）を、「徴収する。」の下に「この場合においては、当該追徴税額等に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加え、同条第二項中「追徴税額」の下に「これらの税額の一部が、法人税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠蔽し又は仮装されていらない事実」に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額」を加える。

第三項中「法人税額」の下に「（当該法人税額の一部が、法人税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠蔽し又は仮装されていらない事実」に基く税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）」を加える。

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

第四十六條の五を次のように改める。

第四十六條の五 外国法人がこの法律の施行地に支店、工場その他の事業所を有しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他法人税に関する一切の事項を処理するため、内国法人若しくはこの法律の施行地に事業所を有する外国法人又はこの法律の施行地に住所を有する個人のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならぬ。命令で定める場合を除く外、外国法人がこの法律の施行地に事業所を有しないこととなるときも同様とする。

第四十八條第一項中「若しくは第二十二條第一項を、第二十二條第一項、第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に改める。

第四十八條の二中「又は第二十二條第一項を、第二十二條第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第四十九條第一項中「又は第二十二條第一項を、第二十二條第一項」に改める。

「に虚偽の記載」を、「第二十二條の二第一項の規定による申告書(第二十三條第一項の規定による申告書で第二十二條の二第一項に規定する事項を記載したものを含む。)(又は第二十二條の三第一項の規定による申告書(第二十三條第一項の規定による申告書で第二十二條の三第一項に規定する事項を記載したものを含む。))に虚偽の記載」に改める。

附則
公布の日
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第四條、第五條第一項、

第九條の五第一項、第九條の九及び第三十一條の三第二項の規定は、法人の昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

3 新法第五條の三、第八條、第十二條の二、第十二條の三、第十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の二から第二十二條の五まで、第二十三條、第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の八(新法第二十六條第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額に關する部分に限る。)、第二十七條第一項、第三十一條の二第二項、第四十二條第一項、第四十三條並びに第四十三條の二(新法第二十二條の二から第二十二條の五までの規定による申告書に關する部分に限る。)(の規定は、法人のこの法律施行の日以後における合併に因る清算所得に対する法人税並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)(で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの清算所得に対する法人税(清算中に終了する事業年度でこの法律施行の日以後終了するもの)に係る法人税及び同日以後における残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。))から適用し、同日前に合併に因り消滅した

法人、昭和二十五年四月一日前に解散した法人、同日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が終了したものと及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの法人税の課税については、なお従前の例による。

4 昭和二十五年四月一日以後この法律施行の日前に解散し、且つ、同日前に清算中の事業年度の一以上が終了している法人がこの法律施行後において残余財産の一部を分配する場合における新法第二十二條の三第二項の規定の適用については、当該分配金額のうち、解散の日からこの法律施行の日までに終了した各事業年度の所得の金額の合計額から成る部分の金額は、新法第十七條第一項第二号に掲げる横立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額とみなす。

5 新法第九條の六第一項の規定中利益の配当又は剰余金の分配に關する部分は、法人が昭和二十八年七月一日以後取得したこれらの元本たる株式又は出資に係る利益の配当又は剰余金の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の利益の配当又は剰余金の分配については、なお従前の例による。

6 新法第九條の六第一項の規定中証券投資信託の収益の分配に係る部分は、法人が昭和二十八年七月一日以後に分配を受ける証券投資信託の収益の分配でこの法律施行

の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の利益の分配については、なお従前の例による。

7 前項の規定により新法第九條の六第一項の規定の適用を受ける証券投資信託の収益の分配が、当該法人により昭和二十八年七月一日前に取得された受益証券に係るものであるときは、当該収益の分配については、同項中「出資又は受益証券がその利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」とあるのは、「又は出資がその利益の配当又は剰余金の分配」と、「出資又は受益証券を所有した期間」とあるのは、「又は出資を所有した期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

8 新法第九條の六第二項及び第四項の規定は、法人がこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)(で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもの)のこの法律施行の日以後における残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額から適用し、法人がこの法律施行の日前における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若し

くは脱退又は合併に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人で、この法律施行の日前に清算が終了したものと又はこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配額が新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得した又は取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人で、この法律施行の日前に清算が終了したものと又はこの法律施行の日の前日までの残余財産の分配に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額については、なお従前の例による。

9 新法第十條の二、第十二條の四、第二十六條の六及び第二十六條の八(利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち新法第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するもの)並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)(で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産

の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもので、控除することのできる人税額から控除することができな

12 新法第四十二条（新法第四十三

条第四項及び第四十三条の二第四項において準用する新法第四十二条第四項を含む。)の規定は、法人がこの法律施行の日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

13 この法律施行の際未納に係る法

13 この法律施行の際未納に係る法人税額又は追徴税額が十万円未満である場合（前項の規定により新法第四十二条第七項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第四十二条第一項から第三項まで及び第六項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

よる。

14 新法第四十二條第四項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。

の法令により課せられて納付することとなつた法人税に相当する税でその税の課税上の所得の計算期間の末日がこの法律施行の日以後の日であるものから適用する。

15 新法第四十三條の二第一項から第三項までの規定（新法第二十二條の二から第二十二條の五までの規定）による申告書に関する部分で余り、は、この法律施行の日以後

11 新法第三十六条の入の規定中所
関くは、この法律施行の日以後
決定の通印をする電算税関のつ

得税額の還付に関する部分は、法人が清算中において所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第十八条の規定により納付した所得税額のうち新法第十二条の三第一項

16 法人が昭和二十七年一月一日以

後に所得税法の臨時特例に關する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号）第十九條第一項の規定により納付した所得税額は、新法第二十條、第二十二條の三、第二十六條の五及び第二十六條の八の規定並びに附則第二十一項の規定の適用については、所得税法第十八條の規定により納付した所得税額とみなす。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年八月三日

參議院議長 堀内 正良

（小字及び——土樂遺完修正）

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「營業所に

預入された空営業所（事業所を含む。以下同じ）に預入されたに、「利子又は」「利子若しくは」に改め、「支払を受けるとき」の下に「又はこの法律の施行地において事業をなす者に対する出資につき匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令で定めるもの（以下匿名組合契約等という。）に基く利益の分配を受けるとき」を加え、同条第三項中「者を除く。」の下に「のうちこの法律の施行地に住所を有しないものに對するこの法律の規定（第六十五条の規定を除く。）の適用」を加え、「みなして、

この法律を適用する。」を「みなす。」に改め、同条第四項中「社債の下に」（会社以外の法人の発行する債券を含む。以下同じ。）を「合同運用信託の利益の支払の下に」、匿名組合契約等に基く利益の分配」を加え、（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配を除く。）を削り、同条第五項第二号中「又は採石法」を「若しくは採石法に改め、場合を含む。」の下に「又は鉱業法による租鉱権の設定」を加える。

第三条第二号を削り、同条第三号

に次の一項を加える。

前項各号に掲げる法人の所得

(法人税法第五條第一項に規定する収益事業から生じた所得を除く。) であるものにつきその所在地の法人により所得税及び法人税に相当する税を課さない場合において

は、その所在地に本店又は主た

る事務所を有する法人で大蔵大臣の指定するものについては、その指定の時機において生じた所得に對しては、所得税を課さない。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 資産又は事業から生ず

る収益の法律上帰属するとみら

該収益を享受せず、その者以外の者が、当該収益を享受する場合においては、当該収益については、所得税は、その収益を享受する者に對して、これを課するものとす。

第五條を次のように改める。

第五條 左に掲げる金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が反尋する金銭の

のうちに、株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額のうち、当該

法人の資本又は出資の金額、資

産再評価法の規定による再評価積立金額並びに法人税法第九条の二乃至第九条の四の規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額から成る部分の金額（以下資本金額等から成る部

分の金額という。)を超過する場合

合におけるその超過金額

二 法人が法人税法第十六条に規定する積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金

額のうち、株主の有する株式に
対応する部分の金額

前項第一号に規定する場合において、株主、社員又は出資者が金銭その他の財産を数回にわたり取得するときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及

は、金銭以外の財産の価額の合計額

から成る部分の金額から支払われ
又は交付され、なお残額があると
きは、資本金額等から成る部分の
金額以外の金額から支払われ又は
交付されたものとみなす。

第六條第五号中「所得のうち」の下に「有価証券（有価証券取引税法第

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

七八八

二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。
以下同じ。及び一を加え、同条第六号を同条第十一号とし、同条第七号中「若しくは法人」を削り、同条第十二号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同条第五号の次に次の五号を加える。

六 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散した法人(以下解散法人という)の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

七 法人が合併した場合において合併に因り消滅したこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人(以下被合併法人という)の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人(以下合併法人と総称する)から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

八 第五条第一項第一号に規定する場合において、株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額又は株主、社員若しくは出資者が取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

九 証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしている証券投資信託につき、証券投資信託の受益証券を有する者に對し分配される収益のうち、信託財産に属する有価証券の譲渡に因る収益(信託財産に属する有価証券に係る収益のうち、株式の消却、資本の減少、退社、脱退又は出資の減少に因る収益で第五条の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるもの以外のもの、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散又は合併に因り受けるもの及び評価益を含む)に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額

式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

九 証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしている証券投資信託につき、証券投資信託の受益証券を有する者に對し分配される収益のうち、信託財産に属する有価証券の譲渡に因る収益(信託財産に属する有価証券に係る収益のうち、株式の消却、資本の減少、退社、脱退又は出資の減少に因る収益で第五条の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるもの以外のもの、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散又は合併に因り受けるもの及び評価益を含む)に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額

十 証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に對し支払われる金額と証券投資信託について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

第七條第一項の次に次の一項を加える。

この法律において貸付信託とは、合同運用信託のうち、貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。

第八條第一項前段中「二万円」を「三万五千元」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、扶養親族と生計を一にする第一條第一項の規定に該当する納税義務者が二人以上あるときは、これらの納税義務者のすべてを生計を一にする扶養親族は、すべて命令で定める一の納税義務者の扶養親族であるものとする。但し、当該扶養親族をすべて当該納税義務者の扶養親族とすることにより、当該納税義務者の所得金額及び退職所得の金額並びに所得税額に對して第十一條の三乃至第十一條の七第一項及び第十五條の規定による控除並びに第十五條の八の規定による控除をその全額について受けられないと認められるときは、命令で定める扶養親族は、命令の定めるところにより、当該納税義務者と生計を一にする他の納税義務者の扶養親族とすることができ。

第八條第五項第一号中「五万円」を「六万円」に改め、同項第二号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第六項中「前五項」を「第一項乃至第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

この法律において社会保険料とは、左に掲げるもの(第六條第十四号に掲げる給与から控除されるものを除く)をいう。

一 健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料

二 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び同法第七十四條の規定に基づき厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者が負担する当該共済組合の掛金

三 失業保険法の規定により被保険者として負担する失業保険の保険料

四 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料

五 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税

六 国家公務員共済組合法第六十八條(他の法律において準用する場合を含む)の規定による掛金

七 恩給法第五十九條(他の法律において準用する場合を含む)の規定による納金

八 第六号に掲げるものを除き、法律又は条例の規定により、地方公共団体がその職員に關し実施する共済制度又は退職年金若しくは退職一時金の制度に基き地方公共団体の職員が負担する費用

第九條第一項各号列記以外の部分中「第七号乃至第九号」を「第八号及び第九号」に、「第二項」を「第三項」に、「十万円を控除した金額」を「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額」に改め、同項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を「合同運用信託の利益並びに証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、「社債の利子」の下に「並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利益及び収益」を加え、同項第二号中「収益の分配」の下に「前号に該当する部分の金額及び第六條第九号の金額を除く」を加え、「無記名

受益証券」を「無記名の証券投資信託の受益証券」に改め、同項第五号中「三万円を四万五千元」に改め、同項第六号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同項第七号中「控除した金額」を「控除額が十五万円に満たない場合には当該控除額に相当する金額」を控除した金額に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「山林所得又は」を削り、「他の同項第七号乃至第九号に規定する所得」「一時所得」に、「これをこれら所得」を「これを譲渡所得及び一時所得」に改め、「第二号乃至第四号」及び「第一号乃至第五号」の下にそれぞれ、「第七号」を加え、「これを同項第七号乃至第九号」を、「これを同項第八号及び第九号」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

左に掲げる不足額は、前項各号に規定する所得の計算上、なかつたものとみなす。

一 營利を目的とする組織的行為による場合を除き、第六條第五号に規定する資産の譲渡に因る収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に關する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

二 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は当該株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が当該株式又は出

資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

四 被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

五 証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と証券投資信託について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

第九條の二第一項中「第十四條第一項第二号」を「第十四條第二項」に改める。

第十條第三項中「所得税」の下に「(外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。)」を加え、同条第五項中「第十條の六」を「第十條の五」に改める。

第十條の二を削り、第十條の三を第十條の二とし、第十條の四を第十

條の三とし、第十條の五第三項第一号中「及び株式」を削り、同条を第十條の四とし、第十條の六を第十條の五とする。

第十一條中「若しくは社債又は無記名の株式」を「社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託」に改め、「配当」の下に「利益を加える。」第十一條の二第二項中「十八歳」を「十五歳」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第十一條の四中「十分の一」を「百分の五」に、「十万円」を「十五万円」に改める。

第十一條の六を削り、第十一條の五中「保険料」を「生命保険料」に、「四千元」を「八千元」に改め、同条を第十一條の六とし、同条の次に次の一條を加える。

第十一條の七 第一條第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合においては、扶養親族の數に應じ、左に掲げる金額を、その個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

一 扶養親族が一人である場合 三万五千元
二 扶養親族が二人である場合 五万五千元
三 扶養親族が三人である場合 七万五千元

四 扶養親族が三人をこえる場合 七万五千元に扶養親族の數が三人をこえる一人ごとに一万五千元を加算して得た金額
生計を一にする第一條第一項の規定に該当する納税義務者が二人以上ある場合において、第八條第一項後段但書の規定によりこれらの納税義務者と生計を一にする扶

養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる扶養親族の区分に應じ、各扶養親族につき当該各号に掲げる金額を第一條第一項の規定に該当する個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

一 第一順位の扶養親族 三万五千元
二 第二順位又は第三順位の扶養親族 二万円
三 前二号に掲げる扶養親族以外の扶養親族 一万五千元
前項各号の扶養親族の順位は、

「八万円以下の金額 百分の二十五
八万円をこえる金額 百分の三十五
十二万円をこえる金額 百分の四十五
十六万円をこえる金額 百分の五十五
二十万円をこえる金額 百分の六十五」

を
「三万円以下の金額 百分の十五
三万円をこえる金額 百分の二十五
六万円をこえる金額 百分の三十五
十万円をこえる金額 百分の四十五
十四万円をこえる金額 百分の五十五
十八万円をこえる金額 百分の六十五」

に改める。
第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 納税義務者の総所得金額のうち山林所得がある場合においては、第十四條の規定による選択があつた場合を除く外、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額による。この場合において、その年において第十四條の二第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による。

命令でこれを定める。
第十一條の四の次に次の一條を加える。

第十一條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料を支払つた場合又は給与から控除される場合においては、その支払つた金額又はその控除される金額を、その個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。
第十二條中「五万円」を「六万円」に改める。
第十二條の二中「前五條」を「前六條」に改める。
第十三條中「前六條」を「前七條」に改める。

「三万円以下の金額 百分の十五
三万円をこえる金額 百分の二十五
六万円をこえる金額 百分の三十五
十万円をこえる金額 百分の四十五
十四万円をこえる金額 百分の五十五
十八万円をこえる金額 百分の六十五」

を
「三万円以下の金額 百分の十五
三万円をこえる金額 百分の二十五
六万円をこえる金額 百分の三十五
十万円をこえる金額 百分の四十五
十四万円をこえる金額 百分の五十五
十八万円をこえる金額 百分の六十五」

に改める。
第十一條の三乃至第十二條の規定による控除は、まず山林所得以外の所得の金額についてこれをなし、なお不足額があるときは、これを山林所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得の金額と山林所得の金額の合計額又は控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額(以下山林調整所得金額と総称する。)に

對し前條に規定する税率を適用して計算した税額
二 前号に掲げる税額の山林調整所得金額に対する割合を山林所得の金額又は控除後の山林所得の金額の五分の四に相当する金額(以下山林特別所得金額という。)に乘じて計算した税額
第十四條を次のように改める。

第十四條 納税義務者の総所得金額のうち、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に因る所得又は著作権の使用料に因る所得(以下変動所得と総称する。)があり、且つ、変動所得の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合においては、納税義務者の選択により、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額によることのできる。この場合において、その年において第十四條の二第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による。

一 第十一條の三乃至第十二條の規定による控除は、まず山林所得及び変動所得以外の所得の金額についてこれをなし、なお不足額があるときは、これを山林所得の金額から控除し、なお不足額があるときは、これを変動所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得の金額と山林所得の金額の合計額又は控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額、控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下変動調整所得金額と総称する。）に対し第十三条に規定する税率を適用して計算した税額

前号に掲げる税額の変動調整
所得金額に対する割合を、山林
所得の金額と変動所得の金額と
の合計額、控除後の山林所得の
金額と変動所得の金額との合計
額又は控除後の変動所得の金額
の五分の四に相当する金額（以
下変動特別所得金額という。）に
乗じて計算した税額

整所得金額及び変動調整所得金額は、調整所得金額と総称し、これらの規定に規定する山林特別所得金額及び変動特別所得金額は、特別所得金額と総称する。

第十四条の二第二項各号列記以外

第十四条の二第二項各号列記以外の部分中「前条第一項の規定による所得税の税額を計算する場合において、その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」を前条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、その年分の変動所得の金額が五十万円をこえるとき又はその年分の

總所得金額の百分の五十をこえるときに、当該各年において前条第一項を、当該各年において第十三条の二又は前条第一項に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に、「普通所得」を「変動所得以外の所得」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改

め、同条第二項中「甲種変動所得」を「変動所得」に改め、「又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」を削り、「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部」を「当該変動所得」に改める。

項の規定により」を「第十三条の二又は第十四条第一項の規定により」に改め、「第十三条」の下に「第十三条の第二号、」を加へ、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十五条の六中（証券投資信託の収益の分配に因る配当所得について、は、百分の十五）を削る。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八 第一条第一項の規定に該当する個人がこの法律の施行
地外にその源泉がある所得につき
その所在地國の法令により所得税
に相当する税を課せられたときは
は、命令の定めるところにより、
第十三条乃至前条の規定により計
算した所得税額から、当該所得の
生じた日又は期間の属する年分の
所得税額のうち当該國にその源泉
がある所得に対応するものとして
命令の定めるところにより計算し
た金額を限度として、当該國の法
令により課せられた税額を控除す
る。

前項の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の税額からこれをなし、なお不足額がある場合においては、退職所得の金額に対する所得税の税額からこれをなすものとする。

第十六条中「第三十八条第二項」を「第三十八条」に改め、「徴収すべき税額」の下に「及び第四十一条第二項の

規定により納付された税額」を加える。

る所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得と、同項第二乃至第五号に規定する所得」に改め、「無記名債権者の利子、」の下に「無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益、」を加え、「無記名受益証券」を「無記名の証券投資信託の受益証券」に改め、「支払を受けた金額の下に」とし、証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号に掲げる金額を控除した金額とする。以下第十八条において同じ。」を加える。

第十八条第一項中「又は配当所得（第五条に規定する利益の配当又は

を、配当所得又は匿名組合契約等）に基く利益の分配」に改め、「〔無記名債券の利子、無記名株式の配当及び無記名受益証券につき受ける収益及の分配については、支払を受けた金額。以下本条において同じ。〕を劃る。」

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「五万圓と第十一條の六」を「六万圓と第十一條の七」に改め、同項第二号中「第十四條第一項」を「第十三條の二又は第十四條第一項」に改め、同項第三号中「第十五條の二乃至第十五條の七」を「第十五條の二

乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第 項を」第十三条の二又は第十四条第一項に、「同項第一号及び第二号に掲げる税額のの見積額並びにその合計額並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七を」第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額又は第十四条第一項第

一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額につき第十五条の二乃至第十五条の八に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第

第十五条の二乃至第十五条の八に改め、同項第六号中「第三十八条第一項を第三十八条次に、「所得税額及び当該税額を所得税額及び第四十条一条第二項の規定により納付される税額並びにこの種の税額」に改め、同項第七号中「徴収税額」の下に「及び納付税額」を加え、同項第九号中「又は第十五条の二乃至第十五条の

六」を、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の五及び第十一条の六」を、第十一条の五乃至第十一条の七」に改め、同条第三項中「五万四と第十一条の六」を、六万

氏と第十一条の七に改める。

第二十二條の二第四項中「六月三十日」を「七月一日」に、「納税義務者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することができ、この場合においてはを「七月一日の現況によること」ができる。この場合において同項の規定による申請書を前に政府に提出しているときは、第一第二項の規定により申請書を、同項の規定により申請書」に改め、同条第七項第一号及び

第二号中「第四項但書の規定により
届出があつた場合においては、その
届出があつた事項については、その
年七月三十日」を「第四項但書の規定
の適用がある場合においては、その
年七月一日」に改め、同条第十一項

中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第

二号中「五万四と第十一條の六」を「六万四と第十一條の七」に改め、同条第三項中「六月三十日」を「七月一日」に、「十月三十一日」を「十一月一日」に改める。

第二十三條第三項中「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日」を「第四項但書の規定の適用がある場合においては、その年七月一日」に改め、同条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十五条中「第十一条の三乃至

第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六を「第十一條の三乃至第十一條の七、第十五條の二乃至第十五條の六又は第十五條の八」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の

部分中一五万円と第十一条の六」な

「第一条第一項の規定に該当する個人は、」の下に「その年中の支給に係る退職所得の収入金額が三百万円をこえる場合において、当該退職所得につき第三十八条の第二項の規定により所得税の徴収を受けたときは」を加え、「三百万円をこえるときは」を「三百万円をこえるとき若しくは」に、「別表第三」を「別表第四」に、「七十五万円」を「八十万円」に、「二月一日から同月末日」を「二月十

六日から三月十五日」に改め、同項
第二号中「第十四条第一項」を「第
三条の二又は第十四条第一項」に改
め、同項第三号中「第十五条の二乃
至第十五条の七」を「第十五条の二
乃至第十五条の八」に改め、同頁第四

号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に、「同項第一号及び第二号に掲げる税額並びに

にその合計額並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七を「第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額並びにこれらの合計額につき第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第十五条の七を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第八号中第三十八条第一項を「第三十八条第一項」に改め、

「徴収するべき所得税額」の下に「及び第四十一条第二項の規定により納付された税額」を加え、同項第十二号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六」と、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八に改め、同条第二項第二号中「第十一号の五及び第十二号の六」と、第十一号の五乃至第十一号の七に改め、同条第三項中第三十八条第一項を「第三十八条」に改め、

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分中「五万四千と第十一号の六」を「六万四千と第十一号の七」に、「二月一日から同月末日まで」を「二月十六日から三月十五日まで」に改め、同項第八号中「第十一号の四乃至第十五条の六及び第十五条の二乃至第十五条の七」と、第十五条の二乃至第十五条の七、第十五条の八に改め、同条第二項中「五万四千と第十一号の六」と、六万四千と第十一号の七に改め、「当該所得金額」の下に「(第一号第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合に、当該所得金額と退職所得の金額との合計額)」を加える。

第二十六条の三第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第十項中

「第十号の三」と「第十号の二」に改め、

第二十七条第一項中「過大である場合又は」を「過大である場合、」に改め、「損失の額が過少である場合」の下に「又は第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合、」を加え、同条第三項中「過大である場合又は」を「過大である場合、」に改め、「確定申告書を提出すべきであつた場合」の下に「又は当該更正に係る第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加える。

第二十八条中「第十一号の三乃至第十五条の六又は第十五条の二乃至第十五条の七」と「第十一号の三乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八」に改め、同条第六項中「二月末日」を「三月十五日」に改め、

第三十条第一項中「翌年二月一日から同月末日限」を「翌年二月十六日から三月十五日限」に改め、

第三十一条に次の一項を加える。
第三十二条第四項の規定による更正の通知を受けた者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、当該通知をその年十一月三十日以前に受けたときは、前条第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の二分の一

に相当する金額を控除した金額によるものとし、当該通知をその年十二月一日以後に受けたときは、第二期において納付すべき所得税額は、同項の規定により納付すべき税額により、第三期において納付すべき所得税額は、当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の金額を控除した金額による。

第三十二条第五項中「又は第三十六條の二第一項」を「第三十六條の二第一項、」の規定により所得税額の還付の請求をなし」と又は第三十六條の三第一項(同条第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により所得税額の還付の請求をなし」に、「の規定により修正に係る申告書に不足額」を若しくは第三十六條の三第二項(同条第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により修正に係る申告書に不足額若しくは超過額」に改め、「第三十六條の二第三項」の下に「又は第三十六條の三第三項」を加える。

第三十三条第三項中「第十一号の三乃至第十一号の六」と「第十一号の三乃至第十一号の七」に改め、「第十五条の二乃至第十五条の六」の下に「第十五条の八」を加え、「及び第三十六條の二」と、第三十六條の二及び第三十六條の三に改め、

第三十六条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に、「第十一号の三乃至第十五条の七」と「第十一号の三乃至第十五条の七」に改め、

五条の八に改め、同条第四項中「第十号の三」と「第十号の二」に改め、

第三十六条の二第二項中「前項の規定」を「前項(第三項において準用する前条第五項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、

第三十六条の三第一項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条を第三十六條の四とし、第三十六條の二の次に次の一項を加える。

第三十六條の三 第十五条の八の規定の適用を受ける者は、同条の規定により控除すべき金額が、その者の課税総所得金額又は課税退職所得金額につき第十三条乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額をこえるときは、命令の定めるところにより、確定申告書又は損失申告書にその旨を附記して、政府に対し、当該超過額に相当する所得税額の還付の請求をなすことができる。

前項(第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により還付の請求をなした場合において、前項(第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により附記した確定申告書、損失申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書については、修正をなし、当該修正に因り前項の超過額が過大となるときは、命令の定めるところにより、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。

第三十六條第三項乃至第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第三十七條中(第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。)を削る。

第三十八條第一項各号列記以外の部分中「者を除く。」は、の下に「第四項の規定による場合を除く外、」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 賞手及び賞手の性質を有する給手(以下本号において賞手と総称する。)については、左に掲げる税額

イ 第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の經由先から支払を受ける賞手については、ハに該当する場合を除く外、前月中に支払を受けたその他の給手の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に應じ、別表第三の甲欄により求めた率を当該賞手の金額に乘じて計算した金額

ロ 第三十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出しなかつた者の支払を受ける賞手又はハ以上の給手の支払者から給手の支払を受ける者の当該申告書の經由先以外の支払者から支払を受ける賞手については、ニに該当する場合を除く外、前月中に支払を受けたその他の給手の金額に應じ、別表第三の乙欄により求めた率を当該賞手の金額に乘じて計算した金額

ハ イの賞手の支払者から前月中に支払を受けたその他の給手の金額については、賞手の金額の六分の一(当該賞手の金額の計算の基礎となつた期間が

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

六箇月をこえるときは、十二分の一以下本項において同じ。に相当する金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に應じ、別表第二の月額表甲欄に掲げる税額に六(当該賞与の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二以下本項において同じ。)を乗じて計算した金額に、その賞与の支払者から前月中に支払を受けたその他の給与の金額がないときは、当該賞与については、賞与の金額の六分の一に相当する金額に應じ、別表第二の月額表乙欄に掲げる税額に六を乗じて計算した金額

第三十八条第二項中「前項を」第一項に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、給与から控除される社会保険料があるときは、同項の規定の適用については、当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

第三十八条に次の一項を加える。

第一項第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得の支払をなす者(第一項に規定する命令で定める者を除く)は、給与の支払を受ける者が第十一條の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その者の扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人

をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときは、その給与の支払をなす者、第一項の規定に準じ、当該給与所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。この場合において、第一項第一号乃至第四号又は第七号ハの規定により求める別表第二の月額表、週額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額は、扶養親族がないものとしてこれらの規定により求めた当該甲欄に掲げる税額から、申告された扶養親族の数に應じ、扶養親族一人につき、別表第二の月額表による場合においては三百五十円、別表第二の週額表による場合においては八十円、別表第二の日額表による場合においては十円を控除した金額により求め、同項第七号イの規定により求める別表第三の甲欄により求める率は、扶養親族がないものとして当該甲欄により求める率による。

第三十八条の二第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十九条第一項中「前条第一項」を「第三十八条第一項」に「給与の支払者及び」を「給与の支払者並びに」に改め、「氏名」の下に「扶養親族について第十一條の七第二項の規定の適用を受ける場合にはその旨及び当該扶養親族についての同項各号の順位、」を加え、同条第三項中「保険料の金額」を「社会保険料(給与から控除されるものを除く)の金額、第十一條の六の規定により控除を受ける生命保険料の金額」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第一項の規定に該

当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者(当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に對してその年最後に給与の支払をなすものに限る)は、第六項の規定による場合を除く外、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、過納額は、その年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充當し、不足額は、その年最後に給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一 その年中の支給に係る給与所得につき第三十八條の規定により徴収する所得税額の合計額

二 別表第五の附表に應じ、当該給与所得の収入金額に應じて求めた金額(以下給与所得控除後の給与の金額といふ)当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされてある場合にはその申告に應じ第十一條の五の規定により控除を認められる社会保険料(給与から控除されるものを除く)の金額及び第十一條の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を、それぞれ給与所得控除後の給与の金額から控除した金額とする。申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等保護

法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、別表第五に掲げる税額

前項の場合において、同項に規定する過納額をその年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に充當し、なお過納額があるときは、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部の還付を求め、請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額から当該税額を控除した残額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

二 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の一部の還付を求め、請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額から当該税額を控除した残額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

三 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求め、請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出しなかつたときは、当該給与の支払者は、当該過納額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

第一項の場合において、同項に規定する不足額をその年最後に給

与の支払をなす際徴収し、なお不足額があるときは、当該給与の支払者は、その翌年において給与の支払をなす際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第一項に規定する不足額がある場合において、その年最後の給与の支払をなす日の属する月(以下本項において給与の最終支払月といふ)中に給与の支払者から支払われる給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八條の規定又は第一項の規定により徴収される税額を控除した残額が、その年一月から給与の最終支払月の前月までの間に当該給与の支払者から支払を受けた給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八條の規定により徴収される税額の合計額を控除した残額に比し著しく減少すると認められる場合において、当該給与所得の支払を受ける者が政府の承認を受けたときは、当該給与の支払者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該承認に係る金額を不足額から控除した残額をその年最後の給与の支払をなす際徴収し、当該承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与の支払をなす際、それぞれ徴収し、なお、不足額があるときは、三月以後給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の月割額の意義その他前四項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者(当該個人に係る前条の規定に

よる申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後後に給手の支払を支すものに限る。は、給手所得を支払を受ける者につき、第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき又は同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときには、当該過不足を第一項に規定する過不足とみなして、前五項の規定に準じて、過納額はこれを充當し又は還付し、不足額はこれを徴収し、政府に納付しなければならぬ。

一 その年中の支給に係る給手所得につき第三十八条の規定により徴収する所得税額の合計額

二 当該給手所得に係る給手所得控除後の給手の金額(当該支払者から受ける給手から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に依り第十一条の五の規定により控除を認められる社会保険料(給手から控除されるものを除く)の金額及び第十一条の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を控除した金額とする。)につき、申告された扶養親族の数及びその扶養親族に依りての第十一条の七第二項各号の順位に依り第十一条の七第二項及び第十二条の規定に準じて控除をなした残額を課税総所

得金額とみなし、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万円以下である場合には別表第一により求めた税額に相当する金額、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万円を超える場合には第十三条の規定を適用して計算した税額に相当する金額から、不具者として申告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等保護法第七条の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、第十五条の二乃至第十五条の五の規定による控除をなした残額

第四十一条第一項中「支払うべき金額」の下に「証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号の金額を控除した金額とする。」を加え、同条第二項中若しくは事業所を削る。

第四十二条第二項中「その他命令で定めるこれらに準ずる者に対し」を「その他命令で定める者に対し」に改め、同条次の一項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において匿名組合契約等に基く利益の分配につき支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の二十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十三条第一項及び第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第四項中「前条但書」を

「前項但書に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。」

第三十七条、第三十八条、第三十八條の二、第四十条、第四十一条第一項又は前条の規定により所得税の徴収がなされたときは、当該徴収に係る税額（これらの規定により徴収するべき税額に限る。）の当該納税義務者に対する還付又は充当については、これらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がこれらの規定により徴収した税額を政府に納付すべき日（徴収の日がその納付すべき日後であるときは、徴収の日）において当該税額の納付があつたものとみなす。

第四十四条第五項中「第十条の三」を「第十条の二に改める。」

第四十六条第一項中「及び第十号」を「第十号及び第十二号に」、「及び第十四号」を、第四号及び第八号」に改め、同条第六項中「その更正し又は決定した」を「その更正し若しくは決定した」を、「第十号又は」を「第十号若しくは」に改め、「過少である場合」の下に「又はその更正した第二十六條第一項第十二号若しくは第二十六條の二第二項第八号に規定する第十五條の八の規定による控除の額が過大である場合」を加え、同条第八項中「第十条の三」を「第十条の二に改める。」

第四十六條の二第一項中「第九條乃至第十五條の七」を「第九條乃至第十五條の八に改める。」

第四十六條の三第一項中「若しくは第三十六條の二」を「乃至第三十六條の三」に改め、同条を第四十六條の四とし、第四十六條の二の次に次の一條を加える。

第四十六條の三 法人に^{十五}五以上の營業所がある場合において、その營業所の三分の二以上に當る營業所に^{十五}につき、当該營業所の所長、主任

その他これらに類する地位を有する者（以下所長等という。）又は所長等の親族その他の当該所長等と命令で定める特殊の關係のある個人が前に当該營業所において個人として〇〇事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等が現に当該營業所に係る事業を主宰している、と認められる事実があるときは、それらの營業所における資金の預入及び借入、商品の仕入及び販売その他の取引のすべてが当該法人の名においてなされている場合を除き、政府は、当該所長等が当該營業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、第四十六条の更正又は決定をなすことができる。

第四十七条第二項中「同条第七項を『第四十六条第七項に改め、同条第三項中「第一項又は第二項は、第一項若しくは第二項は、二」の規定により更正し、又は第六項の規定により更正」に改め、同条に次の一項を加える。

政府は、第四十六条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項の規定により更正をなした場合において、第三十六条の第三項において、第三十六條の三第一項（同条第三項において準用する第三十六條第五項において準用する第三十六條第六項の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六條の三第三項において準用する第三十六條第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）があるときは、第四十六條第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。

第四十八條第一項中「第三十六條の二第三項の下に」及び第三十六條の三第三項を加へ、「及び同項」を、第三十六條の二第三項及び第三十

六条の三第三項」に、「第五十七
条の二第二項又は第六十二條の二
第二項」を「又は第五十七條の二
第七項」に、「若しくは第十号」を
「第十号若しくは第十二号」に、
「若しくは第四号」を「第四号若し
しくは第八号」に、「第五十七條の
二第二項乃至第四項の規定により
徴収される重加算税額又は第六十
二條の四第一項の規定により徴収さ
れる加算税額」を又は第五十七條の
二第二項乃至第四項の規定により徴
収される重加算税額」に改め、同条
第三項中「第十條の三」を「第十條の
二」に、「第十條の四」を「第十條の
三」に改め、同条第六項中「第十條
の三」を「第十條の二」に改める。
第四十九條第九項中「第十條の三」
を「第十條の二」に改める。
第五十四條第二項中「第三十八條
第一項」を「第三十八條」に改める。
第五十五條第一項第一号中「第三
十一條」を「第三十一條第一項」に、
「同條」を「同項」に改め、同項第四号
中「又は第三十六條の二第二項(同條
第三項)」を、第三十六條の二第二項
第三項(同條第三項)に改め、以下本條に
おいて同じ。の下に「又は第三十六
條の三第三項」(同條第三項)において
準用する第三十六條第五項において
準用する場合を含む。以下本條におい
て同じ。を加へる。の規定により修
正に係る申告書に不足額が、若し
くは第三十六條の三第二項(同條第
三項)において準用する第三十六條第
五項において準用する場合を含む。の
規定により修正に係る申告書に不足
額若しくは超過額が、又は第三十六
條の二第二項の規定による還付」
を、第三十六條の二第二項又は第
三十六條の三第三項の規定による還
付」に改め、同條第二項中「第三十
一條」を「第三十一條第一項」に改
め、同條第三項中「前二項の規定」を
「第一項の規定」に改め、同條第四項
中「前三項」の下に「及び第七項」を加

七九四

の四」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第三項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
500円	1,000	75	15	40,000	41,000	7,000	17	85,000	86,000	16,750	19
1,000	1,500	150	15	41,000	42,000	7,200	17	86,000	87,000	17,000	19
1,500	2,000	225	15	42,000	43,000	7,400	17	87,000	88,000	17,250	19
2,000	2,500	300	15	43,000	44,000	7,600	17	88,000	89,000	17,500	19
				44,000	45,000	7,800	17	89,000	90,000	17,750	19
2,500	3,000	375	15	45,000	46,000	8,000	17	90,000	91,000	18,000	20
3,000	3,500	450	15	46,000	47,000	8,200	17	91,000	92,000	18,250	20
3,500	4,000	525	15	47,000	48,000	8,400	17	92,000	93,000	18,500	20
4,000	4,500	600	15	48,000	49,000	8,600	17	93,000	94,000	18,750	20
4,500	5,000	675	15	49,000	50,000	8,800	17	94,000	95,000	19,000	20
5,000	6,000	750	15	50,000	51,000	9,000	18	95,000	96,000	19,250	20
6,000	7,000	900	15	51,000	52,000	9,200	18	96,000	97,000	19,500	20
7,000	8,000	1,050	15	52,000	53,000	9,400	18	97,000	98,000	19,750	20
8,000	9,000	1,200	15	53,000	54,000	9,600	18	98,000	99,000	20,000	20
9,000	10,000	1,350	15	54,000	55,000	9,800	18	99,000	100,000	20,250	20
10,000	11,000	1,500	15	55,000	56,000	10,000	18	100,000	102,000	20,500	20
11,000	12,000	1,650	15	56,000	57,000	10,200	18	102,000	104,000	21,000	20
12,000	13,000	1,800	15	57,000	58,000	10,400	18	104,000	106,000	21,500	20
13,000	14,000	1,950	15	58,000	59,000	10,600	18	106,000	108,000	22,000	20
14,000	15,000	2,100	15	59,000	60,000	10,800	18	108,000	110,000	22,500	20
15,000	16,000	2,250	15	60,000	61,000	11,000	18	110,000	112,000	23,000	20
16,000	17,000	2,400	15	61,000	62,000	11,200	18	112,000	114,000	23,500	20
17,000	18,000	2,550	15	62,000	63,000	11,400	18	114,000	116,000	24,000	21
18,000	19,000	2,700	15	63,000	64,000	11,600	18	116,000	118,000	24,500	21
19,000	20,000	2,850	15	64,000	65,000	11,800	18	118,000	120,000	25,000	21
20,000	21,000	3,000	15	65,000	66,000	12,000	18	120,000	122,000	25,500	21
21,000	22,000	3,200	15	66,000	67,000	12,200	18	122,000	124,000	26,100	21
22,000	23,000	3,400	15	67,000	68,000	12,400	18	124,000	126,000	26,700	21
23,000	24,000	3,600	15	68,000	69,000	12,600	18	126,000	128,000	27,300	21
24,000	25,000	3,800	15	69,000	70,000	12,800	18	128,000	130,000	27,900	21
25,000	26,000	4,000	16	70,000	71,000	13,000	18	130,000	132,000	28,500	21
26,000	27,000	4,200	16	71,000	72,000	13,250	18	132,000	134,000	29,100	22
27,000	28,000	4,400	16	72,000	73,000	13,500	18	134,000	136,000	29,700	22
28,000	29,000	4,600	16	73,000	74,000	13,750	18	136,000	138,000	30,300	22
29,000	30,000	4,800	16	74,000	75,000	14,000	18	138,000	140,000	30,900	22
30,000	31,000	5,000	16	75,000	76,000	14,250	19	140,000	142,000	31,500	22
31,000	32,000	5,200	16	76,000	77,000	14,500	19	142,000	144,000	32,100	22
32,000	33,000	5,400	16	77,000	78,000	14,750	19	144,000	146,000	32,700	22
33,000	34,000	5,600	16	78,000	79,000	15,000	19	146,000	148,000	33,300	22
34,000	35,000	5,800	17	79,000	80,000	15,250	19	148,000	150,000	33,900	22
35,000	36,000	6,000	17	80,000	81,000	15,500	19	150,000	152,000	34,500	23
36,000	37,000	6,200	17	81,000	82,000	15,750	19	152,000	154,000	35,100	23
37,000	38,000	6,400	17	82,000	83,000	16,000	19	154,000	156,000	35,700	23
38,000	39,000	6,600	17	83,000	84,000	16,250	19	156,000	158,000	36,300	23
39,000	40,000	6,800	17	84,000	85,000	16,500	19	158,000	160,000	36,900	23

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
160,000	162,000	37,500	23	275,000	278,000	75,750	27	440,000	444,000	140,500	31
162,000	164,000	38,100	23	278,000	281,000	76,800	27	444,000	448,000	142,100	32
164,000	166,000	38,700	23	281,000	284,000	77,850	27	448,000	452,000	143,700	32
166,000	168,000	39,300	23	284,000	287,000	78,900	27	452,000	456,000	145,300	32
168,000	170,000	39,900	23	287,000	290,000	79,950	27	456,000	460,000	146,900	32
170,000	172,000	40,500	23	290,000	293,000	81,000	27	460,000	464,000	148,500	32
172,000	174,000	41,100	23	293,000	296,000	82,050	28	464,000	468,000	150,100	32
174,000	176,000	41,700	23	296,000	299,000	83,100	28	468,000	472,000	151,700	32
176,000	178,000	42,300	24	299,000	302,000	84,150	28	472,000	476,000	153,300	32
178,000	180,000	42,900	24	302,000	305,000	85,300	28	476,000	480,000	154,900	32
180,000	182,000	43,500	24	305,000	308,000	86,500	28	480,000	485,000	156,500	32
182,000	184,000	44,100	24	308,000	311,000	87,700	28	485,000	490,000	158,500	32
184,000	186,000	44,700	24	311,000	314,000	88,900	28	490,000	495,000	160,500	32
186,000	188,000	45,300	24	314,000	317,000	90,100	28	495,000	500,000	162,500	32
188,000	190,000	45,900	24	317,000	320,000	91,300	28	500,000	505,000	164,500	32
190,000	192,000	46,500	24	320,000	324,000	92,500	28	505,000	510,000	166,750	33
192,000	194,000	47,100	24	324,000	328,000	94,100	29	510,000	515,000	169,000	33
194,000	196,000	47,700	24	328,000	332,000	95,700	29	515,000	520,000	171,250	33
196,000	198,000	48,300	24	332,000	336,000	97,300	29	520,000	525,000	173,500	33
198,000	200,000	48,900	24	336,000	340,000	98,900	29	525,000	530,000	175,750	33
200,000	203,000	49,500	24	340,000	344,000	100,500	29	530,000	535,000	178,000	33
203,000	206,000	50,550	24	344,000	348,000	102,100	29	535,000	540,000	180,250	33
206,000	209,000	51,600	25	348,000	352,000	103,700	29	540,000	545,000	182,500	33
209,000	212,000	52,650	25	352,000	356,000	105,300	29	545,000	550,000	184,750	33
212,000	215,000	53,700	25	356,000	360,000	106,900	30	550,000	555,000	187,000	34
215,000	218,000	54,750	25	360,000	364,000	108,500	30	555,000	560,000	189,250	34
218,000	221,000	55,800	25	364,000	368,000	110,100	30	560,000	565,000	191,500	34
221,000	224,000	56,850	25	368,000	372,000	111,700	30	565,000	570,000	193,750	34
224,000	227,000	57,900	25	372,000	376,000	113,300	30	570,000	575,000	196,000	34
227,000	230,000	58,950	25	376,000	380,000	114,900	30	575,000	580,000	198,250	34
230,000	233,000	60,000	26	380,000	384,000	116,500	30	580,000	585,000	200,500	34
233,000	236,000	61,050	26	384,000	388,000	118,100	30	585,000	590,000	202,750	34
236,000	239,000	62,100	26	388,000	392,000	119,700	30	590,000	595,000	205,000	34
239,000	242,000	63,150	26	392,000	396,000	121,300	30	595,000	600,000	207,250	34
242,000	245,000	64,200	26	396,000	400,000	122,900	31	600,000	605,000	209,500	34
245,000	248,000	65,250	26	400,000	404,000	124,500	31	605,000	610,000	211,750	35
248,000	251,000	66,300	26	404,000	408,000	126,100	31	610,000	615,000	214,000	35
251,000	254,000	67,350	26	408,000	412,000	127,700	31	615,000	620,000	216,250	35
254,000	257,000	68,400	26	412,000	416,000	129,300	31	620,000	625,000	218,500	35
257,000	260,000	69,450	27	416,000	420,000	130,900	31	625,000	630,000	220,750	35
260,000	263,000	70,500	27	420,000	424,000	132,500	31	630,000	635,000	223,000	35
263,000	266,000	71,550	27	424,000	428,000	134,100	31	635,000	640,000	225,250	35
266,000	269,000	72,600	27	428,000	432,000	135,700	31	640,000	645,000	227,500	35
269,000	272,000	73,650	27	432,000	436,000	137,300	31	645,000	650,000	229,750	35
272,000	275,000	74,700	27	436,000	440,000	138,900	31	650,000円		232,000	35

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、山林所得又は変動所得がある場合において第十三条の二第一号又は第十四条第一項第一号の規定により計算した金額をいい、第二次調整所得金額とは、前年以前に変動所得があつた場合において第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円を控除した金額の50%に相当する金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八 条第一項第五 号の規定によ る税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											る税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937
6,200	6,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
6,400	6,600	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
6,600	6,800	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039
6,800	7,000	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,073
7,000	7,200	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
7,200	7,400	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,400	7,600	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,600	7,800	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
7,800	8,000	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,000	8,200	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325
8,200	8,400	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,400	8,600	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,600	8,800	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,800	9,000	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,000	9,200	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,200	9,400	481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,400	9,600	515	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,600	9,800	549	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
9,800	10,000	583	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
10,000	10,200	617	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,200	10,400	651	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,400	10,600	685	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,600	10,800	719	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,800	11,000	753	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920
11,000	11,200	787	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,200	11,400	821	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,400	11,600	855	271	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,600	11,800	889	305	41	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
11,800	12,000	923	339	66	0	0	0	0	0	0	0	0	2,134
12,000	12,200	957	373	92	0	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,200	12,400	991	407	117	0	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,400	12,600	1,025	441	143	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,600	12,800	1,059	475	168	0	0	0	0	0	0	0	0	2,338
12,800	13,000	1,095	509	194	0	0	0	0	0	0	0	0	2,389
13,000	13,200	1,137	543	219	0	0	0	0	0	0	0	0	2,440
13,200	13,400	1,180	577	245	0	0	0	0	0	0	0	0	2,491
13,400	13,600	1,222	611	278	20	0	0	0	0	0	0	0	2,542
13,600	13,800	1,265	645	312	46	0	0	0	0	0	0	0	2,593
13,800	14,000	1,307	679	346	71	0	0	0	0	0	0	0	2,644
14,000	14,200	1,350	713	380	97	0	0	0	0	0	0	0	2,695
14,200	14,400	1,392	747	414	122	0	0	0	0	0	0	0	2,746
14,400	14,600	1,435	781	448	148	0	0	0	0	0	0	0	2,797
14,600	14,800	1,477	815	482	173	0	0	0	0	0	0	0	2,848
14,800	15,000	1,520	849	516	199	11	0	0	0	0	0	0	2,899
15,000	15,500	1,562	883	550	224	37	0	0	0	0	0	0	2,950
15,500	16,000	1,608	968	635	301	101	0	0	0	0	0	0	3,077
16,000	16,500	1,775	1,053	720	386	164	0	0	0	0	0	0	3,205
16,500	17,000	1,881	1,152	805	471	228	41	0	0	0	0	0	3,332
17,000	17,500	1,987	1,258	890	556	306	104	0	0	0	0	0	3,460

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八 条第一項第五 号の規定によ る税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
		税 額											
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	18,000	2,093	1,364	975	641	391	168	0	0	0	0	0	3,587
18,000	18,500	2,215	1,470	1,060	726	476	232	44	0	0	0	0	3,715
18,500	19,000	2,342	1,577	1,160	811	561	311	108	0	0	0	0	3,842
19,000	19,500	2,470	1,683	1,266	896	646	396	172	0	0	0	0	3,970
19,500	20,000	2,597	1,789	1,372	981	731	481	236	48	0	0	0	4,097
20,000	20,500	2,725	1,895	1,479	1,066	816	566	316	112	0	0	0	4,242
20,500	21,000	2,852	2,002	1,585	1,168	901	651	401	176	0	0	0	4,390
21,000	21,500	2,980	2,108	1,691	1,274	986	736	486	239	52	0	0	4,539
21,500	22,000	3,107	2,232	1,797	1,381	1,071	821	571	321	116	0	0	4,688
22,000	22,500	3,235	2,359	1,904	1,487	1,174	906	656	406	179	0	0	4,837
22,500	23,000	3,362	2,487	2,010	1,593	1,281	991	741	491	243	56	0	4,985
23,000	23,500	3,490	2,614	2,116	1,699	1,387	1,076	826	576	326	119	0	5,134
23,500	24,000	3,617	2,742	2,242	1,806	1,493	1,181	911	661	411	183	0	5,283
24,000	24,500	3,745	2,869	2,369	1,912	1,599	1,287	996	746	496	247	59	5,432
24,500	25,000	3,872	2,997	2,497	2,018	1,706	1,393	1,081	831	581	331	123	5,580
25,000	25,500	4,000	3,124	2,624	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	416	187	5,729
25,500	26,000	4,154	3,274	2,774	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	516	266	5,904
26,000	26,500	4,329	3,424	2,924	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	616	366	6,079
26,500	27,000	4,504	3,574	3,074	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	716	466	6,254
27,000	27,500	4,679	3,724	3,224	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	816	566	6,429
27,500	28,000	4,854	3,874	3,374	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	6,604
28,000	28,500	5,029	4,024	3,524	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	6,779
28,500	29,000	5,204	4,183	3,674	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	6,954
29,000	29,500	5,379	4,358	3,824	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	7,142
29,500	30,000	5,554	4,533	3,974	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	7,342
30,000	30,500	5,729	4,708	4,124	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	7,542
30,500	31,000	5,904	4,883	4,300	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	7,742
31,000	31,500	6,079	5,058	4,475	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	7,942
31,500	32,000	6,254	5,233	4,650	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	8,142
32,000	32,500	6,429	5,408	4,825	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	8,342
32,500	33,000	6,604	5,583	5,000	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	8,542
33,000	33,500	6,779	5,758	5,175	4,591	4,154	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	8,742
33,500	34,000	6,954	5,933	5,350	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	8,942
34,000	34,500	7,142	6,108	5,525	4,941	4,504	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	9,142
34,500	35,000	7,342	6,283	5,700	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	9,342
35,000	36,000	7,542	6,458	5,875	5,291	4,854	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	9,542
36,000	37,000	7,942	6,808	6,225	5,641	5,204	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	9,942
37,000	38,000	8,342	7,175	6,575	5,991	5,554	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	10,342
38,000	39,000	8,742	7,575	6,925	6,341	5,904	5,466	5,029	4,591	4,154	3,774	3,399	10,742
39,000	40,000	9,142	7,975	7,308	6,691	6,254	5,816	5,379	4,941	4,504	4,074	3,699	11,142
40,000	41,000	9,542	8,375	7,708	7,041	6,604	6,166	5,729	5,291	4,854	4,416	3,999	11,542
41,000	42,000	9,942	8,775	8,108	7,441	6,954	6,516	6,079	5,641	5,204	4,766	4,329	11,942
42,000	43,000	10,342	9,175	8,508	7,841	7,341	6,866	6,429	5,991	5,554	5,116	4,679	12,342
43,000	44,000	10,742	9,575	8,908	8,241	7,741	7,241	6,779	6,341	5,904	5,466	5,029	12,742
44,000	45,000	11,142	9,975	9,308	8,641	8,141	7,641	7,141	6,691	6,254	5,816	5,379	13,142
45,000	46,000	11,542	10,375	9,708	9,041	8,541	8,041	7,541	7,041	6,604	6,166	5,729	13,542
46,000	47,000	11,942	10,775	10,108	9,441	8,941	8,441	7,941	7,441	6,954	6,516	6,079	13,970
47,000	48,000	12,342	11,175	10,508	9,841	9,341	8,841	8,341	7,841	7,341	6,866	6,429	14,420
48,000	49,000	12,742	11,575	10,908	10,241	9,741	9,241	8,741	8,241	7,741	7,241	6,779	14,870
49,000	50,000	13,142	11,975	11,308	10,641	10,141	9,641	9,141	8,641	8,141	7,641	7,141	15,320
50,000	51,000	13,542	12,375	11,708	11,041	10,541	10,041	9,541	9,041	8,541	8,041	7,541	15,770
51,000	52,000	13,970	12,775	12,108	11,441	10,941	10,441	9,941	9,441	8,941	8,441	7,941	16,220
52,000	53,000	14,420	13,175	12,508	11,841	11,341	10,841	10,341	9,841	9,341	8,841	8,341	16,670
53,000	54,000	14,870	13,575	12,908	12,241	11,741	11,241	10,741	10,241	9,741	9,241	8,741	17,120
54,000	55,000	15,320	14,007	13,308	12,641	12,141	11,641	11,141	10,641	10,141	9,641	9,141	17,570

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三十 一条第五 号に規定 する税額	
	扶 養 親 族 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以上	未満	税 額												
55,000	56,000	15,770	14,457	13,708	13,041	12,541	12,041	11,541	11,041	10,541	10,041	9,541	18,020	
56,000	57,000	16,220	14,907	14,157	13,441	12,941	12,441	11,941	11,441	10,941	10,441	9,941	18,470	
57,000	58,000	16,670	15,357	14,607	13,857	13,341	12,841	12,341	11,841	11,341	10,841	10,341	18,920	
58,000	59,000	17,120	15,807	15,057	14,307	13,745	13,241	12,741	12,241	11,741	11,241	10,741	19,370	
59,000	60,000	17,570	16,257	15,507	14,757	14,195	13,641	13,141	12,641	12,141	11,641	11,141	19,820	
60,000	61,000	18,020	16,707	15,957	15,207	14,645	14,082	13,541	13,041	12,541	12,041	11,541	20,270	
61,000	62,000	18,470	17,157	16,407	15,657	15,095	14,532	13,970	13,441	12,941	12,441	11,941	20,720	
62,000	63,000	18,920	17,607	16,857	16,107	15,545	14,982	14,420	13,857	13,341	12,841	12,341	21,170	
63,000	64,000	19,370	18,057	17,307	16,557	15,995	15,432	14,870	14,307	13,745	13,241	12,741	21,620	
64,000	65,000	19,820	18,507	17,757	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	13,641	13,141	22,070	
65,000	66,500	20,270	18,957	18,207	17,457	16,895	16,332	15,770	15,207	14,645	14,082	13,541	22,520	
66,500	68,000	20,945	19,632	18,882	18,132	17,570	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	23,195	
68,000	69,500	21,620	20,307	19,557	18,807	18,245	17,682	17,120	16,557	15,995	15,432	14,870	23,870	
69,500	71,000	22,295	20,982	20,232	19,482	18,920	18,357	17,795	17,232	16,670	16,107	15,545	24,545	
71,000	72,500	22,970	21,657	20,907	20,157	19,595	19,032	18,470	17,907	17,345	16,782	16,220	25,220	
72,500	74,000	23,645	22,332	21,582	20,832	20,270	19,707	19,145	18,582	18,020	17,457	16,895	25,895	
74,000	75,500	24,320	23,007	22,257	21,507	20,945	20,382	19,820	19,257	18,695	18,132	17,570	26,570	
75,500	77,000	24,995	23,682	22,932	22,182	21,620	21,057	20,495	19,932	19,370	18,807	18,245	27,245	
77,000	78,500	25,670	24,357	23,607	22,857	22,295	21,732	21,170	20,607	20,045	19,482	18,920	27,920	
78,500	80,000	26,345	25,032	24,282	23,532	22,970	22,407	21,845	21,282	20,720	20,157	19,595	28,595	
80,000	81,500	27,020	25,707	24,957	24,207	23,645	23,082	22,520	21,957	21,395	20,832	20,270	29,270	
81,500	83,000	27,695	26,382	25,632	24,882	24,320	23,757	23,195	22,632	22,070	21,507	20,945	29,945	
83,000	84,500	28,370	27,057	26,307	25,557	24,995	24,432	23,870	23,307	22,745	22,182	21,620	30,620	
84,500	86,000	29,045	27,732	26,982	26,232	25,670	25,107	24,545	23,982	23,420	22,857	22,295	31,295	
86,000	87,500	29,720	28,407	27,657	26,907	26,345	25,782	25,220	24,657	24,095	23,532	22,970	31,970	
87,500	89,000	30,395	29,082	28,332	27,582	27,020	26,457	25,895	25,332	24,770	24,207	23,645	32,666	
89,000	90,500	31,070	29,757	29,007	28,257	27,695	27,132	26,570	26,007	25,445	24,882	24,320	33,416	
90,500	92,000	31,745	30,432	29,682	28,932	28,370	27,807	27,245	26,682	26,120	25,557	24,995	34,166	
92,000	93,500	32,420	31,107	30,357	29,607	29,045	28,482	27,920	27,357	26,795	26,232	25,670	34,916	
93,500	95,000	33,166	31,782	31,032	30,282	29,720	29,157	28,595	28,032	27,470	26,907	26,345	35,666	
95,000	96,500	33,916	32,457	31,707	30,957	30,395	29,832	29,270	28,707	28,145	27,582	27,020	36,416	
96,500	98,000	34,666	33,207	32,457	31,707	31,145	30,582	29,945	29,382	28,820	28,257	27,695	37,166	
98,000	99,500	35,416	33,957	33,207	32,457	31,895	31,332	30,770	30,207	29,645	29,082	28,520	37,916	
99,500	101,000	36,166	34,707	33,957	33,207	32,645	32,082	31,520	30,957	30,395	29,832	29,270	38,666	
101,000	102,500	36,916	35,457	34,707	33,957	33,395	32,832	32,270	31,707	31,145	30,582	30,020	39,416	
102,500	104,000	37,666	36,207	35,457	34,707	34,145	33,582	33,020	32,457	31,895	31,332	30,770	40,166	
104,000	105,500	38,416	36,957	36,207	35,457	34,895	34,332	33,770	33,207	32,645	32,082	31,520	40,916	
105,500	107,000	39,166	37,707	36,957	36,207	35,645	35,082	34,520	33,957	33,395	32,832	32,270	41,666	
107,000	108,500	39,916	38,457	37,707	36,957	36,395	35,832	35,270	34,707	34,145	33,582	33,020	42,416	
108,500	110,000	40,666	39,207	38,457	37,707	37,145	36,582	36,020	35,457	34,895	34,332	33,770	43,166	
110,000円		41,416	39,957	39,124	38,290	37,665	37,040	36,415	35,790	35,165	34,540	33,915	43,916	
110,000円をこ え 176,000円に 満たない金額	110,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 110,000円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額													43,916円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち、 110,000円を こえる金額の 50% に相当す る金額を加算 した金額
176,000円		74,445	72,957	72,124	71,290	70,665	70,040	69,415	68,790	68,165	67,540	66,915	77,195	
176,000円をこ え 259,000円に 満たない金額	176,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 176,000円 をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額													77,195円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち、 176,000円を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十一 条第五号に 規定する税 額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 / 未満	税 額											
259,000 円	120,108	118,606	117,773	116,939	116,314	115,689	115,064	114,439	113,814	113,189	112,564	123,108
259,000 円 を こえる金額	259,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 259,000 円 をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額											123,108 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 259,000 円をこえる金 額の 60%に相 当する金額を加 算した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人 ごとに 334 円を控除した金額												—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することにより 334 円(これ らの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500 円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 334 円を、上の各欄によつて求 めた税額から控除した金額												—

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(以下に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 334 円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその月の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に及び、扶養親族 1 人につき 330 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表 (一)

その週の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による 税 額
保険料控除後		扶 養 親 族 の 数											
の給与の金額		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
700 円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その週の社会 保険料控除の 金額に相当す る金額
700	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会 保険料控除の 金額に相当す る金額
1,400	1,450	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218
1,450	1,500	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226
1,500	1,550	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
1,550	1,600	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243
1,600	1,650	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252
1,650	1,700	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262
1,700	1,750	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
1,750	1,800	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
1,800	1,850	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
1,850	1,900	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
1,900	1,950	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,000	2,050	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,050	2,100	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,150	2,200	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,250	2,300	129	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390
2,300	2,350	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	146	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,400	2,450	154	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422
2,450	2,500	163	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	171	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,550	2,600	180	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	188	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464
2,650	2,700	197	60	2	0	0	0	0	0	0	0	0	475
2,700	2,750	205	69	8	0	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	214	77	14	0	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	222	86	21	0	0	0	0	0	0	0	0	509
2,850	2,900	231	94	27	0	0	0	0	0	0	0	0	521
2,900	2,950	239	103	33	0	0	0	0	0	0	0	0	534
2,950	3,000	248	111	40	0	0	0	0	0	0	0	0	547
3,000	3,050	257	120	46	0	0	0	0	0	0	0	0	560
3,050	3,100	268	128	53	0	0	0	0	0	0	0	0	572
3,100	3,150	279	137	59	0	0	0	0	0	0	0	0	585
3,150	3,200	289	145	67	7	0	0	0	0	0	0	0	598
3,200	3,250	300	154	76	13	0	0	0	0	0	0	0	611
3,250	3,300	310	162	84	20	0	0	0	0	0	0	0	623
3,300	3,350	321	171	93	26	0	0	0	0	0	0	0	636
3,350	3,400	332	179	101	32	0	0	0	0	0	0	0	649
3,400	3,450	342	188	110	39	0	0	0	0	0	0	0	662
3,450	3,500	353	196	118	45	1	0	0	0	0	0	0	674
3,500	3,550	364	205	127	51	8	0	0	0	0	0	0	687
3,550	3,600	374	213	135	58	14	0	0	0	0	0	0	700
3,600	3,650	385	222	144	66	20	0	0	0	0	0	0	713

口 週 額 表 (二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
3,650	3,700	395	230	152	74	27	0	0	0	0	0	0	725
3,700	3,800	406	239	161	83	33	0	0	0	0	0	0	738
3,800	3,900	427	257	178	100	46	2	0	0	0	0	0	764
3,900	4,000	449	278	195	117	58	15	0	0	0	0	0	789
4,000	4,100	470	299	212	134	75	28	0	0	0	0	0	815
4,100	4,200	491	321	229	151	92	40	0	0	0	0	0	840
4,200	4,300	515	342	246	168	109	53	9	0	0	0	0	866
4,300	4,400	541	363	266	185	126	68	22	0	0	0	0	891
4,400	4,500	566	384	287	202	143	85	35	0	0	0	0	917
4,500	4,600	592	406	308	219	160	102	48	4	0	0	0	942
4,600	4,700	617	427	329	236	177	119	61	16	0	0	0	969
4,700	4,800	643	448	351	253	194	136	78	29	0	0	0	999
4,800	4,900	668	469	372	274	211	153	95	42	0	0	0	1,029
4,900	5,000	694	491	393	296	228	170	112	55	11	0	0	1,058
5,000	5,100	719	515	414	317	245	187	129	70	24	0	0	1,088
5,100	5,200	745	540	436	338	265	204	146	87	36	0	0	1,118
5,200	5,300	770	566	457	359	286	221	163	104	49	5	0	1,148
5,300	5,400	796	591	478	381	308	238	180	121	63	18	0	1,177
5,400	5,500	821	617	500	402	329	256	197	138	80	31	0	1,207
5,500	5,600	847	642	525	423	350	277	214	155	97	44	0	1,237
5,600	5,700	872	668	551	444	371	298	231	172	114	56	13	1,267
5,700	5,800	898	693	576	466	393	320	248	189	131	72	25	1,296
5,800	5,900	923	719	602	487	414	341	268	206	148	89	38	1,326
5,900	6,000	952	747	630	513	438	365	292	225	167	108	52	1,359
6,000	6,100	986	777	660	543	463	390	317	245	187	128	70	1,394
6,100	6,200	1,021	807	690	573	488	415	342	269	207	148	90	1,429
6,200	6,300	1,066	837	720	603	516	440	367	294	227	168	110	1,464
6,300	6,400	1,091	867	750	633	546	465	392	319	247	188	130	1,499
6,400	6,500	1,126	897	780	663	576	490	417	344	271	208	150	1,534
6,500	6,600	1,161	927	810	692	606	518	442	369	296	228	170	1,569
6,600	6,700	1,196	957	840	723	636	548	467	394	321	248	190	1,604
6,700	6,800	1,231	992	870	753	666	578	492	419	346	273	210	1,639
6,800	6,900	1,266	1,027	900	783	696	608	521	444	371	298	230	1,679
6,900	7,000	1,301	1,062	930	813	726	638	551	469	396	323	250	1,719
7,000	7,100	1,336	1,097	960	843	756	668	581	494	421	348	275	1,759
7,100	7,200	1,371	1,132	996	873	786	698	611	523	446	373	300	1,799
7,200	7,300	1,406	1,167	1,031	903	816	728	641	553	471	398	325	1,839
7,300	7,400	1,441	1,202	1,066	933	846	758	671	583	495	423	350	1,879
7,400	7,500	1,476	1,237	1,101	964	876	788	701	613	525	448	375	1,919
7,500	7,600	1,511	1,272	1,136	999	906	818	731	648	555	473	400	1,959
7,600	7,700	1,546	1,307	1,171	1,034	936	848	761	673	585	498	425	1,999
7,700	7,800	1,581	1,342	1,206	1,069	967	878	791	703	615	528	450	2,039
7,800	7,900	1,616	1,377	1,241	1,104	1,002	908	821	733	645	558	475	2,079
7,900	8,000	1,652	1,412	1,276	1,139	1,037	938	851	763	675	588	500	2,119
8,000	8,200	1,692	1,447	1,311	1,174	1,072	970	881	793	705	618	530	2,159
8,200	8,400	1,772	1,517	1,381	1,244	1,142	1,040	941	853	765	678	590	2,239
8,400	8,600	1,852	1,587	1,451	1,314	1,212	1,110	1,008	913	825	738	650	2,319
8,600	8,800	1,932	1,659	1,521	1,384	1,282	1,130	1,078	975	885	798	710	2,399
8,800	9,000	2,012	1,739	1,591	1,454	1,352	1,250	1,148	1,045	945	858	770	2,479
9,000	9,200	2,092	1,819	1,663	1,524	1,422	1,320	1,218	1,115	1,013	918	830	2,559
9,200	9,400	2,172	1,899	1,743	1,594	1,492	1,390	1,288	1,185	1,083	981	890	2,639
9,400	9,600	2,252	1,979	1,823	1,667	1,562	1,460	1,358	1,255	1,153	1,051	950	2,719
9,600	9,800	2,332	2,059	1,903	1,747	1,632	1,530	1,428	1,325	1,223	1,121	1,019	2,799
9,800	10,000	2,412	2,139	1,983	1,827	1,710	1,600	1,498	1,395	1,293	1,191	1,089	2,879
10,000	10,200	2,492	2,219	2,063	1,907	1,790	1,678	1,568	1,465	1,363	1,261	1,159	2,959

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

口 週 額 表 (三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額										税 額	
10,200	10,400	2,572	2,299	2,143	1,987	1,870	1,753	1,638	1,535	1,433	1,331	1,229	3,039
10,400	10,600	2,652	2,379	2,223	2,067	1,950	1,833	1,717	1,605	1,503	1,401	1,299	3,119
10,600	10,800	2,732	2,459	2,303	2,147	2,030	1,913	1,797	1,680	1,573	1,471	1,369	3,199
10,800	11,000	2,812	2,539	2,383	2,227	2,110	1,993	1,877	1,760	1,643	1,541	1,439	3,279
11,000	11,200	2,892	2,619	2,463	2,307	2,190	2,073	1,957	1,840	1,723	1,611	1,509	3,379
11,200	11,400	2,972	2,699	2,543	2,387	2,270	2,153	2,037	1,920	1,803	1,686	1,579	3,469
11,400	11,600	3,052	2,779	2,623	2,467	2,350	2,233	2,117	2,000	1,883	1,766	1,649	3,559
11,600	11,800	3,132	2,859	2,703	2,547	2,430	2,313	2,197	2,080	1,963	1,846	1,729	3,649
11,800	12,000	3,212	2,939	2,783	2,627	2,510	2,393	2,277	2,160	2,043	1,926	1,809	3,739
12,000	12,200	3,304	3,019	2,863	2,707	2,590	2,473	2,357	2,240	2,123	2,006	1,889	3,829
12,200	12,400	3,394	3,099	2,943	2,787	2,670	2,553	2,437	2,320	2,203	2,086	1,969	3,919
12,400	12,600	3,484	3,179	3,023	2,867	2,750	2,633	2,517	2,400	2,283	2,166	2,049	4,009
12,600	12,800	3,574	3,267	3,103	2,947	2,830	2,713	2,597	2,480	2,363	2,246	2,129	4,099
12,800	13,000	3,664	3,357	3,183	3,027	2,910	2,793	2,677	2,560	2,443	2,326	2,209	4,189
13,000	13,200	3,754	3,447	3,271	3,107	2,990	2,873	2,757	2,640	2,523	2,406	2,289	4,279
13,200	13,400	3,844	3,537	3,361	3,187	3,070	2,953	2,837	2,720	2,603	2,486	2,369	4,369
13,400	13,600	3,934	3,627	3,451	3,276	3,150	3,033	2,917	2,800	2,683	2,566	2,449	4,459
13,600	13,800	4,024	3,717	3,541	3,366	3,234	3,113	2,997	2,880	2,763	2,646	2,529	4,549
13,800	14,000	4,114	3,807	3,631	3,456	3,324	3,193	3,077	2,960	2,843	2,726	2,609	4,639
14,000	14,200	4,204	3,897	3,721	3,546	3,414	3,283	3,157	3,040	2,923	2,806	2,689	4,729
14,200	14,400	4,294	3,987	3,811	3,636	3,504	3,373	3,242	3,120	3,003	2,886	2,769	4,819
14,400	14,600	4,384	4,077	3,901	3,726	3,594	3,463	3,332	3,200	3,083	2,966	2,849	4,909
14,600	14,800	4,474	4,167	3,991	3,816	3,684	3,553	3,422	3,290	3,163	3,046	2,929	4,999
14,800	15,000	4,564	4,257	4,081	3,906	3,774	3,643	3,512	3,380	3,249	3,126	3,009	5,089
15,000	15,350	4,654	4,347	4,171	3,996	3,864	3,733	3,602	3,470	3,339	3,207	3,089	5,179
15,350	15,700	4,811	4,504	4,329	4,153	4,022	3,890	3,759	3,628	3,496	3,365	3,233	5,336
15,700	16,050	4,969	4,662	4,486	4,311	4,179	4,048	3,917	3,785	3,654	3,522	3,391	5,494
16,050	16,400	5,126	4,819	4,644	4,468	4,337	4,205	4,074	3,943	3,811	3,680	3,548	5,651
16,400	16,750	5,284	4,977	4,801	4,626	4,494	4,363	4,232	4,100	3,969	3,837	3,706	5,809
16,750	17,100	5,441	5,134	4,959	4,783	4,652	4,520	4,389	4,258	4,126	3,995	3,863	5,966
17,100	17,450	5,599	5,292	5,116	4,941	4,809	4,678	4,547	4,415	4,284	4,152	4,021	6,124
17,450	17,800	5,756	5,449	5,274	5,098	4,967	4,835	4,704	4,573	4,441	4,310	4,178	6,281
17,800	18,150	5,914	5,607	5,431	5,256	5,124	4,993	4,862	4,730	4,599	4,467	4,336	6,439
18,150	18,500	6,071	5,764	5,589	5,413	5,282	5,150	5,019	4,888	4,756	4,625	4,493	6,596
18,500	18,850	6,229	5,922	5,746	5,571	5,439	5,308	5,177	5,045	4,914	4,782	4,651	6,754
18,850	19,200	6,386	6,079	5,904	5,728	5,597	5,465	5,334	5,203	5,071	4,940	4,808	6,911
19,200	19,550	6,544	6,237	6,061	5,886	5,754	5,623	5,492	5,360	5,229	5,097	4,966	7,069
19,550	19,900	6,701	6,394	6,219	6,043	5,912	5,780	5,649	5,518	5,386	5,255	5,123	7,226
19,900	20,250	6,859	6,552	6,376	6,201	6,069	5,938	5,807	5,675	5,544	5,412	5,281	7,384
20,250	20,600	7,016	6,709	6,534	6,358	6,227	6,095	5,964	5,833	5,701	5,570	5,438	7,541
20,600	20,950	7,174	6,867	6,691	6,516	6,384	6,253	6,122	5,990	5,859	5,727	5,596	7,713
20,950	21,300	7,331	7,024	6,849	6,673	6,542	6,410	6,279	6,148	6,016	5,885	5,753	7,883
21,300	21,650	7,489	7,182	7,006	6,831	6,699	6,568	6,437	6,305	6,174	6,042	5,911	8,063
21,650	22,000	7,655	7,339	7,164	6,988	6,857	6,725	6,594	6,463	6,331	6,200	6,068	8,233
22,000	22,350	7,830	7,497	7,321	7,146	7,014	6,883	6,752	6,620	6,489	6,357	6,226	8,413
22,350	22,700	8,005	7,664	7,479	7,303	7,172	7,040	6,909	6,778	6,646	6,515	6,383	8,588
22,700	23,050	8,180	7,839	7,644	7,461	7,329	7,198	7,067	6,935	6,804	6,672	6,541	8,763
23,050	23,400	8,355	8,014	7,819	7,624	7,487	7,355	7,224	7,093	6,961	6,830	6,698	8,938
23,400	23,750	8,530	8,189	7,994	7,799	7,653	7,513	7,382	7,250	7,119	6,987	6,856	9,113
23,750	24,100	8,705	8,364	8,169	7,974	7,828	7,682	7,539	7,408	7,276	7,145	7,013	9,288

口 週 額 表 (四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上 未 満		税 額											税 額
24,100 円	24,450 円	8,880 円	8,589 円	8,344 円	8,149 円	8,008 円	7,857 円	7,711 円	7,565 円	7,434 円	7,302 円	7,171 円	9,463 円
24,450 円	24,800 円	9,055 円	8,714 円	8,519 円	8,324 円	8,178 円	8,032 円	7,886 円	7,740 円	7,594 円	7,460 円	7,328 円	9,638 円
24,800 円	25,150 円	9,230 円	8,889 円	8,694 円	8,499 円	8,353 円	8,207 円	8,061 円	7,915 円	7,769 円	7,623 円	7,486 円	9,813 円
25,150 円	25,500 円	9,405 円	9,064 円	8,869 円	8,674 円	8,528 円	8,382 円	8,236 円	8,090 円	7,944 円	7,798 円	7,652 円	9,988 円
25,500 円		9,580 円	9,239 円	9,044 円	8,849 円	8,703 円	8,557 円	8,411 円	8,265 円	8,119 円	7,973 円	7,827 円	10,163 円
25,500 円をこ え 41,000 円に 満たない金額		25,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500 円を こえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											10,163 円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額
41,000 円		17,333 円	16,989 円	16,794 円	16,599 円	16,453 円	16,307 円	16,161 円	16,015 円	15,869 円	15,723 円	15,577 円	17,975 円
41,000 円をこ え 60,500 円に 満たない金額		41,000 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 41,000 円を こえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額											17,975 円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 41,000 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額
60,500 円		28,064 円	27,713 円	27,518 円	27,323 円	27,177 円	27,031 円	26,885 円	26,739 円	26,593 円	26,447 円	26,301 円	28,765 円
60,500 円をこ える 金 額		60,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 60,500 円を こえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額											28,765 円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 60,500 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人 ごとに 78 円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 78 円（これら の一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117 円） を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 78 円を、上の各欄によつて求めた税額 から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(i) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 78 円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

ロ 通 額 表 (五)

- (イ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に於て「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。
- ロ 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に於て、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

ハ 日 額 表 (一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上 未 満		税 額												
円 100円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額	円 0
100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額	0
200	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 31	0
210	220	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
220	230	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
230	240	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
240	250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
250	260	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
260	270	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
270	280	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
280	290	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
290	300	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
300	310	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
310	320	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
320	330	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
330	340	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
340	350	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
350	360	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
360	370	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
370	380	26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
380	390	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
390	400	29	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
400	410	31	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
410	420	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
420	430	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
430	440	37	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
440	450	39	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
450	460	41	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
460	470	44	22	11	2	0	0	0	0	0	0	0	88	0
470	480	46	23	12	3	0	0	0	0	0	0	0	90	0
480	490	48	25	14	4	0	0	0	0	0	0	0	93	0
490	500	50	27	16	5	0	0	0	0	0	0	0	95	0
500	510	52	29	17	7	0	0	0	0	0	0	0	98	0
510	520	54	30	19	8	2	0	0	0	0	0	0	101	0
520	530	56	32	21	10	3	0	0	0	0	0	0	103	0
530	540	58	34	22	11	4	0	0	0	0	0	0	106	0
540	550	61	35	24	13	6	0	0	0	0	0	0	108	0
550	560	63	38	26	15	7	0	0	0	0	0	0	111	0
560	570	65	40	28	16	8	2	0	0	0	0	0	113	0
570	580	67	42	29	18	10	3	0	0	0	0	0	116	0
580	590	69	45	31	20	11	4	0	0	0	0	0	118	0
590	600	71	47	33	21	13	6	0	0	0	0	0	121	0
600	620	73	49	34	23	15	7	1	0	0	0	0	124	0
620	640	79	53	39	27	18	10	3	0	0	0	0	129	2
640	660	84	57	43	30	22	13	6	0	0	0	0	134	4
660	680	89	62	48	33	25	17	8	2	0	0	0	139	7
680	700	94	66	52	38	28	20	12	4	0	0	0	145	9
700	720	99	70	56	42	32	23	15	7	1	0	0	151	12

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

ハ 日 額 表 (二)

その日の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三		丙 第三	
保険料控除後		扶 養 親 族 の 数										十八 条		十八 条	
の給与の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	第一項第	第一項第	
												五号の規	六号の規		
												定による	定による		
以 上 未 満		税 額										税 額	税 額		
720	740	104	75	60	46	35	27	18	10	3	0	0	157	15	
740	760	109	80	65	51	40	30	22	13	6	0	0	163	19	
760	780	114	85	69	55	44	34	25	17	8	2	0	169	22	
780	800	119	90	73	59	49	38	29	20	12	5	0	175	26	
800	820	124	95	78	63	53	42	32	24	15	7	1	181	29	
820	840	130	100	83	68	57	47	35	27	19	10	3	186	32	
840	860	135	106	89	72	62	51	41	31	22	14	6	193	36	
860	880	141	112	95	78	67	56	46	35	26	18	9	200	39	
880	900	148	118	101	84	71	61	51	40	30	22	13	207	43	
900	920	155	124	107	90	77	66	56	45	34	26	17	214	46	
920	940	162	130	113	96	83	71	61	50	40	30	21	221	50	
940	960	169	136	119	102	89	77	66	55	45	34	25	228	54	
960	980	176	142	125	108	95	83	71	60	50	39	29	235	58	
980	1,000	183	149	131	114	101	89	76	65	55	44	33	243	63	
1,000	1,020	190	156	137	120	107	95	82	70	60	49	39	251	67	
1,020	1,040	197	163	143	126	113	101	88	76	65	54	44	259	71	
1,040	1,060	204	170	150	132	119	107	94	82	70	59	49	267	75	
1,060	1,080	211	177	157	138	125	113	100	88	75	64	54	275	80	
1,080	1,100	218	184	164	145	131	119	106	94	81	69	59	283	84	
1,100	1,120	225	191	171	152	137	125	112	100	87	74	64	291	88	
1,120	1,140	232	198	178	159	144	131	118	106	93	80	69	299	92	
1,140	1,160	240	205	185	166	151	137	124	112	99	86	74	307	96	
1,160	1,180	248	212	192	173	158	143	130	118	105	92	80	315	102	
1,180	1,200	256	219	199	180	165	150	136	124	111	98	86	323	108	
1,200	1,220	264	226	206	187	172	157	143	130	117	104	92	331	114	
1,220	1,240	272	233	213	194	179	164	150	136	123	110	98	339	120	
1,240	1,260	280	241	220	201	186	171	157	142	129	116	104	347	126	
1,260	1,280	288	249	227	208	193	178	164	149	135	122	110	355	132	
1,280	1,300	296	257	234	215	200	185	171	156	141	128	116	363	138	
1,300	1,330	304	265	242	222	207	192	178	163	148	134	122	371	144	
1,330	1,360	316	277	254	232	218	203	188	174	159	144	131	383	153	
1,360	1,390	328	289	266	244	228	213	199	184	169	155	140	395	162	
1,390	1,420	340	301	278	256	239	224	209	195	180	165	150	407	171	
1,420	1,450	352	313	290	268	251	234	220	205	190	176	161	419	180	
1,450	1,480	364	325	302	280	263	246	230	216	201	186	171	431	190	
1,480	1,510	376	337	314	292	275	258	241	226	211	197	182	443	200	
1,510	1,540	388	349	326	304	287	270	253	237	222	207	192	455	211	
1,540	1,570	400	361	338	316	299	282	265	249	232	218	203	467	221	
1,570	1,600	412	373	350	328	311	294	277	261	244	228	213	481	232	
1,600	1,630	424	385	362	340	323	306	289	273	256	239	224	494	242	
1,630	1,660	436	397	374	352	335	318	301	285	268	251	234	508	253	
1,660	1,690	448	409	386	364	347	330	313	297	280	263	246	521	263	
1,690	1,720	460	421	398	376	359	342	325	309	292	275	258	535	274	
1,720	1,750	473	433	410	388	371	354	337	321	304	287	270	548	284	
1,750	1,780	487	445	422	400	383	366	349	333	316	299	282	562	295	
1,780	1,810	500	456	434	412	395	378	361	345	328	311	294	575	305	
1,810	1,840	514	470	446	424	407	390	373	357	340	323	306	589	316	
1,840	1,870	527	483	458	436	419	402	385	369	352	335	318	602	327	
1,870	1,900	541	497	471	448	431	414	397	381	364	347	330	616	339	
1,900	1,930	554	510	485	460	443	426	409	393	376	359	342	629	351	
1,930	1,960	568	524	498	473	455	438	421	405	388	371	354	643	363	
1,960	1,990	581	537	512	487	468	450	433	417	400	383	366	656	375	
1,990	2,020	595	551	525	500	481	462	445	429	412	395	378	670	387	
2,020	2,050	608	564	539	514	495	476	457	441	424	407	390	683	399	
2,050	2,080	622	578	552	527	508	489	470	453	436	419	402	697	411	

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額
保険料控除後		扶 養 親 族 の 数												
の給与の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
2,080	2,110	635	591	566	541	522	503	484	465	448	431	414	710	423
2,110	2,140	649	605	579	554	535	516	497	479	460	443	426	724	435
2,140	2,170	662	618	593	568	549	530	511	492	473	455	438	737	447
2,170	2,200	676	632	606	581	562	543	524	506	487	468	450	751	459
2,200	2,250	689	645	620	595	576	557	538	519	500	481	462	764	471
2,250	2,300	712	668	642	617	598	579	560	542	523	504	485	787	491
2,300	2,350	734	690	665	640	621	602	583	564	545	526	507	809	511
2,350	2,400	757	713	687	662	643	624	605	587	568	549	530	832	531
2,400	2,450	779	735	710	685	666	647	628	609	590	571	552	854	551
2,450	2,500	802	758	732	707	688	669	650	632	613	594	575	877	571
2,500	2,550	824	780	755	730	711	692	673	654	635	616	597	899	591
2,550	2,600	847	803	777	752	733	714	695	677	658	639	620	922	611
2,600	2,650	869	825	800	775	756	737	718	699	680	661	642	944	632
2,650	2,700	892	848	822	797	778	759	740	722	703	684	665	967	654
2,700	2,750	914	870	845	820	801	782	763	744	725	706	687	989	677
2,750	2,800	937	893	867	842	823	804	785	767	748	729	710	1,012	699
2,800	2,850	959	915	890	865	846	827	808	789	770	751	732	1,034	722
2,850	2,900	982	938	912	887	868	849	830	812	793	774	755	1,057	744
2,900	2,950	1,004	960	935	910	891	872	853	834	815	796	777	1,079	767
2,950	3,000	1,027	983	957	932	913	894	875	857	838	819	800	1,104	789
3,000	3,050	1,049	1,005	980	955	936	917	898	879	860	841	822	1,129	812
3,050	3,100	1,072	1,028	1,002	977	958	939	920	902	883	864	845	1,154	834
3,100	3,150	1,096	1,050	1,025	1,000	981	962	943	924	905	886	867	1,179	857
3,150	3,200	1,121	1,073	1,047	1,022	1,003	984	965	947	928	909	890	1,204	879
3,200	3,250	1,146	1,097	1,070	1,045	1,026	1,007	988	969	950	931	912	1,229	902
3,250	3,300	1,171	1,122	1,094	1,067	1,048	1,029	1,010	992	973	954	935	1,254	924
3,300	3,350	1,196	1,147	1,119	1,091	1,071	1,052	1,033	1,014	995	976	957	1,279	947
3,350	3,400	1,221	1,172	1,144	1,116	1,095	1,074	1,055	1,037	1,018	999	980	1,304	969
3,400	3,450	1,246	1,197	1,169	1,141	1,120	1,099	1,078	1,059	1,040	1,021	1,002	1,329	992
3,450	3,500	1,271	1,222	1,194	1,166	1,145	1,124	1,103	1,082	1,063	1,044	1,025	1,354	1,014
3,500	3,550	1,296	1,247	1,219	1,191	1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,066	1,047	1,379	1,037
3,550	3,600	1,321	1,272	1,244	1,216	1,195	1,174	1,153	1,132	1,111	1,090	1,070	1,404	1,059
3,600	3,650	1,346	1,297	1,269	1,241	1,220	1,199	1,178	1,157	1,136	1,115	1,094	1,429	1,082
3,650	3,700	1,371	1,322	1,294	1,266	1,245	1,224	1,203	1,182	1,161	1,140	1,119	1,454	1,104
3,700円		1,396	1,347	1,319	1,291	1,270	1,249	1,228	1,207	1,186	1,165	1,144	1,479	1,127
3,700円をこえ	3,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち											1,479円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,127円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
5,850円に満た														
ない金額	3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額													
5,850円	2,471	2,422	2,394	2,366	2,345	2,324	2,303	2,282	2,261	2,240	2,219	2,563	2,201	
5,850円をこえ	5,850円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち											2,563円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,201円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	
8,630円に満														
たない金額	5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額													

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

入〇八

ハ 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額	
	扶 養 親 族 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
8,630 円	4,000 円	3,922 円	3,894 円	3,873 円	3,852 円	3,831 円	3,810 円	3,789 円	3,768 円	3,747 円	4,101 円	3,729 円		
8,630 円をこえ る金額	8,630 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 8,630 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額											4,101 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円を こえる金額 の 60% に 相当する金 額を加算し た金額	3,729 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円を こえる金額 の 60% に 相当する金 額を加算し た金額	
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人 をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額												—	—	
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 12 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受け る者であるときは、17 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につ き 12 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												—	—	

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(イに該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 12 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、

(イ) (イ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)(ロ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人につき 10 円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乗すべき率の表)

規定の適用がある場合										乙第三十八条 第一項第七号 ロの規定の適用がある場合	
族の人数											
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
14,100円	15,600円未満	15,200円	16,800円未満	16,400円	18,000円未満	17,600円	19,200円未満	18,800円	20,000円未満	100円	1,500円未満
14,100	15,600	15,200	16,800	16,400	18,000	17,600	19,200	18,800	20,000	100	1,500
15,600	18,000	16,800	18,700	18,000	19,200	19,200	19,600	20,000	20,300	1,500	3,900
18,000	19,600	18,700	19,800	19,200	20,600	19,600	20,800	20,300	22,300	3,900	6,200
19,600	20,500	19,800	20,600	20,600	21,600	20,800	22,600	22,300	23,600	6,200	7,800
20,500	21,500	20,600	21,900	21,600	22,900	22,600	23,900	23,600	24,900	7,800	9,400
21,500	23,000	21,900	24,000	22,900	25,000	23,900	26,000	24,900	27,000	9,400	15,600
23,000	26,100	24,000	27,200	25,000	28,500	26,000	29,500	27,000	30,500	15,600	16,400
26,100	28,300	27,200	29,300	28,500	30,300	29,500	31,300	30,500	32,300	16,400	17,000
28,300	31,000	29,300	32,000	30,300	33,000	31,300	34,000	32,300	35,000	17,000	19,400
31,000	35,000	32,000	36,000	33,000	37,000	34,000	38,000	35,000	39,000	19,400	23,000
35,000	42,900	36,000	43,900	37,000	44,900	38,000	45,900	39,000	46,900	23,000	30,900
42,900	48,300	43,900	49,300	44,900	50,300	45,900	51,300	46,900	52,300	30,900	36,300
48,300	61,600	49,300	62,600	50,300	63,600	51,300	64,600	52,300	65,600	36,300	49,600
61,600	81,600	62,600	82,600	63,600	83,600	64,600	84,600	65,600	85,600	49,600	69,600
81,600	121,600	82,600	122,600	83,600	123,600	84,600	124,600	85,600	125,600	69,600	109,600
121,600	148,300	122,600	149,300	123,600	150,300	124,600	151,300	125,600	152,300	109,600	136,300
148,300	174,900	149,300	175,900	150,300	176,900	151,300	177,900	152,300	178,900	136,300	163,000
174,900	215,000	175,900	216,000	176,900	217,000	177,900	218,000	178,900	219,000	163,000	203,000
215,000	294,900	216,000	295,900	217,000	296,900	218,000	297,900	219,000	298,900	203,000	282,900
294,900	348,300	295,900	349,300	296,900	350,300	297,900	351,300	298,900	352,300	282,900	336,300
348,300円以上		349,300円以上		350,300円以上		351,300円以上		352,300円以上		336,300円以上	

た社会保険料の金額を控除し、

除料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

である。

る行を求める。

である。

手から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号

第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(ハ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)により求めた率が、

別表第三 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表 (第三十八条第一項第七号イ及びロ)

賞与の 金額に 乗ずべ き 率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ の											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
10%	4,700 円	未 満 円	7,400 円	未 満 円	9,000 円	未 満 円	10,500 円	未 満 円	11,700 円	未 満 円	12,900 円	未 満 円
12	4,700	6,200	7,400	9,000	9,000	10,500	10,500	12,100	11,700	13,300	12,900	14,500
15	6,200	8,600	9,000	11,300	10,500	12,900	12,100	14,500	13,300	15,600	14,500	16,800
18	8,600	10,900	11,300	13,700	12,900	15,200	14,500	16,800	15,600	17,800	16,800	18,700
20	10,900	12,500	13,700	15,200	15,200	16,800	16,800	18,400	17,800	18,900	18,700	19,300
22	12,500	14,100	15,200	16,700	16,800	18,400	18,400	19,000	18,900	19,700	19,300	20,400
25	14,100	16,400	16,700	18,900	18,400	19,300	19,000	20,000	19,700	21,000	20,400	22,000
28	16,400	18,700	18,900	21,100	19,300	21,700	20,000	23,200	21,000	24,100	22,000	25,100
30	18,700	20,300	21,100	22,600	21,700	24,000	23,200	25,300	24,100	26,300	25,100	27,800
32	20,300	22,900	22,600	25,300	24,000	26,600	25,300	27,900	26,300	29,000	27,300	30,000
35	22,900	27,000	25,300	29,300	26,600	30,600	27,900	32,000	29,000	33,000	30,000	34,000
38	27,000	34,900	29,300	37,300	30,600	38,600	32,000	39,900	33,000	40,900	34,000	41,900
40	34,900	40,300	37,300	42,600	38,600	44,000	39,900	45,300	40,900	46,300	41,900	47,300
42	40,300	53,600	42,600	56,000	44,000	57,300	45,300	58,600	46,300	59,600	47,300	60,600
45	53,600	73,600	56,000	76,000	57,300	77,300	58,600	78,600	59,600	79,600	60,600	80,600
48	73,600	113,600	76,000	115,900	77,300	117,300	78,600	118,600	79,600	119,600	80,600	120,600
50	113,600	140,300	115,900	142,600	117,300	144,000	118,600	145,300	119,600	146,300	120,600	147,300
52	140,300	166,900	142,600	169,300	144,000	170,600	145,300	171,900	146,300	172,900	147,300	173,900
55	166,900	207,000	169,300	209,300	170,600	210,600	171,900	212,000	172,900	213,000	173,900	214,000
58	207,000	268,900	209,300	289,300	210,600	290,600	212,000	291,900	213,000	292,900	214,000	293,900
60	268,900	340,300	289,300	342,600	290,600	344,000	291,900	345,300	292,900	346,300	293,900	347,300
62	340,300 円以上		342,600 円以上		344,000 円以上		345,300 円以上		346,300 円以上		347,300 円以上	

(備考 賞与の金額に乘ずべき率の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者 (ロに該当しない者) については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与 (賞与を除く。以下同じ。) の金額から、当該給与から控除され

(ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ) (イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給
ハ及びニの規定により税額を計算する。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者 (すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(ハ)位の扶養親族のあるもの、(イ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの求める率である。(ハ)の(3)と同様の場合には、(ロ)の(3)に準じ税額を計算する。)

別表第四 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額
表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	円未満	0	250,000	252,000	4,000	400,000	404,000	20,500	600,000	604,000	49,500
201,000	202,000	75	252,000	254,000	4,200	404,000	408,000	21,000	604,000	608,000	50,200
202,000	203,000	150	254,000	256,000	4,400	408,000	412,000	21,500	608,000	612,000	50,900
203,000	204,000	225	256,000	258,000	4,600	412,000	416,000	22,000	612,000	616,000	51,600
204,000	205,000	300	258,000	260,000	4,800	416,000	420,000	22,500	616,000	620,000	52,300
205,000	206,000	375	260,000	262,000	5,000	420,000	424,000	23,000	620,000	624,000	53,000
206,000	207,000	450	262,000	264,000	5,200	424,000	428,000	23,500	624,000	628,000	53,700
207,000	208,000	525	264,000	266,000	5,400	428,000	432,000	24,000	628,000	632,000	54,400
208,000	209,000	600	266,000	268,000	5,600	432,000	436,000	24,500	632,000	636,000	55,100
209,000	210,000	675	268,000	270,000	5,800	436,000	440,000	25,000	636,000	640,000	55,800
210,000	211,000	750	270,000	272,000	6,000	440,000	444,000	25,500	640,000	644,000	56,500
211,000	212,000	825	272,000	274,000	6,200	444,000	448,000	26,100	644,000	648,000	57,200
212,000	213,000	900	274,000	276,000	6,400	448,000	452,000	26,700	648,000	652,000	57,900
213,000	214,000	975	276,000	278,000	6,600	452,000	456,000	27,300	652,000	656,000	58,600
214,000	215,000	1,050	278,000	280,000	6,800	456,000	460,000	27,900	656,000	660,000	59,300
215,000	216,000	1,125	280,000	282,000	7,000	460,000	464,000	28,500	660,000	664,000	60,000
216,000	217,000	1,200	282,000	284,000	7,200	464,000	468,000	29,100	664,000	668,000	60,700
217,000	218,000	1,275	284,000	286,000	7,400	468,000	472,000	29,700	668,000	672,000	61,400
218,000	219,000	1,350	286,000	288,000	7,600	472,000	476,000	30,300	672,000	676,000	62,100
219,000	220,000	1,425	288,000	290,000	7,800	476,000	480,000	30,900	676,000	680,000	62,800
220,000	221,000	1,500	290,000	292,000	8,000	480,000	484,000	31,500	680,000	684,000	63,500
221,000	222,000	1,575	292,000	294,000	8,200	484,000	488,000	32,100	684,000	688,000	64,200
222,000	223,000	1,650	294,000	296,000	8,400	488,000	492,000	32,700	688,000	692,000	64,900
223,000	224,000	1,725	296,000	298,000	8,600	492,000	496,000	33,300	692,000	696,000	65,600
224,000	225,000	1,800	298,000	300,000	8,800	496,000	500,000	33,900	696,000	700,000	66,300
225,000	226,000	1,875	300,000	304,000	9,000	500,000	504,000	34,500	700,000	706,000	67,000
226,000	227,000	1,950	304,000	308,000	9,400	504,000	508,000	35,100	706,000	712,000	68,050
227,000	228,000	2,025	308,000	312,000	9,800	508,000	512,000	35,700	712,000	718,000	69,100
228,000	229,000	2,100	312,000	316,000	10,200	512,000	516,000	36,300	718,000	724,000	70,150
229,000	230,000	2,175	316,000	320,000	10,600	516,000	520,000	36,900	724,000	730,000	71,200
230,000	231,000	2,250	320,000	324,000	11,000	520,000	524,000	37,500	730,000	736,000	72,250
231,000	232,000	2,325	324,000	328,000	11,400	524,000	528,000	38,100	736,000	742,000	73,300
232,000	233,000	2,400	328,000	332,000	11,800	528,000	532,000	38,700	742,000	748,000	74,350
233,000	234,000	2,475	332,000	336,000	12,200	532,000	536,000	39,300	748,000	754,000	75,400
234,000	235,000	2,550	336,000	340,000	12,600	536,000	540,000	39,900	754,000	760,000	76,450
235,000	236,000	2,625	340,000	344,000	13,000	540,000	544,000	40,500	760,000	766,000	77,500
236,000	237,000	2,700	344,000	348,000	13,500	544,000	548,000	41,100	766,000	772,000	78,550
237,000	238,000	2,775	348,000	352,000	14,000	548,000	552,000	41,700	772,000	778,000	79,600
238,000	239,000	2,850	352,000	356,000	14,500	552,000	556,000	42,300	778,000	784,000	80,650
239,000	240,000	2,925	356,000	360,000	15,000	556,000	560,000	42,900	784,000	790,000	81,700
240,000	241,000	3,000	360,000	364,000	15,500	560,000	564,000	43,500	790,000	796,000	82,750
241,000	242,000	3,100	364,000	368,000	16,000	564,000	568,000	44,100	796,000	802,000	83,800
242,000	243,000	3,200	368,000	372,000	16,500	568,000	572,000	44,700	802,000	808,000	84,900
243,000	244,000	3,300	372,000	376,000	17,000	572,000	576,000	45,300	808,000	814,000	86,100
244,000	245,000	3,400	376,000	380,000	17,500	576,000	580,000	45,900	814,000	820,000	87,300
245,000	246,000	3,500	380,000	384,000	18,000	580,000	584,000	46,500	820,000	826,000	88,500
246,000	247,000	3,600	384,000	388,000	18,500	584,000	588,000	47,100	826,000	832,000	89,700
247,000	248,000	3,700	388,000	392,000	19,000	588,000	592,000	47,700	832,000	838,000	90,900
248,000	249,000	3,800	392,000	396,000	19,500	592,000	596,000	48,300	838,000	844,000	92,100
249,000	250,000	3,900	396,000	400,000	20,000	596,000	600,000	48,900	844,000	850,000	93,300

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

(二)

給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	
850,000	856,000	94,500	940,000	946,000	112,500	1,000,000	1,200,000	給与の金額に20%を乗じて算出した金額から75,500円を控除した金額	4,200,000	6,200,000	給与の金額に27.5%を乗じて算出した金額から285,500円を控除した金額
856,000	862,000	95,700	946,000	952,000	113,700						
862,000	868,000	96,900	952,000	958,000	114,900						
868,000	874,000	98,100	958,000	964,000	116,100						
874,000	880,000	99,300	964,000	970,000	117,300						
880,000	886,000	100,500	970,000	976,000	118,500	1,200,000	2,200,000	給与の金額に22.5%を乗じて算出した金額から105,500円を控除した金額	6,200,000	10,200,000	給与の金額に30%を乗じて算出した金額から420,500円を控除した金額
886,000	892,000	101,700	976,000	982,000	119,700						
892,000	898,000	102,900	982,000	988,000	120,900						
898,000	904,000	104,100	988,000	994,000	122,100						
904,000	910,000	105,300	994,000	1,000,000	123,300						
910,000	916,000	106,500				2,200,000	4,200,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から160,500円を控除した金額	10,200,000円以上		給与の金額に32.5%を乗じて算出した金額から675,500円を控除した金額
916,000	922,000	107,700									
922,000	928,000	108,900									
928,000	934,000	110,100									
934,000	940,000	111,300									

(備考 税額の求め方) 給与の金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,500	円未満	180,500	円未満	195,500	円未満	210,500	円未満	225,500	円未満	240,500	円未満
165,500	166,000	180,500	181,000	195,500	196,000	210,500	211,000	225,500	226,000	240,500	241,000
166,000	166,500	181,000	181,500	196,000	196,500	211,000	211,500	226,000	226,500	241,000	241,500
166,500	167,000	181,500	182,000	196,500	197,000	211,500	212,000	226,500	227,000	241,500	242,000
167,000	167,500	182,000	182,500	197,000	197,500	212,000	212,500	227,000	227,500	242,000	242,500
167,500	168,000	182,500	183,000	197,500	198,000	212,500	213,000	227,500	228,000	242,500	243,000
168,000	168,500	183,000	183,500	198,000	198,500	213,000	213,500	228,000	228,500	243,000	243,500
168,500	169,000	183,500	184,000	198,500	199,000	213,500	214,000	228,500	229,000	243,500	244,000
169,000	169,500	184,000	184,500	199,000	199,500	214,000	214,500	229,000	229,500	244,000	244,500
169,500	170,000	184,500	185,000	199,500	200,000	214,500	215,000	229,500	230,000	244,500	245,000
170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000

別表第五 年末調整のための簡易税額表(第四十条第一項の規定による所得税額表)

(一)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満	以 上 未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	60,500円未満	95,500円未満	115,500円未満	135,500円未満	150,500円未満					
75	60,500	95,500	115,500	135,500	150,500	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000
150	61,000	96,000	116,000	136,000	151,000	151,500	151,500	151,500	151,500	151,500
225	61,500	96,500	116,500	136,500	151,500	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000
300	62,000	97,000	117,000	137,000	152,000	152,500	152,500	152,500	152,500	152,500
375	62,500	97,500	117,500	137,500	152,500	153,000	153,000	153,000	153,000	153,000
450	63,000	98,000	118,000	138,000	153,000	153,500	153,500	153,500	153,500	153,500
525	63,500	98,500	118,500	138,500	153,500	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
600	64,000	99,000	119,000	139,000	154,000	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500
675	64,500	99,500	119,500	139,500	154,500	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000
750	65,000	100,000	120,000	140,000	155,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000
900	66,000	101,000	121,000	141,000	156,000	157,000	157,000	157,000	157,000	157,000
1,050	67,000	102,000	122,000	142,000	157,000	158,000	158,000	158,000	158,000	158,000
1,200	68,000	103,000	123,000	143,000	158,000	159,000	159,000	159,000	159,000	159,000
1,350	69,000	104,000	124,000	144,000	159,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
1,500	70,000	105,000	125,000	145,000	160,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000
1,650	71,000	106,000	126,000	146,000	161,000	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000
1,800	72,000	107,000	127,000	147,000	162,000	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000
1,950	73,000	108,000	128,000	148,000	163,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000
2,100	74,000	109,000	129,000	149,000	164,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000
2,250	75,000	110,000	130,000	150,000	165,000	166,000	166,000	166,000	166,000	166,000
2,400	76,000	111,000	131,000	151,000	166,000	167,000	167,000	167,000	167,000	167,000
2,550	77,000	112,000	132,000	152,000	167,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
2,700	78,000	113,000	133,000	153,000	168,000	169,000	169,000	169,000	169,000	169,000
2,850	79,000	114,000	134,000	154,000	169,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
3,000	80,000	115,000	135,000	155,000	170,000	171,000	171,000	171,000	171,000	171,000
3,200	81,000	116,000	136,000	156,000	171,000	172,000	172,000	172,000	172,000	172,000
3,400	82,000	117,000	137,000	157,000	172,000	173,000	173,000	173,000	173,000	173,000
3,600	83,000	118,000	138,000	158,000	173,000	174,000	174,000	174,000	174,000	174,000
3,800	84,000	119,000	139,000	159,000	174,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
4,000	85,000	120,000	140,000	160,000	175,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000
4,200	86,000	121,000	141,000	161,000	176,000	177,000	177,000	177,000	177,000	177,000
4,400	87,000	122,000	142,000	162,000	177,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000
4,600	88,000	123,000	143,000	163,000	178,000	179,000	179,000	179,000	179,000	179,000
4,800	89,000	124,000	144,000	164,000	179,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
5,000	90,000	125,000	145,000	165,000	180,000	181,000	181,000	181,000	181,000	181,000
5,200	91,000	126,000	146,000	166,000	181,000	182,000	182,000	182,000	182,000	182,000
5,400	92,000	127,000	147,000	167,000	182,000	183,000	183,000	183,000	183,000	183,000
5,600	93,000	128,000	148,000	168,000	183,000	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000
5,800	94,000	129,000	149,000	169,000	184,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
6,000	95,000	130,000	150,000	170,000	185,000	186,000	186,000	186,000	186,000	186,000
6,200	96,000	131,000	151,000	171,000	186,000	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000
6,400	97,000	132,000	152,000	172,000	187,000	188,000	188,000	188,000	188,000	188,000
6,600	98,000	133,000	153,000	173,000	188,000	189,000	189,000	189,000	189,000	189,000
6,800	99,000	134,000	154,000	174,000	189,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
7,000	100,000	135,000	155,000	175,000	190,000	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000
7,200	101,000	136,000	156,000	176,000	191,000	192,000	192,000	192,000	192,000	192,000
7,400	102,000	137,000	157,000	177,000	192,000	193,000	193,000	193,000	193,000	193,000
7,600	103,000	138,000	158,000	178,000	193,000	194,000	194,000	194,000	194,000	194,000
7,800	104,000	139,000	159,000	179,000	194,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000
8,000	105,000	140,000	160,000	180,000	195,000	196,000	196,000	196,000	196,000	196,000
8,200	106,000	141,000	161,000	181,000	196,000	197,000	197,000	197,000	197,000	197,000
8,400	107,000	142,000	162,000	182,000	197,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000
8,600	108,000	143,000	163,000	183,000	198,000	199,000	199,000	199,000	199,000	199,000
8,800	109,000	144,000	164,000	184,000	199,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
保 険 料 控 除 及 び 生 命 保 険 料 控 除 を 行 っ た 後 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000
265,000	267,000	280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000
267,000	269,000	282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000
269,000	271,000	284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000
271,000	273,000	286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000
273,000	275,000	288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000

(二)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
9,000	110,000	111,000	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	200,000	201,000
9,200	111,000	112,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	201,000	202,000
9,400	112,000	113,000	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	202,000	203,000
9,600	113,000	114,000	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	203,000	204,000
9,800	114,000	115,000	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	204,000	205,000
10,000	115,000	116,000	150,000	151,000	170,000	171,000	190,000	191,000	205,000	206,000
10,200	116,000	117,000	151,000	152,000	171,000	172,000	191,000	192,000	206,000	207,000
10,400	117,000	118,000	152,000	153,000	172,000	173,000	192,000	193,000	207,000	208,000
10,600	118,000	119,000	153,000	154,000	173,000	174,000	193,000	194,000	208,000	209,000
10,800	119,000	120,000	154,000	155,000	174,000	175,000	194,000	195,000	209,000	210,000
11,000	120,000	121,000	155,000	156,000	175,000	176,000	195,000	196,000	210,000	211,000
11,200	121,000	122,000	156,000	157,000	176,000	177,000	196,000	197,000	211,000	212,000
11,400	122,000	123,000	157,000	158,000	177,000	178,000	197,000	198,000	212,000	213,000
11,600	123,000	124,000	158,000	159,000	178,000	179,000	198,000	199,000	213,000	214,000
11,800	124,000	125,000	159,000	160,000	179,000	180,000	199,000	200,000	214,000	215,000
12,000	125,000	126,000	160,000	161,000	180,000	181,000	200,000	201,000	215,000	216,000
12,200	126,000	127,000	161,000	162,000	181,000	182,000	201,000	202,000	216,000	217,000
12,400	127,000	128,000	162,000	163,000	182,000	183,000	202,000	203,000	217,000	218,000
12,600	128,000	129,000	163,000	164,000	183,000	184,000	203,000	204,000	218,000	219,000
12,800	129,000	130,000	164,000	165,000	184,000	185,000	204,000	205,000	219,000	220,000
13,000	130,000	131,000	165,000	166,000	185,000	186,000	205,000	206,000	220,000	221,000
13,250	131,000	132,000	166,000	167,000	186,000	187,000	206,000	207,000	221,000	222,000
13,500	132,000	133,000	167,000	168,000	187,000	188,000	207,000	208,000	222,000	223,000
13,750	133,000	134,000	168,000	169,000	188,000	189,000	208,000	209,000	223,000	224,000
14,000	134,000	135,000	169,000	170,000	189,000	190,000	209,000	210,000	224,000	225,000
14,250	135,000	136,000	170,000	171,000	190,000	191,000	210,000	211,000	225,000	226,000
14,500	136,000	137,000	171,000	172,000	191,000	192,000	211,000	212,000	226,000	227,000
14,750	137,000	138,000	172,000	173,000	192,000	193,000	212,000	213,000	227,000	228,000
15,000	138,000	139,000	173,000	174,000	193,000	194,000	213,000	214,000	228,000	229,000
15,250	139,000	140,000	174,000	175,000	194,000	195,000	214,000	215,000	229,000	230,000
15,500	140,000	141,000	175,000	176,000	195,000	196,000	215,000	216,000	230,000	231,000
15,750	141,000	142,000	176,000	177,000	196,000	197,000	216,000	217,000	231,000	232,000
16,000	142,000	143,000	177,000	178,000	197,000	198,000	217,000	218,000	232,000	233,000
16,250	143,000	144,000	178,000	179,000	198,000	199,000	218,000	219,000	233,000	234,000
16,500	144,000	145,000	179,000	180,000	199,000	200,000	219,000	220,000	234,000	235,000
16,750	145,000	146,000	180,000	181,000	200,000	201,000	220,000	221,000	235,000	236,000
17,000	146,000	147,000	181,000	182,000	201,000	202,000	221,000	222,000	236,000	237,000
17,250	147,000	148,000	182,000	183,000	202,000	203,000	222,000	223,000	237,000	238,000
17,500	148,000	149,000	183,000	184,000	203,000	204,000	223,000	224,000	238,000	239,000
17,750	149,000	150,000	184,000	185,000	204,000	205,000	224,000	225,000	239,000	240,000
18,000	150,000	151,000	185,000	186,000	205,000	206,000	225,000	226,000	240,000	241,000
18,250	151,000	152,000	186,000	187,000	206,000	207,000	226,000	227,000	241,000	242,000
18,500	152,000	153,000	187,000	188,000	207,000	208,000	227,000	228,000	242,000	243,000
18,750	153,000	154,000	188,000	189,000	208,000	209,000	228,000	229,000	243,000	244,000
19,000	154,000	155,000	189,000	190,000	209,000	210,000	229,000	230,000	244,000	245,000
19,250	155,000	156,000	190,000	191,000	210,000	211,000	230,000	231,000	245,000	246,000
19,500	156,000	157,000	191,000	192,000	211,000	212,000	231,000	232,000	246,000	247,000
19,750	157,000	158,000	192,000	193,000	212,000	213,000	232,000	233,000	247,000	248,000
20,000	158,000	159,000	193,000	194,000	213,000	214,000	233,000	234,000	248,000	249,000
20,250	159,000	160,000	194,000	195,000	214,000	215,000	234,000	235,000	249,000	250,000
20,500	160,000	162,000	195,000	197,000	215,000	217,000	235,000	237,000	250,000	252,000
21,000	162,000	164,000	197,000	199,000	217,000	219,000	237,000	239,000	252,000	254,000
21,500	164,000	166,000	199,000	201,000	219,000	221,000	239,000	241,000	254,000	256,000
22,000	166,000	168,000	201,000	203,000	221,000	223,000	241,000	243,000	256,000	258,000
22,500	168,000	170,000	203,000	205,000	223,000	225,000	243,000	245,000	258,000	260,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
275,000	277,000	290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000
277,000	279,000	292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000
279,000	281,000	294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000
281,000	283,000	296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000
283,000	285,000	298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000
285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000
287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000
289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000
291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000
293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000
295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000
297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000
299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000
301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000
303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000
305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000
307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000
309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000
311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000
313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000
315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000
317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000
319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000
321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000
323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000
325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000
327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000
329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000
331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000
333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000
335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000
337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000
339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000
341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000
343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000
345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000	420,000	422,000
347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000	422,000	424,000
349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000	424,000	426,000
351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000	426,000	428,000
353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000	428,000	430,000
355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000	430,000	432,000
357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000	432,000	434,000
359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000	434,000	436,000
361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000	436,000	438,000
363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000	438,000	440,000
365,000	368,000	380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000
368,000	371,000	383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000
371,000	374,000	386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000
374,000	377,000	389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000
377,000	380,000	392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000
380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000
383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000
386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000
389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000
392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000

(三)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
23,000	170,000	172,000	205,000	207,000	225,000	227,000	245,000	247,000	260,000	262,000
23,500	172,000	174,000	207,000	209,000	227,000	229,000	247,000	249,000	262,000	264,000
24,000	174,000	176,000	209,000	211,000	229,000	231,000	249,000	251,000	264,000	266,000
24,500	176,000	178,000	211,000	213,000	231,000	233,000	251,000	253,000	266,000	268,000
25,000	178,000	180,000	213,000	215,000	233,000	235,000	253,000	255,000	268,000	270,000
25,500	180,000	182,000	215,000	217,000	235,000	237,000	255,000	257,000	270,000	272,000
26,100	182,000	184,000	217,000	219,000	237,000	239,000	257,000	259,000	272,000	274,000
26,700	184,000	186,000	219,000	221,000	239,000	241,000	259,000	261,000	274,000	276,000
27,300	186,000	188,000	221,000	223,000	241,000	243,000	261,000	263,000	276,000	278,000
27,900	188,000	190,000	223,000	225,000	243,000	245,000	263,000	265,000	278,000	280,000
28,500	190,000	192,000	225,000	227,000	245,000	247,000	265,000	267,000	280,000	282,000
29,100	192,000	194,000	227,000	229,000	247,000	249,000	267,000	269,000	282,000	284,000
29,700	194,000	196,000	229,000	231,000	249,000	251,000	269,000	271,000	284,000	286,000
30,300	196,000	198,000	231,000	233,000	251,000	253,000	271,000	273,000	286,000	288,000
30,900	198,000	200,000	233,000	235,000	253,000	255,000	273,000	275,000	288,000	290,000
31,500	200,000	202,000	235,000	237,000	255,000	257,000	275,000	277,000	290,000	292,000
32,100	202,000	204,000	237,000	239,000	257,000	259,000	277,000	279,000	292,000	294,000
32,700	204,000	206,000	239,000	241,000	259,000	261,000	279,000	281,000	294,000	296,000
33,300	206,000	208,000	241,000	243,000	261,000	263,000	281,000	283,000	296,000	298,000
33,900	208,000	210,000	243,000	245,000	263,000	265,000	283,000	285,000	298,000	300,000
34,500	210,000	212,000	245,000	247,000	265,000	267,000	285,000	287,000	300,000	302,000
35,100	212,000	214,000	247,000	249,000	267,000	269,000	287,000	289,000	302,000	304,000
35,700	214,000	216,000	249,000	251,000	269,000	271,000	289,000	291,000	304,000	306,000
36,300	216,000	218,000	251,000	253,000	271,000	273,000	291,000	293,000	306,000	308,000
36,900	218,000	220,000	253,000	255,000	273,000	275,000	293,000	295,000	308,000	310,000
37,500	220,000	222,000	255,000	257,000	275,000	277,000	295,000	297,000	310,000	312,000
38,100	222,000	224,000	257,000	259,000	277,000	279,000	297,000	299,000	312,000	314,000
38,700	224,000	226,000	259,000	261,000	279,000	281,000	299,000	301,000	314,000	316,000
39,300	226,000	228,000	261,000	263,000	281,000	283,000	301,000	303,000	316,000	318,000
39,900	228,000	230,000	263,000	265,000	283,000	285,000	303,000	305,000	318,000	320,000
40,500	230,000	232,000	265,000	267,000	285,000	287,000	305,000	307,000	320,000	322,000
41,100	232,000	234,000	267,000	269,000	287,000	289,000	307,000	309,000	322,000	324,000
41,700	234,000	236,000	269,000	271,000	289,000	291,000	309,000	311,000	324,000	326,000
42,300	236,000	238,000	271,000	273,000	291,000	293,000	311,000	313,000	326,000	328,000
42,900	238,000	240,000	273,000	275,000	293,000	295,000	313,000	315,000	328,000	330,000
43,500	240,000	242,000	275,000	277,000	295,000	297,000	315,000	317,000	330,000	332,000
44,100	242,000	244,000	277,000	279,000	297,000	299,000	317,000	319,000	332,000	334,000
44,700	244,000	246,000	279,000	281,000	299,000	301,000	319,000	321,000	334,000	336,000
45,300	246,000	248,000	281,000	283,000	301,000	303,000	321,000	323,000	336,000	338,000
45,900	248,000	250,000	283,000	285,000	303,000	305,000	323,000	325,000	338,000	340,000
46,500	250,000	252,000	285,000	287,000	305,000	307,000	325,000	327,000	340,000	342,000
47,100	252,000	254,000	287,000	289,000	307,000	309,000	327,000	329,000	342,000	344,000
47,700	254,000	256,000	289,000	291,000	309,000	311,000	329,000	331,000	344,000	346,000
48,300	256,000	258,000	291,000	293,000	311,000	313,000	331,000	333,000	346,000	348,000
48,900	258,000	260,000	293,000	295,000	313,000	315,000	333,000	335,000	348,000	350,000
49,500	260,000	262,000	295,000	298,000	315,000	318,000	335,000	338,000	350,000	353,000
50,550	263,000	266,000	298,000	301,000	318,000	321,000	338,000	341,000	353,000	356,000
51,600	266,000	269,000	301,000	304,000	321,000	324,000	341,000	344,000	356,000	359,000
52,650	269,000	272,000	304,000	307,000	324,000	327,000	344,000	347,000	359,000	362,000
53,700	272,000	275,000	307,000	310,000	327,000	330,000	347,000	350,000	362,000	365,000
54,750	275,000	278,000	310,000	313,000	330,000	333,000	350,000	353,000	365,000	368,000
55,800	278,000	281,000	313,000	316,000	333,000	336,000	353,000	356,000	368,000	371,000
56,850	281,000	284,000	316,000	319,000	336,000	339,000	356,000	359,000	371,000	374,000
57,900	284,000	287,000	319,000	322,000	339,000	342,000	359,000	362,000	374,000	377,000
58,950	287,000	290,000	322,000	325,000	342,000	345,000	362,000	365,000	377,000	380,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000
398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000
401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000
404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000
407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000
410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000
413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000
416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000
419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000
422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000
425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000
428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000
431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000
434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000
437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000
440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000
443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000
446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000
449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000
452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000
455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000
458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000
461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000
464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000
467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000
470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000	545,000	548,000
473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000	548,000	551,000
476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000	551,000	554,000
479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000	554,000	557,000
482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000	557,000	560,000
485,000	489,000	500,000	504,000	515,000	519,000	530,000	534,000	545,000	549,000	560,000	564,000
489,000	493,000	504,000	508,000	519,000	523,000	534,000	538,000	549,000	553,000	564,000	568,000
493,000	497,000	508,000	512,000	523,000	527,000	538,000	542,000	553,000	557,000	568,000	572,000
497,000	501,000	512,000	516,000	527,000	531,000	542,000	546,000	557,000	561,000	572,000	576,000
501,000	505,000	516,000	520,000	531,000	535,000	546,000	550,000	561,000	565,000	576,000	580,000
505,000	509,000	520,000	524,000	535,000	539,000	550,000	554,000	565,000	569,000	580,000	584,000
509,000	513,000	524,000	528,000	539,000	543,000	554,000	558,000	569,000	573,000	584,000	588,000
513,000	517,000	528,000	532,000	543,000	547,000	558,000	562,000	573,000	577,000	588,000	592,000
517,000	521,000	532,000	536,000	547,000	551,000	562,000	566,000	577,000	581,000	592,000	596,000
521,000	525,000	536,000	540,000	551,000	555,000	566,000	570,000	581,000	585,000	596,000	600,000
525,000	529,000	540,000	544,000	555,000	559,000	570,000	574,000	585,000	589,000	600,000	604,000
529,000	533,000	544,000	548,000	559,000	563,000	574,000	578,000	589,000	593,000	604,000	608,000
533,000	537,000	548,000	552,000	563,000	567,000	578,000	582,000	593,000	597,000	608,000	612,000
537,000	541,000	552,000	556,000	567,000	571,000	582,000	586,000	597,000	601,000	612,000	616,000
541,000	545,000	556,000	560,000	571,000	575,000	586,000	590,000	601,000	605,000	616,000	620,000
545,000	549,000	560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000	605,000	609,000	620,000	624,000
549,000	553,000	564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000	609,000	613,000	624,000	628,000
553,000	557,000	568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000	613,000	617,000	628,000	632,000
557,000	561,000	572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000	617,000	621,000	632,000	636,000
561,000	565,000	576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000	621,000	625,000	636,000	640,000
565,000	569,000	580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000	625,000	629,000	640,000	644,000
569,000	573,000	584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000	629,000	633,000	644,000	648,000
573,000	577,000	588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000	633,000	637,000	648,000	652,000
577,000	581,000	592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000	637,000	641,000	652,000	656,000
581,000	585,000	596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000	641,000	645,000	656,000	660,000

(四)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
60,000	290,000	293,000	325,000	328,000	345,000	348,000	365,000	368,000	380,000	383,000
61,050	293,000	296,000	328,000	331,000	348,000	351,000	368,000	371,000	383,000	386,000
62,100	296,000	299,000	331,000	334,000	351,000	354,000	371,000	374,000	386,000	389,000
63,150	299,000	302,000	334,000	337,000	354,000	357,000	374,000	377,000	389,000	392,000
64,200	302,000	305,000	337,000	340,000	357,000	360,000	377,000	380,000	392,000	395,000
65,250	305,000	308,000	340,000	343,000	360,000	363,000	380,000	383,000	395,000	398,000
66,300	308,000	311,000	343,000	346,000	363,000	366,000	383,000	386,000	398,000	401,000
67,350	311,000	314,000	346,000	349,000	366,000	369,000	386,000	389,000	401,000	404,000
68,400	314,000	317,000	349,000	352,000	369,000	372,000	389,000	392,000	404,000	407,000
69,450	317,000	320,000	352,000	355,000	372,000	375,000	392,000	395,000	407,000	410,000
70,500	320,000	323,000	355,000	358,000	375,000	378,000	395,000	398,000	410,000	413,000
71,550	323,000	326,000	358,000	361,000	378,000	381,000	398,000	401,000	413,000	416,000
72,600	326,000	329,000	361,000	364,000	381,000	384,000	401,000	404,000	416,000	419,000
73,650	329,000	332,000	364,000	367,000	384,000	387,000	404,000	407,000	419,000	422,000
74,700	332,000	335,000	367,000	370,000	387,000	390,000	407,000	410,000	422,000	425,000
75,750	335,000	338,000	370,000	373,000	390,000	393,000	410,000	413,000	425,000	428,000
76,800	338,000	341,000	373,000	376,000	393,000	396,000	413,000	416,000	428,000	431,000
77,850	341,000	344,000	376,000	379,000	396,000	399,000	416,000	419,000	431,000	434,000
78,900	344,000	347,000	379,000	382,000	399,000	402,000	419,000	422,000	434,000	437,000
79,950	347,000	350,000	382,000	385,000	402,000	405,000	422,000	425,000	437,000	440,000
81,000	350,000	353,000	385,000	388,000	405,000	408,000	425,000	428,000	440,000	443,000
82,050	353,000	356,000	388,000	391,000	408,000	411,000	428,000	431,000	443,000	446,000
83,100	356,000	359,000	391,000	394,000	411,000	414,000	431,000	434,000	446,000	449,000
84,150	359,000	362,000	394,000	397,000	414,000	417,000	434,000	437,000	449,000	452,000
85,200	362,000	365,000	397,000	400,000	417,000	420,000	437,000	440,000	452,000	455,000
86,250	365,000	368,000	400,000	403,000	420,000	423,000	440,000	443,000	455,000	458,000
87,300	368,000	371,000	403,000	406,000	423,000	426,000	443,000	446,000	458,000	461,000
88,350	371,000	374,000	406,000	409,000	426,000	429,000	446,000	449,000	461,000	464,000
89,400	374,000	377,000	409,000	412,000	429,000	432,000	449,000	452,000	464,000	467,000
90,450	377,000	380,000	412,000	415,000	432,000	435,000	452,000	455,000	467,000	470,000
92,500	380,000	384,000	415,000	419,000	435,000	439,000	455,000	459,000	470,000	474,000
94,100	384,000	388,000	419,000	423,000	439,000	443,000	459,000	463,000	474,000	478,000
95,700	388,000	392,000	423,000	427,000	443,000	447,000	463,000	467,000	478,000	482,000
97,300	392,000	396,000	427,000	431,000	447,000	451,000	467,000	471,000	482,000	486,000
98,900	396,000	400,000	431,000	435,000	451,000	455,000	471,000	475,000	486,000	490,000
100,500	400,000	404,000	435,000	439,000	455,000	459,000	475,000	479,000	490,000	494,000
102,100	404,000	408,000	439,000	443,000	459,000	463,000	479,000	483,000	494,000	498,000
103,700	408,000	412,000	443,000	447,000	463,000	467,000	483,000	487,000	498,000	502,000
105,300	412,000	416,000	447,000	451,000	467,000	471,000	487,000	491,000	502,000	506,000
106,900	416,000	420,000	451,000	455,000	471,000	475,000	491,000	495,000	506,000	510,000
108,500	420,000	424,000	455,000	459,000	475,000	479,000	495,000	499,000	510,000	514,000
110,100	424,000	428,000	459,000	463,000	479,000	483,000	499,000	503,000	514,000	518,000
111,700	428,000	432,000	463,000	467,000	483,000	487,000	503,000	507,000	518,000	522,000
113,300	432,000	436,000	467,000	471,000	487,000	491,000	507,000	511,000	522,000	526,000
114,900	436,000	440,000	471,000	475,000	491,000	495,000	511,000	515,000	526,000	530,000
116,500	440,000	444,000	475,000	479,000	495,000	499,000	515,000	519,000	530,000	534,000
118,100	444,000	448,000	479,000	483,000	499,000	503,000	519,000	523,000	534,000	538,000
119,700	448,000	452,000	483,000	487,000	503,000	507,000	523,000	527,000	538,000	542,000
121,300	452,000	456,000	487,000	491,000	507,000	511,000	527,000	531,000	542,000	546,000
122,900	456,000	460,000	491,000	495,000	511,000	515,000	531,000	535,000	546,000	550,000
124,500	460,000	464,000	495,000	499,000	515,000	519,000	535,000	539,000	550,000	554,000
126,100	464,000	468,000	499,000	503,000	519,000	523,000	539,000	543,000	554,000	558,000
127,700	468,000	472,000	503,000	507,000	523,000	527,000	543,000	547,000	558,000	562,000
129,300	472,000	476,000	507,000	511,000	527,000	531,000	547,000	551,000	562,000	566,000
130,900	476,000	480,000	511,000	515,000	531,000	535,000	551,000	555,000	566,000	570,000

族				の				数			
5人		6人		7人		8人		9人		10人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
585,000	589,000	600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000	645,000	649,000	660,000	664,000
589,000	593,000	604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000	649,000	653,000	664,000	668,000
593,000	597,000	608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000	653,000	657,000	668,000	672,000
597,000	601,000	612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000	657,000	661,000	672,000	676,000
601,000	605,000	616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000	661,000	665,000	676,000	680,000
605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000	650,000	654,000	665,000	669,000	680,000	684,000
609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000	654,000	658,000	669,000	673,000	684,000	688,000
613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000	658,000	662,000	673,000	677,000	688,000	692,000
617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000	662,000	666,000	677,000	681,000	692,000	696,000
621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000	666,000	670,000	681,000	685,000	696,000	700,000
625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000	670,000	674,000	685,000	689,000	700,000	704,000
629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000	674,000	678,000	689,000	693,000	704,000	708,000
633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000	678,000	682,000	693,000	697,000	708,000	712,000
637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000	682,000	686,000	697,000	701,000	712,000	716,000
641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000	686,000	690,000	701,000	705,000	716,000	720,000
645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000
770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000
775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000
780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000
785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000
790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000
795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000
800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000
805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000
810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000
815,000円		830,000円		845,000円		860,000円		875,000円		890,000円	

(五)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
132,500	480,000	484,000	515,000	519,000	535,000	539,000	555,000	559,000	570,000	574,000
134,100	484,000	488,000	519,000	523,000	539,000	543,000	559,000	563,000	574,000	578,000
135,700	488,000	492,000	523,000	527,000	543,000	547,000	563,000	567,000	578,000	582,000
137,300	492,000	496,000	527,000	531,000	547,000	551,000	567,000	571,000	582,000	586,000
138,900	496,000	500,000	531,000	535,000	551,000	555,000	571,000	575,000	586,000	590,000
140,500	500,000	504,000	535,000	539,000	555,000	559,000	575,000	579,000	590,000	594,000
142,100	504,000	508,000	539,000	543,000	559,000	563,000	579,000	583,000	594,000	598,000
143,700	508,000	512,000	543,000	547,000	563,000	567,000	583,000	587,000	598,000	602,000
145,300	512,000	516,000	547,000	551,000	567,000	571,000	587,000	591,000	602,000	606,000
146,900	516,000	520,000	551,000	555,000	571,000	575,000	591,000	595,000	606,000	610,000
148,500	520,000	524,000	555,000	559,000	575,000	579,000	595,000	599,000	610,000	614,000
150,100	524,000	528,000	559,000	563,000	579,000	583,000	599,000	603,000	614,000	618,000
151,700	528,000	532,000	563,000	567,000	583,000	587,000	603,000	607,000	618,000	622,000
153,300	532,000	536,000	567,000	571,000	587,000	591,000	607,000	611,000	622,000	626,000
154,900	536,000	540,000	571,000	575,000	591,000	595,000	611,000	615,000	626,000	630,000
156,500	540,000	545,000	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	630,000	635,000
158,500	545,000	550,000	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	635,000	640,000
160,500	550,000	555,000	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	640,000	645,000
162,500	555,000	560,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	645,000	650,000
164,500	560,000	565,000	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	650,000	655,000
166,750	565,000	570,000	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	655,000	660,000
169,000	570,000	575,000	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	660,000	665,000
171,250	575,000	580,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	665,000	670,000
173,500	580,000	585,000	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	670,000	675,000
175,750	585,000	590,000	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	675,000	680,000
178,000	590,000	595,000	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	680,000	685,000
180,250	595,000	600,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	685,000	690,000
182,500	600,000	605,000	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	690,000	695,000
184,750	605,000	610,000	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	695,000	700,000
187,000	610,000	615,000	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	700,000	705,000
189,250	615,000	620,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	705,000	710,000
191,500	620,000	625,000	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	710,000	715,000
193,750	625,000	630,000	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	715,000	720,000
196,000	630,000	635,000	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	720,000	725,000
198,250	635,000	640,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	725,000	730,000
200,500	640,000	645,000	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	730,000	735,000
202,750	645,000	650,000	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	735,000	740,000
205,000	650,000	655,000	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	740,000	745,000
207,250	655,000	660,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	745,000	750,000
209,500	660,000	665,000	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	750,000	755,000
211,750	665,000	670,000	700,000	705,000	720,000	725,000	740,000	745,000	755,000	760,000
214,000	670,000	675,000	705,000	710,000	725,000	730,000	745,000	750,000	760,000	765,000
216,250	675,000	680,000	710,000	715,000	730,000	735,000	750,000	755,000	765,000	770,000
218,500	680,000	685,000	715,000	720,000	735,000	740,000	755,000	760,000	770,000	775,000
220,750	685,000	690,000	720,000	725,000	740,000	745,000	760,000	765,000	775,000	780,000
223,000	690,000	695,000	725,000	730,000	745,000	750,000	765,000	770,000	780,000	785,000
225,250	695,000	700,000	730,000	735,000	750,000	755,000	770,000	775,000	785,000	790,000
227,500	700,000	705,000	735,000	740,000	755,000	760,000	775,000	780,000	790,000	795,000
229,750	705,000	710,000	740,000	745,000	760,000	765,000	780,000	785,000	795,000	800,000
232,000	710,000円		745,000円		765,000円		785,000円		800,000円	

養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した後の残額が710,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10
じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額

当 該 残 額	
710,000 円超	1,060,000 円未満
1,060,000 円以上	2,060,000 円未満
2,060,000 円以上	3,060,000 円未満
3,060,000 円以上	5,060,000 円未満
	5,060,000 円以上

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養
た金額

8,000円)

除の金額を控除し、その残額を求める。

ら社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に
らの控除が認められるごとに当該金額から4,000円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害

みなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除

具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求

順位の扶養親族のないもの、(イ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位
は第3順位の扶養親族のないもの)については、

の扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項に規定する扶養控除の金額と60,000円との合計額

の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の

り求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算し

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	(イ) その年の給与所得控除後の給与の金額につき社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた金額から、扶人をこえる場合には、その残額から60,000円を控除した金額を課税総所得金額とみなし、その金額に應			
	上記の残額が710,000円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ロ)</td><td> 当該残額に45%を乗じて算出した金額から87,500円を控除した金額 当該残額に50%を乗じて算出した金額から140,500円を控除した金額 当該残額に55%を乗じて算出した金額から243,500円を控除した金額 当該残額に60%を乗じて算出した金額から396,500円を控除した金額 当該残額に65%を乗じて算出した金額から649,500円を控除した金額 </td></tr> </tbody> </table>	税	額	(ロ)
税	額			
(ロ)	当該残額に45%を乗じて算出した金額から87,500円を控除した金額 当該残額に50%を乗じて算出した金額から140,500円を控除した金額 当該残額に55%を乗じて算出した金額から243,500円を控除した金額 当該残額に60%を乗じて算出した金額から396,500円を控除した金額 当該残額に65%を乗じて算出した金額から649,500円を控除した金額			

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円(これらの一親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除し

(備考 税額の求め方)

(イ) 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、

(1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

(イ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(ロ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(ハ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が8,000円をこえる場合には、を控除した金額を求め、

(2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控

(3) (2)の残額が710,000円以下である者については、

(イ) 扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に依り「その年の給与所得控除後の給与の金額が記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これ年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円)を控除した金額)

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえるときは、(2)の残額から60,000円を控除した後の金額を課税総所得金額と又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)

が、その求める税額である。

(4) (2)の残額が710,000円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不める税額である。

(ロ) 第四十条第六項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(ハ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は

(1) その者に対する給与所得の収入金額につき、(イ)の(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数及びそれを控除し、その残額を求める。

(2) (1)の残額が650,000円以下である者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、別表第一 所得税(イ)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。

(3) (1)の残額が650,000円をこえる者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、第十三条の税率によた金額)が、その求める税額である。

別表第五の附表

(一)

給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額	給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額	給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額	給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
71,180	71,500	60,500	95,500	96,000	81,175	141,000	142,000	119,850	191,000	192,000	162,350
71,180	71,500	60,503	96,000	96,500	81,600	142,000	143,000	120,700	192,000	193,000	163,200
71,500	72,000	60,775	96,500	97,000	82,025	143,000	144,000	121,550	193,000	194,000	164,050
72,000	72,500	61,200	97,000	97,500	82,450	144,000	145,000	122,400	194,000	195,000	164,900
72,500	73,000	61,625	97,500	98,000	82,875	145,000	146,000	123,250	195,000	196,000	165,750
73,000	73,500	62,050	98,000	98,500	83,300	146,000	147,000	124,100	196,000	197,000	166,600
73,500	74,000	62,475	98,500	99,000	83,725	147,000	148,000	124,950	197,000	198,000	167,450
74,000	74,500	62,900	99,000	99,500	84,150	148,000	149,000	125,800	198,000	199,000	168,300
74,500	75,000	63,325	99,500	100,000	84,575	149,000	150,000	126,650	199,000	200,000	169,150
75,000	75,500	63,750	100,000	101,000	85,000	150,000	151,000	127,500	200,000	201,000	170,000
75,500	76,000	64,175	101,000	102,000	85,850	151,000	152,000	128,350	201,000	202,000	170,850
76,000	76,500	64,600	102,000	103,000	86,700	152,000	153,000	129,200	202,000	203,000	171,700
76,500	77,000	65,025	103,000	104,000	87,550	153,000	154,000	130,050	203,000	204,000	172,550
77,000	77,500	65,450	104,000	105,000	88,400	154,000	155,000	130,900	204,000	205,000	173,400
77,500	78,000	65,875	105,000	106,000	89,250	155,000	156,000	131,750	205,000	206,000	174,250
78,000	78,500	66,300	106,000	107,000	90,100	156,000	157,000	132,600	206,000	207,000	175,100
78,500	79,000	66,725	107,000	108,000	90,950	157,000	158,000	133,450	207,000	208,000	175,950
79,000	79,500	67,150	108,000	109,000	91,800	158,000	159,000	134,300	208,000	209,000	176,800
79,500	80,000	67,575	109,000	110,000	92,650	159,000	160,000	135,150	209,000	210,000	177,650
80,000	80,500	68,000	110,000	111,000	93,500	160,000	161,000	136,000	210,000	211,000	178,500
80,500	81,000	68,425	111,000	112,000	94,350	161,000	162,000	136,850	211,000	212,000	179,350
81,000	81,500	68,850	112,000	113,000	95,200	162,000	163,000	137,700	212,000	213,000	180,200
81,500	82,000	69,275	113,000	114,000	96,050	163,000	164,000	138,550	213,000	214,000	181,050
82,000	82,500	69,700	114,000	115,000	96,900	164,000	165,000	139,400	214,000	215,000	181,900
82,500	83,000	70,125	115,000	116,000	97,750	165,000	166,000	140,250	215,000	216,000	182,750
83,000	83,500	70,550	116,000	117,000	98,600	166,000	167,000	141,100	216,000	217,000	183,600
83,500	84,000	70,975	117,000	118,000	99,450	167,000	168,000	141,950	217,000	218,000	184,450
84,000	84,500	71,400	118,000	119,000	100,300	168,000	169,000	142,800	218,000	219,000	185,300
84,500	85,000	71,825	119,000	120,000	101,150	169,000	170,000	143,650	219,000	220,000	186,150
85,000	85,500	72,250	120,000	121,000	102,000	170,000	171,000	144,500	220,000	221,000	187,000
85,500	86,000	72,675	121,000	122,000	102,850	171,000	172,000	145,350	221,000	222,000	187,850
86,000	86,500	73,100	122,000	123,000	103,700	172,000	173,000	146,200	222,000	223,000	188,700
86,500	87,000	73,525	123,000	124,000	104,550	173,000	174,000	147,050	223,000	224,000	189,550
87,000	87,500	73,950	124,000	125,000	105,400	174,000	175,000	147,900	224,000	225,000	190,400
87,500	88,000	74,375	125,000	126,000	106,250	175,000	176,000	148,750	225,000	226,000	191,250
88,000	88,500	74,800	126,000	127,000	107,100	176,000	177,000	149,600	226,000	227,000	192,100
88,500	89,000	75,225	127,000	128,000	107,950	177,000	178,000	150,450	227,000	228,000	192,950
89,000	89,500	75,650	128,000	129,000	108,800	178,000	179,000	151,300	228,000	229,000	193,800
89,500	90,000	76,075	129,000	130,000	109,650	179,000	180,000	152,150	229,000	230,000	194,650
90,000	90,500	76,500	130,000	131,000	110,500	180,000	181,000	153,000	230,000	231,000	195,500
90,500	91,000	76,925	131,000	132,000	111,350	181,000	182,000	153,850	231,000	232,000	196,350
91,000	91,500	77,350	132,000	133,000	112,200	182,000	183,000	154,700	232,000	233,000	197,200
91,500	92,000	77,775	133,000	134,000	113,050	183,000	184,000	155,550	233,000	234,000	198,050
92,000	92,500	78,200	134,000	135,000	113,900	184,000	185,000	156,400	234,000	235,000	198,900
92,500	93,000	78,625	135,000	136,000	114,750	185,000	186,000	157,250	235,000	236,000	199,750
93,000	93,500	79,050	136,000	137,000	115,600	186,000	187,000	158,100	236,000	237,000	200,600
93,500	94,000	79,475	137,000	138,000	116,450	187,000	188,000	158,950	237,000	238,000	201,450
94,000	94,500	79,900	138,000	139,000	117,300	188,000	189,000	159,800	238,000	239,000	202,300
94,500	95,000	80,325	139,000	140,000	118,150	189,000	190,000	160,650	239,000	240,000	203,150
95,000	95,500	80,750	140,000	141,000	119,000	190,000	191,000	161,500	240,000	241,000	204,000

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

(二)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額	給与の金額		給与所得控除後の給与の金額	給与の金額		給与所得控除後の給与の金額	給与の金額		給与所得控除後の給与の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
241,000	242,000	204,850	256,000	257,000	217,600	271,000	272,000	230,350	286,000	287,000	243,100
242,000	243,000	205,700	257,000	258,000	218,450	272,000	273,000	231,200	287,000	288,000	243,950
243,000	244,000	206,550	258,000	259,000	219,300	273,000	274,000	232,050	288,000	289,000	244,800
244,000	245,000	207,400	259,000	260,000	220,150	274,000	275,000	232,900	289,000	290,000	245,650
245,000	246,000	208,250	260,000	261,000	221,000	275,000	276,000	233,750	290,000	291,000	246,500
246,000	247,000	209,100	261,000	262,000	221,850	276,000	277,000	234,600	291,000	292,000	247,350
247,000	248,000	209,950	262,000	263,000	222,700	277,000	278,000	235,450	292,000	293,000	248,200
248,000	249,000	210,800	263,000	264,000	223,550	278,000	279,000	236,300	293,000	294,000	249,050
249,000	250,000	211,650	264,000	265,000	224,400	279,000	280,000	237,150	294,000	295,000	249,900
250,000	251,000	212,500	265,000	266,000	225,250	280,000	281,000	238,000	295,000	296,000	250,750
251,000	252,000	213,350	266,000	267,000	226,100	281,000	282,000	238,850	296,000	297,000	251,600
252,000	253,000	214,200	267,000	268,000	226,950	282,000	283,000	239,700	297,000	298,000	252,450
253,000	254,000	215,050	268,000	269,000	227,800	283,000	284,000	240,550	298,000	299,000	253,300
254,000	255,000	215,900	269,000	270,000	228,650	284,000	285,000	241,400	299,000	300,000	254,150
255,000	256,000	216,750	270,000	271,000	229,500	285,000	286,000	242,250	300,000	円以上	255,000

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方) 給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、
「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附 則

令の日の

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3 この附則において特別の定めのあるものを除く外、新法の規定(新法第三条の二の規定を除く)は、昭和二十八年分以後の所得税について適用し、昭和二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 新法第一条第四項、第五条第一項第一号、同条第二項、第六条第七号及び第八号、第九条第二項第二号及び第四号、第十八条第一項、第三十七條並びに同法第六十一条の二の規定は、株式の消却、資本の減少、出資の減少、退社、脱退又は合併に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、昭和二十八年八月一日以後に、株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議、退社、脱退又は合併があつた場合にこれらの事由に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

5 新法第六條第六号及び第九條第二項第三号の規定は、昭和二十八年八月一日以後に解散した法人又はこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散

した法人を除く)で、昭和二十八年八月一日前に残余財産の分配をしていないもの若しくは同日前に分配した残余財産の額が、当該法人の解散の時にあつた資本若しくは出資の金額の合計額、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定による再評価額(同法第百四條の規定により再評価額)を取りくずした金額に、その取りくずした金額を控除した金額)並びに法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條の二から第九條の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九條の五第一項に規定する合併減資益金に留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として昭和二十八年一月一日以後に株式、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年八月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株式、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

6 新法第六條第五号及び第十号並びに第九條第二項第一号及び第五号の規定は、昭和二十八年一月一日以後において生じた所得又は損失で有価証券(新法第六條第五号に規定する有価証券をいう)の譲渡又は証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因るもの(前二項の規定により従前の例によることとされる旧法第十條の二の規定によつて譲渡所得とみなされるものを含む)について、適用する。

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

八二八

7 新法第九条の二第三項の規定の適用については、昭和二十七年分以前の山林所得及び譲渡所得は、新法第十四条第一項に規定する変動所得とみなす。

8 新法第十一条の五の規定は、昭和二十六年十二月三十一日以前に支払うべきであつた社会保険料については、適用しない。

9 昭和二十五年分から昭和二十七年分までの各年分の旧法第十四条第一項に規定する変動所得について同項の規定の適用があつた場合においてその変動所得のうち同条第二項に規定する乙種変動所得があつたとき(昭和二十五年分及び昭和二十六年分の旧法第十四条第二項に規定する乙種変動所得について同条第一項の規定の適用があつた場合においては、当該乙種変動所得につき昭和二十七年分の所得税について旧法第十四条の二第一項の規定の適用があつたときに限る)においては、新法第十四条の二の規定の適用については、当該乙種変動所得を新法第十四条の二第二項の規定の適用を受ける変動所得とみなす。

10 新法第十五条の八の規定は、昭和二十八年一月一日以後外国において課せられた所得税に相当する税額について適用する。

11 昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告については、なお従前の例による。

12 昭和二十八年分の所得税についての新法第二十二條第三項において準用する新法第二十一條の二の規定の適用については、同条に規定する前年分の総所得金額は、新

法第九条の規定により計算した金額とする。但し、昭和二十七年において確定申告書を提出する義務があつたかどうかは、旧法第九条の規定により計算した同年分の総所得金額を基礎として旧法第二十一條の六及び旧法第二十六條第一項前段の規定を適用して定める。

13 昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告書を提出した者(附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一條の二第十項の規定により七月予定申告書を提出したものとなされた者を含む)は、新法の規定により計算した総所得金額、所得税額又は予定納税額の同年十一月一日における見積額が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額(附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一條の二第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額以下「通知に係る所得税額の見積額」といふ)の計算の基礎となつた総所得金額の見積額を含む)、所得税額の見積額(通知に係る所得税額の見積額を含む)又は予定納税額(通知に係る所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む)に比し増加し、又は減少することとなつた場合においては、新法第二十三條第一項又は第二項の規定により、修正予定申告書を政府に提出し、又は政府に対し総所得金額の見積額若しくは予定納税額の更正の請求をすることが出来る。

14 昭和二十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額(同年分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本項において同じ。)と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額(旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十三条の三から第十五条の七まで及び第二十八條又は第三十三條第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額)に相当する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができる。所得税額とし、当該課税総所得金額を同条第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。

金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、

旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額(同年分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本項において同じ。)と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額(旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十三条の三から第十五条の七まで及び第二十八條又は第三十三條第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額)に相当する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができる。所得税額とし、当該課税総所得金額を同条第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。

15 新法第二條第二項第三号、同条第四項、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第三十七條、第四十一條並びに第四十二條第三項の規定は、附則第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除く外、昭和二十八年八月一日以後に支払

を受けるべき所得(無記名債券の利子、無記名株式の配当、無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益及び無記名の証券投資信託の受益証券につき受ける収益の分配)については、同日以後に支払を受けるもの)について適用する。

16 新法第三十八條及び第三十八條の二の規定は、昭和二十八年八月一日以後の支給に係る給与所得及び退職所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得及び退職所得については、なお従前の例による。

17 昭和二十八年一月一日以後この法律施行前旧法第三十九條第二項又は第二項の規定により申告書を提出した者は、この法律施行の際その者と生計を一にする他の納税義務者がある場合には、その者及び当該他の納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族である場合を除き、政令で定めるところにより、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日まで、これらの扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族であることとするため、新法第三十九條第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。但し、新法第八條第一項後段但書の規定の適用がある場合には、その規定によることとすることができる。この場合において、その者は、同日までに新法第三十一條の七第二項の規定の適用を受ける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位を記載した申告書を提出しなければならない。

18 前項本文の規定により当該申告書が提出された場合においては、当該申告書を提出した者が旧法第三十九條第一項の規定により提出した申告書の記載事項は、前項本文の規定による申告書に記載されたところにより変更されたものとみなし、同項但書の規定により申告書が提出された場合においては、当該申告書に記載された事項が、当該申告書を提出した者の旧法第三十九條第一項の規定により提出した申告書に記載されたものとみなす。

19 新法第四十條の規定は、その年最後に給与の支払をなす日が、昭和二十八年八月一日以後である場合について適用し、その日が同日以前である場合については、なお従前の例による。

20 新法第四十三條第三項の規定は、昭和二十八年八月一日以後所得税額の還付又は充当をする場合について適用する。

21 新法第四十六條の三及び第六十七條第三項の規定は、昭和二十八年七月三十一日以前に死亡した者又は同日以前にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなつた者の昭和二十八年分の所得税で、同日以前に生じた所得に係るものについては、適用しない。

22 新法第五十五條(新法第五十六條第三項、第五十七條第六項及び第五十七條の二第六項において準用する新法第五十五條第四項並びに新法第五十六條第三項において準用する新法第五十五條第七項を含む)の規定は、昭和二十八年八月一日以後納付し、又は徴収さ

れる利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

23 この法律施行の際未納に係る所得税額、追徴税額又は新法第四十七條第二項から第四項までに規定する税額が十万円未満である場合(前項の規定により新法第五十五條第七項(新法第五十六條第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用がある場合を除く。において、当該税額に係る利子税額は、新法第五十五條第一項から第三項まで及び第六項(新法第五十六條第三項において準用する場合を含む。))並びに新法第五十六條第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に於て、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

24 新法第五十五條第四項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。

25 新法第五十七條の二第一項から第五項までの規定は、昭和二十八年八月一日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

26 新法第六十一條の四の規定は、証券投資信託の終了若しくは証券

投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなす証券投資信託につき昭和二十八年八月一日以後証券投資信託の収益の分配をなす場合について適用し、これらの事由に因り同年一月一日以後同年七月三十一日までの間に証券投資信託の収益の分配をした場合においては、当該収益の分配を受けた者から請求があつた場合に限り、同条に規定する法人は、同条の規定に準じ通知しなければならぬ。

27 新法第六十二條の規定は、昭和二十八年八月一日以後提出又は交付される源泉徴収票について適用する。

28 この法律施行前昭和二十八年分の所得税につき旧法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六條第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和二十八年九月三十日まで、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

29 新法第二十七條第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

30 昭和二十八年八月一日以後この法律施行の日の前日までの間の支払に係る給付所得又は退職所得について旧法第三十八條又は第三十九條の規定により徴収された所得税額が、当該給付所得又は退職所得をこの法律施行後の支給に係るものとみなした場合における新法第三十八條又は第三十九條の二の規定により徴収すべき所得税額をこえる場合においては、当該給付所得又は退職所得の支払を受ける者に、当該給付所得又は退職所得を支払う者に対し支払う給付所得又は退職所得でこの法律施行後の支給に係るものにつきこれらの条の規定により徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、逡付する。)

30a1 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十七條の二第一項から第三項まで又は第六十二條の四第一項を」と又は第五十七條の二第一項から第三項までを「同項第一号」に改める。

第三条第二項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條第一項若しくは第四項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年八月三日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井 廣八郎

(小字及び一は衆議院修正)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中及び源泉徴収法、源泉徴収及び還行條に改める。

第二条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第二条の二 所得税法第二十一條第一項に規定する者が、昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同法第九條第一項第一号に規定する利子所得(以下利子所得とす。)(無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付債(貸付債法第二條第一項に規定する貸付債をいう。以下同じ。))及び証券投資信託(証券投資信託法第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。))の受益証券につき受ける利子所得については、当該期間中に支払を受けたもの、以下本条において同じ。については、同法第九條第一項第一号及び第十三條の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額(無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付債及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得については、支払を受けた金額、以下本条において同じ。以下同じ。))の百分の十(昭和二十八年一月一日から租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一号)施行の日(以下新措置法施行の日とす。))の前日までの間に支払を受けるべき利子所得については、支払を受けるべき金額の百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

新措置法施行の日から昭和三十三年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に對する所得税法第九條又は第九條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

新措置法施行の日から昭和三十三年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に對する所得税法第三十七條又は第四十一條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

第一項及び第二項に規定する利子所得の支払を受ける者及び支払をなす者については、所得税法第五十九條及び第六十一條第一項中利子所得に係る部分の規定は、これを適用しない。

第三条第一項中「(貸付債法第二條第一項に規定する貸付債をいう。以下同じ。)」十一條又は所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項を」と又は証券投資信託をいう。以下同じ。を削る。

第四条に次の一項を加える。

第一項に規定する者が同項に規定する給付所得の支払を受ける場合においては、所得税法第二十一條第二項(同法第二十二條第二項において準用する場合を含む。))及び第二十六條第二項の規定は、これを適用しない。

第五条の五第一項中「及び第五條の九」を「第五條の九、第七條〇及び第八條」に改める。

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

第五條の十第一項中「事業年度を除く。」を「事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」に改め、「国債証券を除く。」を削る。

第五條の十一中「第二号」を「第三号」に改める。

第五條の十二中「第二号」を「第三号」に、「年五十万円」を「百万円」とし、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額の百分の二十五に相当する金額とのいずれか多い金額に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の月数は、曆に従ひこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條 青色申告書を提出する個人で貿易業その他命令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までとの間に所得税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で命令で定めるもの（以下本条及び第七條の二において海外支店用設備という。）を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分

の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。但し、当該海外支店用設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下本条及び第七條の二において同じ。）及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年間、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を、当該個人の事業所得の計算上必要な経費に算入する。

第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額は、その支出の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

第五條の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五條の五第二項の規定は、前二項の場合について、それぞれこれを準用する。

第七條の二 青色申告書を提出する法人で前条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法人税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に海外支店用設備を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年間の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その事業の用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額は、その支出の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

八三〇

第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第五條の六第二項の規定は、第二項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替へるものとする。

第五條の六第三項の規定は、第一項から第三項までの場合について、これを準用する。

第七條の三 個人が、各年において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険（漁船損害補償法第三條に規定する満期保険をいう。以下第七條の四において同じ。）の保険料を支払った場合においては、その年の所得の計算上当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払った当該保険料のうち積立保険料（漁船損害補償法第百十三條の十一に規定する

積立保険料をいう。以下第七條の四において同じ。）に相当する額（その額が所得税法第十條第二項の規定により総収入金額から控除することができる当該漁船の減価償却費の額に満たないときは、当該減価償却費の額）とする。

第五條の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七條の五 青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、漁業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会が昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

業年度の直前の事業年度終了の日までの間に協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で命令で定めるもの（以下本条において協同事業用機械等という）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五條の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七條の六 青色申告書を提出する個人については、昭和二十八年から昭和三十一年までの各年において、当該年中（昭和二十八年については、八月一日から十二月三十一日まで、昭和二十九年から昭和三十一年までは、一月一日から七月三十一日まで）の間の各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の二）に相当する金額と当該取引に係る当該年の事業所得の金額（その年において第八号第一項の規定により必要経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年の事業所得の金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少ない金額は、当該年の事業所得の計算上、これを必要経費とみなす。

一 輸出業者（他から購入した物品の輸出を主たる業とする者をいう。以下同じ）のなす輸出

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、畜産その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出（前号に掲げる輸出を除く）

三 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出業者への販売（輸出業者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下本条及び第七條の七において同じ）

四 輸出業者の委託を受けて行つた輸出のものの物品の加工

五 対外支払手段を対価として行つた運送、修理又は加工

前項の規定により必要経費とみなす金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号又は第五号に掲げる取引に因る収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと又は当該取引に係る役務が対外支払手段を対価となされたものであることについて、命令の定めるところにより証明されたものに因る収入金額に限るものとする。

個人が第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に必要経費に算入した金額がある場合には、これらの各号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされなければならないときは、当該必要経費に算入した金額のうち当該証明がなされた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該翌年の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に必要経費に算入した金額がある個人が、年の中途で死亡し、又は所得税法第六十六條に規定する納税義務人の申告をしない等同法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合において、これらの各号に掲げる物品のうちこれらの各号に掲げる取引の行われた日から同法第二十九條第一項又は第二項に規定する申告書の提出期限

まで当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要経費に算入した金額のうち当該証明がなされた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の生じた日を含む各事業年度の計算上、これを総収入金額に算入する。

青色申告書を提出する個人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間に第一項第一号に規定する物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引に係る第三号又は第四号に掲げる取引とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る所得税法第二十六條又は第二十六條之二に規定する申告書の提出後になされたときは、同法第二十七條第六項の規定にかかわらず、その証明がなされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの各号に規定する申告書の提出期限まで、同項の規定による更正の請求をすることができ。

第一項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條之二若しくは第二十九條の規定による申告書又は前項の規定による請求書に第一項の規定により必要経費とみなされる金額を必要経費に算入することの記載があり、且、当該申告書又は請求書に当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第七條の七 青色申告書を提出する法人については、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中の各事業年度において、当該事業年度終了の日までの間とし、昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度については、当該事業年度開始の日から同年七月三十一日までの間とし、前条第一項を旨に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（同項第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の二）に相当する金額と当該取引に係る当該年の事業所得の金額（当該事業年度において第八條の二第一項の規定により損金に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年の事業所得の金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少ない金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

前条第二項の規定は、前項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる収入金額について、これを準用する。

法人が第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に必要経費に算入した金額がある場合には、これらの各号に掲げる取引の行われた日以後、年を経過した日の属する事業年度終了の日までに当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされなければならないときは、当該損金に算入した金額のうち当該証明がなされた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に必要経費に算入した金額がある法人が前項に規定する期間内に解散又は合併により消滅した場合において、解散した場合にあつては残余財産の確定の日まで、合併により消滅した場合にあつてはこれらの各号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日の属する合併法人の事業年度終了の日までに当該取引に係る物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明がなされた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額を、清算所得の計算上、清算財産の損金に算入し、又は合併法人が当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引に係る第一項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する事業年度分に係る法人税法第十八條から第二十條までの申告書の提出後になされたときは、当該取引の行われた事業年度分に係る同法第十八條から第二十條まで及び第二十二條の規定による申告書に記載された課税標準又は法人税法について、これらの額の更正の請求をなすことができる。

前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、これを同法第二十四條の規定による修正申告書とみなす。

第一項の規定の適用を受けた法人について各事業年度の損金の計算に法人税を課する場合には、同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六條第一項の損金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八條から第二十條まで及び第二十二條の規定による申告書又は第五項後段の規定による請求書に、第一項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、且、当該申告書又は請求書に当該金額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第八條 青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年から昭和三十一年までの各年において、当該年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年

物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引に係る第一項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する事業年度分に係る法人税法第十八條から第二十條までの申告書の提出後になされたときは、当該取引の行われた事業年度分に係る同法第十八條から第二十條まで及び第二十二條の規定による申告書に記載された課税標準又は法人税法について、これらの額の更正の請求をなすことができる。

前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、これを同法第二十四條の規定による修正申告書とみなす。

第一項の規定の適用を受けた法人について各事業年度の損金の計算に法人税を課する場合には、同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六條第一項の損金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八條から第二十條まで及び第二十二條の規定による申告書又は第五項後段の規定による請求書に、第一項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、且、当該申告書又は請求書に当該金額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

八三一

物の栽培○から生ずる所得に對する
の所得税を免除する。

第八條の四　個人は、土地改良法に基く土地改良事業を行つた土地につき、昭和三十三年十二月三十一日までに水稲の耕作として使又は菜種の播付以下種付といふ。）をした場合当該該土地改良事業の業務開始年種付がなされたところのある土地で命令の定めるところに種付をした場合を除く。）においては、命令の定めるように、種付をした年の翌年から三年間当該土地における使又は菜種の栽培から生ずる所得に對する所得税を免除する。

第九條の五　非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合會、森林組合、森林組合連合會、漁業協同組合及び通商組合連合會合會對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない。

十　出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合會、森林組合、森林組合連合會、漁業協同組合

虞の所得のうち預り立てた法律の規定による
 準備金及びその他の預り立てた金額がある場合
 において、当該法人の各事業年度開始の日によ
 り、これらの預り立てた金額の合計額が同じ
 における出資総額の四分の一に達しないとき
 は、当該法人の各事業年度所得のうち積みあ
 立てた金額に対しては、当該事業年度の所得
 に対する法人税は、これを課さない。

第九條第三項中「農林漁業資金金融
 公庫法第二條第二号の二」を「農林漁業
 資金金融公庫法第十八條第三項」に改め
 る。

塩又はかん水（塩専売法第一條
 第一項又は第三項に規定する塩又はかん水とす。以下

採塩といふ)を目的とする土地(以下塩田といふ)について、所有権の交換をした場合において、は、交換に因る所有権の取得又はは、交換のためにする所有権の保存のためには、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

前項の規定は、他人の所有する
塩田の上に存する慣習上認められ
るかん水採取の権益で命令で定め
るものと当該塩田以外の塩田の所
有権との交換をした場合について
て、これを準用する。

国有林野整備臨時措置法第一
第一項の規定による国有林野と民
有林野との交換に因る所有権の取
得又は交換のためにする所有権の
保存の登記については、命令の定
めるところにより、登録税を免除
する。

第九条の三の次に次の二条を加え
る。

第九条の四 外国航路に就航する目
的をもつて昭和二十八年八月一日
から昭和三十三年三月三十一日ま
での間に新造した船舶で命令で定
めるものの所有権の保存の登記に
ついては、命令の定めるところに
より、当該期間内に登記を受ける
ものに限り、その登記の登録税の
額は、登録税法第三条の規定にか
かわらず、当該船舶の価格の千分
の二とする。

外国航路に就航する目的をもつ
て昭和二十七年十一月一日から昭
和三十三年三月三十一日までの間
に新造する船舶で命令で定めるも
のの建造のための資金の貸付がな
される場合に、その貸付に係る債
権の担保として当該船舶の上に設
定される抵当権の取得の登記の登
録税の額は、命令の定めるところ
により、登録税法第三条の規定に
かかわらず、債権金額の千分の三
とする。

第九条の五 船舶公団の共有持分等

に關する法律第一条第一項の規定
により国に引き継がれた旧船舶公
団法に基く船舶公団の他の船舶所
有者との船舶の共有契約に基く持
分を当該船舶所有者が国から譲り
受けた場合の所有権の取得の登記
については、命令の定めるところ
により、その登記の登録税の額は、
登録税法第三条の規定にかかわ
らず、当該持分の価格の千分の
四とする。

第九条の六 宗教法人法附則第十八項の規定に
より附則の規定による宗教法人が旧宗教法人
令の規定による宗教法人の権利を継承した場合
に於けるその承継に因る不動産に關する
権利の取得の登記登録税法第十九条第二号
ノ六に規定する登記を免除し、この限
り、命令の定めるところにより、登録税を免除す
る。

第十二条 個人が、昭和二十一年三

月三日から引き継ぎ所有していた
山林を伐採し、又は譲渡した場合
において、当該伐採又は譲渡に因
る所得税法第九條第一項第七号に
規定する山林所得の計算上総収入
金額から控除すべき植林費、取得
費、管理費、伐採費その他の必要
な経費の金額は、納税義務者の選
択により、命令の定めるところに
より、同法第十條第二項及び第三
項並びに第十條の四第一項の規定
にかかわらず、当該伐採又は譲渡
に因る収入金額（当該伐採又は譲
渡に關し伐採費、運搬費その他の
命令で定める経費を要したとき
は、当該収入金額から当該経費の
金額を控除した金額）に命令で定

める割合を乗じて算出した金額
（当該伐採又は譲渡に關し当該命
令で定める経費を要したときは、
当該経費の金額を加算した金額）
とすることができる。

前項の規定の適用については、
相続又は被相続人からの遺贈に因
り取得した山林は、相続人が引き
継ぎこれを有していたものとみな
す。但し、昭和二十五年四月一日
から昭和二十六年十二月三十一日
までの間に相続又は遺贈に因り取
得した山林については、この限り
でない。

資産再評価法第九條の規定は、
第一項の規定の適用があつた場合
における当該山林については、こ
れを適用しない。

第一項に規定する割合は、山林
について通常要すべき植林費、
取得費、管理費その他の必要な経
費の金額の合計額を基礎とし、山
林の譲渡に因り通常課されるべき
再評価税額を考慮に入れて、これ
を定めるものとする。

第十三条 減価償却資産について資
産再評価法第二條第十三項に規定
する旧再評価を行つた個人の当該
資産についての旧再評価差額の
総額のうちに耐用年数（昭和二十
八年一月一日において所得税法の
規定により当該資産について定め
られていた耐用年数をいう。）が
三十年をこえる減価償却資産につ
いての旧再評価差額の合計額の占
める割合が二分の一をこえる場合
において、当該個人が昭和二十八
年十二月三十一日までに命令の定
めるところにより届出をなしたとき

は、当該個人が資産再評価法の
一部を改正する法律（昭和二十八
年法律第 号。以下本条及び第
十三條の二において改正法とい
う。）附則第三項の規定により
昭和二十八年八月一日以後納付す
べき減価償却資産に係る旧再評価
税額については、昭和二十九年か
ら昭和三十三年までの各年の二月
十六日から三月十五日までを同法
による改正前の資産再評価法第五
十三條第一項の納期とみなし、当
該旧再評価税額を命令の定めると
ころにより当該各年に均分して計
算した金額をその各納期において
納付すべき税額とみなして改正法
附則第三項の規定を適用する。

第十三條の二 減価償却資産につ
いて資産再評価法第二條第十三項に
規定する旧再評価を行つた法人の
当該資産についての旧再評価差額の
総額のうちに耐用年数（昭和二十
八年一月一日において法人税法の
規定により当該資産について定め
られていた耐用年数をいう。）が
三十年をこえる減価償却資産につ
いての旧再評価差額の合計額の占
める割合が二分の一をこえる場合
において、当該法人が昭和二十八
年八月一日を含む事業年度終了の
日までに命令の定めるところによ
り届出をなしたときは、当該法人
が改正法附則第三項の規定により
昭和二十八年八月一日以後納付す
べき減価償却資産に係る旧再評価
税額については、昭和二十八年八
月一日を含む事業年度から昭和三十

三年八月一日を含む事業年度の
直前の事業年度までの各事業年度
終了の日から二月以内を同法によ
る改正前の資産再評価法第五十一
條第一項の納期とみなし、当該旧
再評価税額を当該事業年度の月数
に応じ命令の定めるところにより
均分して計算した金額をその各納
期において納付すべき税額とみな
して改正法附則第三項の規定を適
用する。

資産再評価法第十三條第二項の
規定は、前項の事業年度につい
て、これを準用する。

第十四條第一項中「基準日」を「資
産再評価法第十三條に規定する基準日
（以下基準日という。）」に、「第十條
の六」を「第十五條の五」に改め、同
條第二項中「第十條の六」を「第十條
の五」に改める。

第十九條の次に次の一条を加え
る。

第十九條の二 個人が、塩田、塩田の
上に存する採塩に關する権利及び
塩田の附屬設備で命令で定めるも
の（以下本条において附屬設備と
いう。）を譲渡し、当該譲渡の日前
一年又は当該譲渡の日以後一年の
間に塩田、塩田の上に存する採塩
に關する権利又は塩田の附屬設備
を取得し、その取得した財産（以
下採塩用取得財産という。）が、
命令で定める期間内に、その者の
採塩の用に供する土地、当該土地
の上に存する採塩に關する権利又
は当該土地の附屬設備となつた場
合（当該財産が、当該期間内に、
更に採塩の用に供される
こととなつた場合を除く。）にお

いては、所得税法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産（以下採掘用譲渡財産といふ。）の譲渡に因る収入金額が当該採掘用取得財産の取得価額をこえるときは、当該採掘用譲渡財産についてはそのこえる金額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、当該採掘用譲渡財産の譲渡に因る収入金額が当該採掘用取得財産の取得価額以下であるときは、当該採掘用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

用譲渡財産を、耕作用譲渡財産又は採掘用譲渡財産に、又は耕作取得財産を、耕作用取得財産又は採掘用取得財産に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十条の二 個人の有する立木及び立木の存する土地について国有林野整備臨時措置法第一條第一項の規定による交換があつた場合において、所得税法第九條第一項又は資産再評価法第九條の規定の適用については、当該立木又は土地の譲渡がなかつたものとみなす。但し、当該交換に因り立木及び立木の存する土地とともに金銭を取得したときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る従前の立木又は土地のうち当該金銭の額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、当該金銭の額を当該部分の譲渡の対価とみなして、これらの規定を適用する。

前項の規定によりその譲渡がなかつたものとみなされた立木又は土地に換えて取得した立木又は土地につき同項に規定する交換の前後伐採、譲渡、遺贈又は贈与があつた場合において、当該伐採、譲渡、遺贈又は贈与に因り所得税法第九條第一項第七号若しくは第八号の規定により山林所得若しくは譲渡所得を計算するとき、又は資産再評価法第九條の規定により再評価を行つときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る従前の立木及び土地並びにその取得価額及び取得の時期とみなす。

第二十条の三 個人が、その有する機械又は器具を固有財産特別措置法第九條第一項の規定により固有財産の機械又は器具と交換した場合においては、所得税法第九條第一項の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

前項第一項又は第三項に規定する交換に因り取得した機械又は器具の資産再評価法による再評価の限度額は、同法第三章の規定にかかわらず、当該交換に因り譲渡した資産を再評価日において有していたものとして当該資産について同章の規定を適用して計算した場合における当該譲渡した資産の再評価の限度額（当該交換に際して当該譲渡した資産の外金銭その他の財産を供給したときは、当該財産の価額を加算した金額）に相当する金額とする。

第二十一条第一項中「三年」を「五年」に、「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

第五條の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを適用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替へるものとする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 個人が、都道府県知事の定める袋待網漁業及びまき網漁業減船整理計画に基き整理すべきものとして指定された船舶で基準日からその指定の時まで引き続き有していたものを命令の定めるところにより定め、当該減船整理計画に基き補助金の交付を受けた場合においては、当該船舶を資産再評価法第八條第二項に規定する資産と、当該船舶が定められたことを当該船舶の譲渡と、当該補助金を当該譲渡の対価とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する場合において、船舶の譲渡につき都道府県知事の定める袋待網漁業及びまき網漁業減船整理計画に基き補助金の交付を受けたときは、所得税法又は資産再評価法の適用については、当該補助金の額を当該船舶の譲渡に因る収入金額の一部とみなす。

第二項及び第三項の規定は、これらの規定の適用を受ける船舶に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書にこれらの規定の適用を受ける旨の記載をなした場合に限り、これを適用する。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

第二十六條第一項中「昭和二十八年」とあるのは、昭和二十八年八月六日以後の日において有しているものとみなす。

年七月三十一日を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

第二十六條の次に次の一条を加える。
第二十七條 前條の乗客に対する通行税法第二條の規定の適用については、新法施行の日から昭和二十九年七月三十一日までの間は、同法に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二條の第二項の規定は、昭和二十八年八月一日以後支払を受けるべき利子又は利益(無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日以後に支払を受けるもの)に改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第二條の第二項の規定の適用は、同日以前に支払を受けるべき利子又は利益については、旧法第二條の二の規定は、なお従前の例による。

3 租税特別措置法(以下「法」という。)第五條の九、第七條の三、及び第九條の二〇の改正規定は、個人の昭和二十八年分の所得税から、法第五條の十及び第七條の四〇の改正規定は、法人の昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の所得に対する法人税から適用する。

4 法第五條の十二の改正規定は、昭和二十八年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に対する法人税から適用する。
改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二條の規定は、昭和二十八年八月六日 参議院會議第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

5 昭和二十八年八月六日 参議院會議第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

十八年一月一日以後山林の伐採又は譲渡があつた場合について、法第二十條の改正規定は、同日以後新法第十九條の二第二項に規定する財産の交換があつた場合について、新法第二十條の二の規定は、同日以後立木及び立木の存する土地の交換があつた場合について、新法第二十三條の二の規定は、同日以後漁船の譲渡又は沈船があつた場合について、それぞれ適用する。

6 新法第二十條の二の規定に該当する資産又は新法第二十三條の二の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を有していた個人が昭和二十八年中に死亡した場合において、その者の相続人が資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第四十七條第三項において準用する同法第四十六條第五項の規定により提出すべき申告書で、その提出期限が死亡した者の昭和二十八年分の所得税に係る所得税法第二十九條第一項に規定する申告書の提出期限前であるもの提出期限は、当該所得税に係る申告書の提出期限とする。

7 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三條第一項に規定する配当所得で昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日まで支払を受けるべきであつたもの、旧法第七條に規定する事由に該当する相続財産に係る相続税又は遺業法施行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第一條の規定により消滅した遺業権、入遺権

若しくは漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利については、それぞれ旧法第三條、第七條又は第十二号若しくは第十三條の規定の例による。

8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「及び無記名及び相互銀行法(昭和二十六年法律第九十号)第二條第一項第一号に規定する契約に基く掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の熱気法(昭和六年法律第四十二号)第一條に規定する契約に基く掛金(以下「掛金」と総稱する。))に改め、同條の次に次の一条を加える。
(割増金の限度)
第二條の二 割増金貯蓄に附けられる割増金の金額の總額は、当該割増金貯蓄の利子又は配当(割増金貯蓄である定期預金又は掛金については、利子又は配当に相当するものとして大臣が定めるものとする)の總額の七分の三に相当する金額をこえてはならない。
2 割増金貯蓄において割増金を附ける当せん額は、抽せん額の三分の一をこえてはならない。
第三條第四項を同條第五号とし、同條第三號の次に次の一号を加える。
四 預金は貯蓄については、その利率及び利子の支払方法、指定積蓄法については、予定配当率及び配当の支払方法を取扱開始する割増金貯蓄について適用し、同日以前に取扱を開始した割増金貯蓄については、なお従前の例による。

10 前項の規定は、昭和二十八年一月一日以後取扱を開始する割増金貯蓄について適用し、同日以前に取扱を開始した割増金貯蓄については、なお従前の例による。

「大矢半次郎君登壇、拍手」
○大矢半次郎君 只今議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

租税政策を通じて法人の資本蓄積を促進するため、価格変動準備金制度の改善、貸倒準備金の限度引上げ等の諸措置は、別途審議いたしております。租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに關係政令の改正によつて実施されることになつておりますので、その機会に御報告いたすこととし、本案の改正点を申し上げます。

第一は、個人の有価証券に対する譲渡所得税の廃止に伴い、法人の清算所得に対して新たに法人税を課税することとし、その税率は、普通法人の場合においては、積立金と法人税を課せられない所得からなる部分については百分の二十、その他の部分については百分の四十六、特別法人については、それぞれ百分の二十と百分の四十一の課税を行おうとするものであります。

第二は、個人の有価証券の譲渡所得に課税しないことに伴い、法人が内国法人から受ける利益の配当金の益金不算入の規定に一定の制限を設けて、法人が配当期直近に行う操作によつて不当な利益を受け得ることを防止いたそうとするものであります。

第三は、国際二重課税を防止するため、外国で生じた所得に法人税を課税する場合には、法人税額からその所得に課せられた外国の税額を控除することとしようとするものであります。

このほか、利子税の計算方法を簡素化し、重加算税の徴収について適正化を図り、又同族会社の行為計算に關する規定を同族会社に準ずる法人について適用することができるとするもの等、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本案は、衆議院におきまして施行期日を「公布の日」に改める修正を行なつております。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。質疑を終了し、討論に入りまして、平林委員より、「所得税の大衆負担の現状に比較して、法人税は不当に軽減されておき、又著しく利潤を収めていく金融資本に対しても同様に課税していることは極めて不当を得ない」との反対意見が述べられ、次いで菊川委員より、「交際費の制限が抹殺されたことは不満であり、又、他に軽減すべき税があるにかかわらず、法人のみ有利な取扱を受けることは不合理である」との反対意見が述べられ、次いで森下委員より、「本案については、平林委員、菊川委員と同様の意見であり、特に大資本家の擁護に過ぎないのは遺憾である」との反対意見が述べられ、更に小林委員、西川委員より、それら賛成の意見が述べられました。

採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、先に臨時特例法によつて控除及び税率の軽減合理化が図られたのでありますが、今回この措置を平常化すると共に、更に国民生活の安定と資本蓄積の促進に資する等の見地から、有価証券の譲渡による所得を非課税とし、又、山林所得、譲渡所得及び一時所得について税負担の軽減と課税の

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 法人税法の一部を改正する法律案外二件

簡素化を図る等の改正を行おうとするものであります。

主な改正点を申し上げますと、第一点は、控除及び税率につきまして、基礎控除額を五万円から六万円に、扶養控除額を最初の一人について二万円から三万五千元に、給与所得についての控除の限度額を三万円から四万五千元にそれより引上げると共に、社会保険料を所得から控除することとし、又、税率については最低税率二〇%を一五%に引下げると共に、今回、富裕税の廃止に伴い、二百万円を超える部分について六〇%、五百万円を超える部分について六五%の税率を設けることとしたものとすることとあります。

第二点は、有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止し、生命保険料の控除限度額を四万円から八万円に引上げるほか、医療費控除については、所得金額の五%を超える場合に、その超える部分について十五万円を限度として控除し、又退職所得についての控除額も十五万円から二十万円に引上げようとするものであります。

第三点は、青色申告書について認められている専従者控除の限度額を五万円から六万円に引上げると共に、専従者となる者の範囲を十五歳以上の者と、又勤労学生控除を受ける勤労学生の範囲についても拡張を図ろうとするものであります。

第四点は、山林所得については、十五万円を控除し、五分五厘の方式によつて他の所得と合算して課税することとし、又、不動産等の譲渡所得及び一時所得については、その合計額から十五万円を控除した後の半額を他の所得と

合算して課税しようとするものであります。

第五点は、匿名組合契約等に基く利益の分配について百分の二十の税率により源泉徴収を行うこととするほか、企業組合その他これに準ずる法人に對して、実質的に収益を受けるものに對して課税するという規定を明文化いたそうとするものであります。

更に又、所得税の源泉徴収額が過納となつたために、還付又は充当の請求があつたときは、従来は源泉徴収義務者が徴収して政府に納付していることを確認してないといふ還付されないこととなつておりましたが、今回の改正では、徴収義務者が政府に納付すべき日に納付があつたものとして還付し或いは他の税金に充当し得ることとする等、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本案は衆議院において、本法第四十六条の三、即ち企業組合等に関する推定の規定中、営業所の数を十五以上に、事業を同一事業に限定し、この規定を適用する範囲を狭める等のほか、施行期日を「公布の日」に改め、給与所得者等が八月一日以後すでに徴収された過納分を還付し得る措置を講ずる修正をいたしております。

本案の審議に当りましては、他の租税関係法律案と共に、公聴会を開催いたします等、慎重に審議いたしましたのであります。特に企業組合等の現状並びに取締方針、青色申告書の専従者控除問題、所得区分等について質疑応答が交わされましたが、その詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「今回の改正案は根本的に大衆課税の負担を軽減しようとする意図が見られないのは遺憾である」との反対意見が述べられ、次いで菊川委員より、「妻及び子供一人について月二万円までは免税すべきである、観点に立つて根本的修正を考慮したが、事務上準備できなかったもので、一応次のごとき修正案を提出するにとどめた。即ち、企業組合は中小企業等協同組合法によつて法人として認められていないにもかかわらず、今回、税法上否認される虞のある措置をとられたことは妥当な欠くものと思われるので、法第四十六条の三の規定を削除すべきである旨の修正案を提出する」との反対意見が述べられ、次いで森下委員より、「今回の改正によると、やはり富裕階級が優遇されており、これに反して大衆に對しては見らるべき減税措置がとられていないことは政府の怠慢であり、猛省を促す意味において反対する」との反対意見が述べられ、次いで小林委員より、「本案には賛成するが、菊川委員の修正案には反対する。而して、政府は財政圧縮により低額所得者を中心とした減税に格段の努力を払うべきであり、所得区分七万円超は八万円超に改めるべきである。又、企業組合等に関する課税規定は、中小企業法人の発展に重大な影響を及ぼすものであるから、その適用に當つては諮問機関を設けて十分その意見を聴取する等機宜の措置を講じ、遺憾なきを期せられたい」と旨の附帯決議案が提出されました。次いで西川委員より、今回の減税措置は現下の経済情勢では妥当であるとの賛成意見が述べられました。

八三六

採決の結果、菊川委員提出の修正案は少数を以て否決され、衆議院送付の原案については多数を以て可決すべきものと決定し、更に小林委員提出の附帯決議案は多数を以て可決いたしました次第であります。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、資本蓄積の促進、輸出貿易の振興、食糧の増産等のため所要の措置を講じようとするものであつて、その主たる改正点を申し上げますと、

第一点は、資本蓄積の促進に資するため、預金利子等に対する所得税の源泉徴収税率を引下げると共に、同族会社の積立金に対する法人税の非課税限度額を引下げることとし、又、価格変動準備金制度についても、新たに国債を加えると共に、関係命令の改正により、近代的な機械設備に対する特別償却について適用範囲の拡張を行おうとするものであります。

第二点は、貿易の振興に資するため、貿易業者について新たに輸出損失準備金の制度を設け、一定限度内の積立をした場合は、これを損金に算入することとするほか、貿易業者が海外に支店を設けた場合における設備費等について特別償却の制度を設けようとするものであります。

第三点は、食糧の増産に資するため、本年以降五年間に個人が開墾、埋立、又は干拓した場合は、その土地から生ずる米、麦等の農作物の所得については五年間所得税を免除することとしようとするものであります。

第四点は、財産税調査時期後、引続き有している山林について山林所得の計算を簡素化すると共に、国有林野整

備臨時措置法に基く民有林野と国有林野との交換があつた場合における所得税等の課税について特例を設けて負担の軽減を図ろうとするものであります。

第五点は、新造される外航船舶について、今後五年間のうちに引かれる所有権の保存登記等に対する登録税を軽減するほか、旧船舶公団との共有にかかる船舶の共有持分のうち、国に引継がれたものを他の共有者に移転する場合の登記に對する登録税を軽減いたそうとするものであります。

第六点は、航空機用揮発油に對する課税の免除期間を昭和三十一年三月末日まで延長し、又、新築家屋に對する法定償却額の五割増の特別償却の期間の延長を行つ等、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本案は衆議院において修正議決されたものであります。修正点の要旨を簡単に申し上げますと、

第一点は、資本蓄積を促進するため、預貯金等の利子課税はすべて当分の間総合課税せず、昭和三十年三月末日までは一部の源泉徴収を行うこと。

第二点は、輸出振興のため、輸出入業者、製造業者がなす輸出については、それの百分の一、百分の三に相当する金額を、事業所得の五割を限度として必要経費とみなすこと。

第三点は、本年以降五年間に個人が開墾等によつて採掘した所得については、五年間所得税を免除すること。

第四点は、土地改良事業を行つた土地で、水稻の後作として麦又は粟種の植付けをした場合、三年間は免税すること。

第五点は、農業組合等のうち非出資組合であるものには法人税を免除すると共に、出資組合でも、一定の制限を設けて、その積立金に法人税を課税しないこと。

第六点は、宗教法人の改組に伴つて行われる移転登記について登録税を免除すること。

第七点は、国有財産特別措置法の規定により、国の所有する機械器具を個人又は法人が所有する機械器具と交換する場合の課税上の特例を設けること。

第八点は、航空機の通行税を明年七月末日までその税率を一割に引下げることであります。

更に、本法施行の日を「公布の日」に改めると共に、これに伴う所事項について期日の変更を行つては、規定の整備を図る修正を行なつております。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましとところ、菊川委員より、「預貯金の利子所得と増金附貯蓄に対する今回の修正は、政治史上に一大汚点を残したのもといへき悪法で、近き将来改正をしなければならぬ」との反対意見が述べられ、次いで森下委員より、「大法人のみが恩恵を受けていることは遺憾である」との反対意見が述べられ、更に小林委員より、「本法については、負担の公平から見ても立法技術的にも妥当でない点があるから根本的に再検討を加えるべきである。又、委託者が輸出業者であるか否かによつて課税上の取扱が異なつてゐることは適当でないから、十分研究の上は正せられたい」との希望を附して賛成意見が述べられ

ました。

採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第七、刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡祐一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

刑法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年八月三日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

目次
刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律

第一条 刑法の一部改正
第二条 刑事訴訟法の一部改正
第三条 犯罪者予防更生法の一部改正
第四条 更生緊急保護法の一部改正

附則

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「七年以内」を「五年以内」に改め、同条に次の一項を加える。

前二禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ猶予セラレタル者一年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ情状特ニ憫諒ス可キモノアルトキ亦前項ニ同ジ但第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレ其期間内更ニ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付スルコトヲ得前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス

保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ

一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ

二 猶予ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ

三 猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其執行ヲ猶予セラレタルコトヲ免シタルトキ

依リ禁錮以上ノ刑ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ取消シタルトキハ執行猶予中ノ他ノ禁錮以上ノ刑ニ付テモ其猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ

三 第二十五条第一項第二号ニ記載シタル者及ビ第二十六条ノ二第三号ニ該ル者ヲ除ク外猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトヲ免シタルトキ

第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条ノ二 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ取消ス可トヲ得

一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ処セラレタルトキ

二 第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ

三 猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其執行ヲ猶予セラレタルコトヲ免シタルトキ

第二十六条ノ三 前二条ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ取消シタルトキハ執行猶予中ノ他ノ禁錮以上ノ刑ニ付テモ其猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ

第二十九条第一項第四号を次のように改める。

四 仮出獄中遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三條第二項に次の後段を加える。

刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付する場合も、同様である。

規定により保護観察に付する場合も、同様である。

第三百四十九條第二項を次のように改める。

刑法第二十六条ノ二第二号の規定により刑ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ取消すべき場合には、前項の請求は、保護観察所長の申出に基いてこれをしなければならぬ。

第三百四十九條の次に次の一条を加える。

第三百四十九條の二 前条の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡を受けた者又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。

前項の場合において、その請求が刑法第二十六条ノ二第二号の規定による猶予の言渡の取消を求めるものであつて、猶予の言渡を受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なければならぬ。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。

第一項の規定をするについて口頭弁論を経る場合には、檢察官は、裁判所の許可を得て、保護観察官に意見を述べさせることができる。

第一項の決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百五十條中「前条第二項」を「前条第一項及び第五項」に改める。

昭和二十八年八月六日、参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八三八

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「左に掲げる者は」の下に「この法律の定めるところにより、」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 刑法第二百五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者

第四十一条第二項及び第三項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に改める。

第四十五条第一項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に改める。

3 仮退院中の者又は刑の執行を猶予されている者につき、前項の期間内に第四十三条の申請又は刑事訴訟法第三百四十九条の請求がなされたときは、同項本文の規定にかかわらず、その申請又は請求につき裁判所の決定があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は、通じて二十日を越えることができない。

第四十五条第五項中「第一項の決定」を「地方委員会のする第一項の決定」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 刑の執行猶予中の者が、第二項から第五項までの規定により留置されたときは、その留置の日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。

第四十五条第三項の次に次の二項を加える。

4 刑事訴訟法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。

5 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項但書及び前項の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。

第四十六条の見出しを「(検察官への申出)」に、同条中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならぬ」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九条第二項の規定による申出をしなければならぬ」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正)
第四条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第三号を次のように改める。
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護観察に付されなかつた者

附則

1 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。

2 この法律による改正後の刑法第二百五条ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五条前段の併合罪の關係にあるときは、この限りでない。

132 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更生法第三十三条第一項第四号の規定により保護観察に付されている者の保護観察については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(「都府」君登壇、拍手)
○都府一君 只今上程の刑法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

この法律案は、刑の執行猶予につき罰を拡張すると共に、保護観察の制度を刑法に導入した、執行猶予者に対してこの制度を適用するために、刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更生緊急保護法の四つの法律に亘りまして、それらその一部を改正しようとするものであります。

先ず刑法につきましては、現行法では、既に執行猶予中の者が再び罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられるときには、再度の執行猶予は許されないことになっておるのでありますが、特別の場合を限つてこれを許すことに改め、

と決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第八、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員長早川慎一君。
(審査報告書は都合により附録に掲載)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎
(小字及び一は衆議院修正)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

目次中「第三章 不当な事業能力の競争」を「第三章 事業者団体」に改める。

第二条第一項中「事業を営む者をいう。」を「事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。」に改め、同条第六項を次のように改める。

この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二 不当な対価をもつて取引すること。

三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において

競争関係にある他の事業者とその他の取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そのおかし、若しくは強制すること。

第二条第五項を削り、同条第四項中「他の事業者と共同して」の下に「対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等」を加え、同条第二項中「国内における」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

この法律において事業者団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、左に掲げる形態のものを含む。但し、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、且つ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む）である社團法人その他の社團

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

この法律において役員とは、理事、取締役、業務執行する無限責任社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条中第一項及び第二項を次のように改め、第三項を削る。

事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

事業者は、国際的協定又は国際的契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の要（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第七条中「第四条第一項、第五条」を削り、「第三項」を「第二項」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 事業者団体

第八条 事業者団体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

事業者団体は、公正取引委員会規則の定めるところにより、その成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定による届出に係る事項に変更を生じたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その変更の日

の属する事業年度終了の日から二箇月以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

事業者団体が解散したときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その解散の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に對し、届出を命じ、又は当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、事業者団体に對し、前項に掲げる措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員

若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に對しても、同項の措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

第九条第二項中「外国会社を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

前二項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む国内の会社であつて、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一億円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、国内の会社の株式を所有する場合（株式の有価証券信託において自己を受託者とし、自己が議決権を行使する場合を含む。）には、

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八四〇

公正取引委員会規則の定めるところにより、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、又は信託をしている株式に関する報告書を二箇月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一条 金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合

二 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

三 委託者を受託者とする有価証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなつた日から一年をこえて当該株式を所有しよとするとときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件

としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下本条において同じ。）は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

会社は、不公正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある国内の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

会社の役員又は従業員は、その会社の国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、これらの会社のうち、いずれか一の会社の総資産が一億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼ねることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十四条 会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

となる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内の会社の株式をそれぞれその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その所有することとなつた日から三十日以内に、これらの株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

第十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項但書中「公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑がある」と認める場合には、「を「公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮し、又は」に改め、同条第四項中「同項但書の規定により」の下に短縮され、若しくは」を加え、同条第五項を削る。

第十六条中（外国会社を含む。以下本条において同じ。）を削る。

第十七条の二第二項中「第十条第一項第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項を」第十一条第一項若しくは第二項を「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、若しくは「若しくは」を削り、同条第二項中「第十四条第一項、第二項若しくは第三項」を「第十四条」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を、（報告書の提出）の下に「若しくは届出」を加え、同条第三項を削る。

第十八条中「第五条若しくは」を削る。

第二十二條第一項中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加える。

第六章中第二十四条の次に次の三條を加える。

第二十四条の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができ、そのを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買ひ受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がその行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二 当該商品について自由な競争が行われていること。

の発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあつては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買ひ受ける場合に限る。

一 国家公務員法

二 農業協同組合法

三 国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。）

四 消費生活協同組合法

五 水産業協同組合法

六 公共企業体等労働関係法

七 労働組合法

八 中小企業等協同組合法

九 地方公務員法

十 森林法

十一 地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の

成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第二十四条の三 この法律の規定

は、特定の商品の供給が著しく均衡を失ったため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体（以下「生産業者等」という。）が、次項又は第三項の認可を受けて共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを適用しない。但し、不正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき（第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣（以下「主務大臣」という。）が、第五項の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二 企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同

行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。あらかじめ、公正取引委員会により、その認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、主務大臣の認可を受けることができる。前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会規則の定めを得なければならぬ。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること

を不当に制限しないこと。

主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行為をしていない生産業者等に対し、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる。

一 第二項又は第三項に規定する要件を欠くこと。

二 その内容が前項各号に該当するものでないこと。

公正取引委員会は、前項の規定による処分をする必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該処分をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、前項の規定による請求の申立てがあつた場合において、その請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示し、又は第二項又は第三項に掲げる認可をしないこととする。

第二項又は第三項の認可を受け共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、第五項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その

の旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による審判を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立人に文書をもつて通知しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従ひ必要な措置をとらなければならない。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分に係る事業者若しくは関連事業者又はこれらの団体から報告を徴することとすることができる。

第二十四条の四 この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けて共同行為をしようとするときは、これを適用しない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為

をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。あらかじめ、公正取引委員会により、その認可を受けることができる。

公正取引委員会は、前項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会規則の定めを得なければならぬ。次項において準用する前条第五項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 需要者の利益を害するおそれがないこと。

二 一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く。）の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること

を不当に制限しないこと。

五 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第十三項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

第三十五条の四第二号中「不正競争方法」を「不正な取引方法」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 認可、認定、同意、協議及び

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること。

第四十六條第一項第三号中「所有者」を「所持者」に改め、同条第二項中「命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、」を「命令をもつて定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、」に改める。

公正取引委員会は、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む)、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしていゝるものに対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八條第二項中「勧告があつたときは、事業者」を「勧告を受けたものの」に改め、同条第三項中「事業者」を「第一項の規定による勧告を受けたものに、」に改め、同条「勧告」に改める。

第四十九條中第二項を削る。

第五十條を次のように改める。

第五十條 審判開始決定は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨を記載し、且つ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに署名押印しなければならぬ。

審判手続は、審判開始決定書の謄本を第四十八條第一項に規定する当該違反行為をしていゝるもの

(以下「被審人」といふ)に送達することにより、これを開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならぬ。

審判の期日は、審判開始決定書の謄本を送達した日から三十日後に、これを定めなければならない。但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

第五十一條中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加える。

第五十一條の二の次に次の一条を加える。

第五十一條の三 第四十六條第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができ、

第五十二條第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八條第一項」を「第八條の二」に改め、同条第二項中「事業者」を「被審人」に、「その他」を「又は公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二條の二 公正取引委員会は、被審人又は前条第二項の代理人が、正当な理由がなく、審判の期日に出頭しないときにおいて、審判を行うことができる。

第五十三條の二第一項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、同条第二項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。

第五十三條の三 第三項中「事業者」を「被審人」に改め、

審判に改め、「又は不当な事業能力の較差」を削る。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條、第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む)、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、審決をもつて、被審人に対し、第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに前項に規定する行為がなかつたと認め、場合及び審判開始決定の時までに同項に規定する行為があり、且つ、既に当該行為がなかつていゝると認める場合には、審決をもつて、その旨を明らかにしなければならない。

第五十八條、第五十九條及び第六十三條中「事業者」を「被審人」に改める。

第六十二條第一項中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に、「事業者」を「被審人」に改める。

第六十四條中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に改める。

第六十五條中「第十一條第五項」を「第十一條第一項又は第二項」に改め、

「第十一條第一項又は第二項」に改め、同条の三第二項若しくは第三項又は第二十四條の四第二項

第六十六條第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、及び「審判手続を経て」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十七條第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三條、第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む)、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為をしていゝるものに対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができ、

同条第二項中前項を第二項に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第二十四條の三第二項若しくは第三項又は第二十四條の四第二項の規定により認可を受けたものに對し、第六十六條第一項の規定により第二十四條の三第二項若しくは第三項又は第二十四條の四第二項に對する認可を取り消し、又は変更すべき事由が生じていると認められる場合において、当該認可を受けた行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができ、

第六十八條第一項を次のように改める。

前条第一項の〇の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免れることができる。

第六十九條の次に次の一条を加える。

第六十九條の二 書類の送達については、民事訴訟法第六十二條、第六十七條七の七の規定を準用する。

この場合において、「執行吏」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」とと読み替へるものとす。

第七十一條及び第七十二條を次のように改める。

第七十一條 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二條第七項の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二條 第二條第七項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十五條中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第八十六條中「第六十七條第一項」を「第六十七條第一項、同条第二項」に改める。

第八十九條第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三号の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八号第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を事実的に制限したものを第九十条中「該当する者」を「該当するもの」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 第六号第一項又は第八号第一項第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八号第一項第三号又は第四号の規定に違反したものを第九十条中第三号を削り、第四号中「第五十四号」を「第五十四号第一項」に、「従わない者」を「従わないもの」に改め、同号を第三号とする。

第九十一条第二号中「又は同条第二項及び又はは社債」を削り、同条第三号中「若しくは同条第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第四号中「第十三条」の下に「第一項」を加え、同条第五号中「又は同条第三項」及び「又はは社債」を削る。

第九十一条の二を次のように改める。

第九十一条の二 左の各号の一に該当するものは、これを二十万円以下の罰金に処する。

一 第六号第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

二 第八号第二項から第四項までの規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出したもの

三 第十号第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第十三号第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五 第十四号第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

六 第十五号第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

七 第十五号第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

八 第十六条において準用する第十五号第三項の規定に違反して第十六条各号の一に該当する行為をした者

九 第二十四号の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四号の三第十三項（第二十四号の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二 第四十号の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

三 第四十六号第一項第一号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第四十六号第一項第二号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

五 第四十六号第一項第三号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

六 第五十三條の二において準用する刑事訴訟法第五十四條又は第六十六條の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

第九十五条第二項中「第九十一条の二第一号若しくは第三号」を「第九十一条の二第一号、第二号若しくは第五号」に改める。

第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 第八十九條第一項第二号又は第九十條第一号若しくは第二号の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者若しくは構成事業者が他の事業者の利益のためにその行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に對しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十五条の三 裁判所は、十分な理由があるとき、第八十九條第一項第二号又は第九十條に規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十六條第三項中「その告発に係る犯罪について、」の下に「前条第一項又はは」を加える。

第九十七條中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に、「違反した者」を「違反したものに」改める。

第九十八條中「〇「第六十七條第一項」を「第六十七條第一項又は第二項」に、「違反したものに」改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）は、廃止する。

3 この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」といふ。）及び旧事業者団体法の規定を適用する。

4 この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事項については、旧法の規定による不正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」といふ。）の規定による不正な取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手続の効力を妨げない。

5 この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二條第一項の規定により告示した不正な競争方法について新法第二條第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一條の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十三号）は、廃止する。

八四三

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八四四

十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加え、「法律(昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。)」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り、第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

- 一 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第二十五条第一項(軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十六条において準用する場合を含む。)
- 二 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)第二条第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項三 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)
- 四 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)
- 五 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四章
- 六 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条
- 七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)第十二条第一項
- 八 旧ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十

十年勅令第五百四十二号)に基づく命令であつて、現に法律としての効力を有するもの

第二条但書を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

- 第二条 私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に對しては、これを適用しない。
 - 一 私的独占禁止法第二十四条各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体イ 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七号)
 - ロ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)
 - ハ 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
 - ニ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
 - 三 左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
 - ロ 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
 - ハ 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)
 - ニ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)
 - ホ 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
 - ヘ 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
 - ト 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)

損害保険料率算出団体に関する法律

- リ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)
- ヌ 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)
- ル 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
- ヲ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)
- ワ 漁船損害補償法
- カ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
- キ 貸家組合法(昭和二十八年法律第 号)
- ク 信用保証協合法(昭和二十八年法律第 号)
- ケ 信用保証協合法(昭和二十八年法律第 号)
- コ 開拓融資保証法(昭和二十八年法律第 号)
- サ 左に掲げる団体。但し、それぞれの団体に固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。

- イ 手形法(昭和七年法律第二十号)及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)の規定により指定されている手形交換所
- ロ 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一条の規定に基いて指定された団体
- ハ 証券取引法の規定に基いて設立された証券取引所に所屬する決済機関
- ニ たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びそ

の連合体

四 従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの

- 八 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
 - 第十二条ノ二を次のように改める。
 - 第十二条ノ二 削除
 - 第十二条ノ三中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不公正ナル競争方法」を「不公正ナル取引方法」に改める。
 - 第四百四十四条ノ二を削る。
 - 第四百四十九条中「又ハ第四百四十四条ノ二」を削る。
 - 九 養蚕業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第十五条の次に次の一条を加える。
 - 第十五条ノ二 農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ請ヲ買受ケントスル者(以下請需要素ト称ス)ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ請ノ売買ニ關スル農業協同組合法第十條第一項第十一号ノ団体協約又ハ請ノ売買契約ヲ結ブ旨ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ当該申込ニ係ル団体協約又ハ売買契約ニ付行フ請需ニ關スル協定、契約又ハ共同行為(以下協定等ト称ス)左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ請需ヲ引下グルコトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト
- 二 其ノ協定等ニ参加シ又ハ其ノ協定等ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト
- 三 請需要素ハ前項ノ協定等ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 四 請需要素ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 五 第四十八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
- 一 第十五条ノ二第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

- 十 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
 - 第三条第五項及び第七項中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。
 - 十一 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
 - 第十九条中「第十二条ノ二から第十二条ノ七まで(保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び

事業者団体法の適用除外」を「第十二条ノ三から第十二条ノ七まで（私的独占禁止法の適用除外）」に改める。

第三十三条の二を削る。

第三十五条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

12 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、同条但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

13 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

14 外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

15 農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中第四号及び第五号を削る。

16 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

（私的独占禁止法の関係）
第五十五条 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用又は同法に基き、公正取引委員会が行する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

17

商工会議所法（昭和二十五年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「並びにこれらの法律」を「及び同法」に改める。

18

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

19

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

20

証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

21

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

22

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

23

第九十三条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、同条但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

24

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

25

第二十五条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項」を「第十条第一項及び第二項」に改め、同項但書中「第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項若しくは第二項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項若しくは第二項、第十一條第一項若しくは第二項、第十二條第一項若しくは第二項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第二項、第十七條第一項若しくは第二項、第十八條第一項若しくは第二項、第十九條第一項若しくは第二項、第二十條第一項若しくは第二項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條第一項若しくは第二項、第二十四條第一項若しくは第二項、第二十五條第一項若しくは第二項、第二十六條第一項若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第二十八條第一項若しくは第二項、第二十九條第一項若しくは第二項、第三十條第一項若しくは第二項、第三十一條第一項若しくは第二項、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十五條第一項若しくは第二項、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條第一項若しくは第二項、第三十八條第一項若しくは第二項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條第一項若しくは第二項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第一項若しくは第二項、第四十四條第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十六條第一項若しくは第二項、第四十七條第一項若しくは第二項、第四十八條第一項若しくは第二項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十條第一項若しくは第二項、第五十一條第一項若しくは第二項、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項若しくは第二項、第五十六條第一項若しくは第二項、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十八條第一項若しくは第二項、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項若しくは第二項、第六十一條第一項若しくは第二項、第六十二條第一項若しくは第二項、第六十三條第一項若しくは第二項、第六十四條第一項若しくは第二項、第六十五條第一項若しくは第二項、第六十六條第一項若しくは第二項、第六十七條第一項若しくは第二項、第六十八條第一項若しくは第二項、第六十九條第一項若しくは第二項、第七十條第一項若しくは第二項、第七十一條第一項若しくは第二項、第七十二條第一項若しくは第二項、第七十三條第一項若しくは第二項、第七十四條第一項若しくは第二項、第七十五條第一項若しくは第二項、第七十六條第一項若しくは第二項、第七十七條第一項若しくは第二項、第七十八條第一項若しくは第二項、第七十九條第一項若しくは第二項、第八十條第一項若しくは第二項、第八十一條第一項若しくは第二項、第八十二條第一項若しくは第二項、第八十三條第一項若しくは第二項、第八十四條第一項若しくは第二項、第八十五條第一項若しくは第二項、第八十六條第一項若しくは第二項、第八十七條第一項若しくは第二項、第八十八條第一項若しくは第二項、第八十九條第一項若しくは第二項、第九十條第一項若しくは第二項、第九十一條第一項若しくは第二項、第九十二條第一項若しくは第二項、第九十三條第一項若しくは第二項、第九十四條第一項若しくは第二項、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條第一項若しくは第二項、第九十七條第一項若しくは第二項、第九十八條第一項若しくは第二項、第九十九條第一項若しくは第二項、第一百条第一項若しくは第二項、第一百一条第一項若しくは第二項、第一百二条第一項若しくは第二項、第一百三十一号）の一部を次のように改正する。

項」を「第十条第一項又は第十一項」に改める。

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

26

第二十九條を次のように改める。

27

「早川一君登壇、拍手」

28

○早川一君 只今議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

29

先づ本法律案につき、政府の提案理由によりましますと、昭和二十二年七月にいわゆる私的独占禁止法が施行せられてから、その経緯に徴して、本法の諸規定を我が国の特質と実態によりよく即応するものとする必要が感ぜられたこと、もとより私的独占禁止法の根本精神は飽くまで尊重すべきものであります。が、この際、内外諸情勢の推移に鑑みまして、私的独占禁止法の内容を適当に緩和する必要があると考へ、前国会にこれが改正を提案いたしました。が、成立を見るに至りませんでしたので、今回改めて本法律案を提出するに至つた次第であるというのであります。

30

以下その改正案の主要なる点を申し上げますと、第一点は、現行法によりましますと、事業者間における特定の共同行為は画一的に禁止されているのであります。が、本改正法案におきましては、一定の取引分野における競争を實質的に制限する場合に限つて禁止することとしたまはして、又、現下要請されて

いる事業の合理化のため、事業者が共同して規格の統一等のためにカルテルを結成することを容認し、更に、不況時に際しまして事業の全般的存立が危殆に瀕する場合においては、生産制限、価格協定等のカルテル結成を容認せんとするものであります。

改正案の第二点は、現行法によりましますと、競争関係にある会社相互の株式の保有、役員の兼任等は、画一的に禁止されておるのであります。が、これ又、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなるか又は不正な取引方法を用いる場合に限つて禁止することにしようとするのであります。

その第三点は、現行法によれば、競争手段として不当に低い対価を以て経済上の利益を供給する等の行為は、いわゆる不正な競争方法として禁止されているのであります。が、自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する場合、不正な取引方法という概念に改めまして、これらの行為が公正な競争を阻害する虞れがあるものに限りて指定して初めて禁止することとしようとするのであります。

改正の第四点は、現行の事業者団体法を廃止して、その必要な規定はこれを本法中に収容したことでありまします。我が国の事業者団体法は、御承知の通り昨年の八月の改正によりまして、本法の法益は私的独占禁止法の法益とほぼ同一になつておりました。これを単行法として存続せしめる積極的な理由は存しなくなつたからであるというのであります。

又、第五点といたしましては、従来、不当廉売、おとり販売等の不当な

競争が主として小売面で行われている実情に鑑みまして、一定の日用商品、書籍等に限り、再販売価格維持契約を独占禁止法上適法なものとしてこれを認めたのであります。

以上申述べましたことは、今次改正法律案の主な点でございますが、このほか、私的統制団体の禁止に関する規定、事業能力の較差に関する規定を削除いたしておりますが、これは他の規定によりまして取締の実を挙げることができると認めたためであります。

その他、以上の改正点に伴いまして、手続規定、罰則規定に所要の改正を加え、附則として、独禁法の改正又は事業者団体法の廃止に伴う経過措置、適用除外規定の整理をしているのであるというのであります。

以上が改正法案の概要であります。

本法案は、七月八日、本委員会に予備審査として付託せられました。通産委員会との四回に亘る連合委員会を開き、又去る十七日には公聴会を開き、

経済団体連合会常任理事福島正雄君外九名の公述人の意見を徴したのであります。二十五日に衆議院において修正がなされ、カルテルについての主務大臣の認可とあるを、公正取引委員会の認可とし、認可権が公正取引委員会にあることに改め、主務大臣には協議のみで足ることにして、これらに関連して手続その他に所要の修正がなされました。

その後、委員会といたしましては、単独に開きまして、慎重なる審議がなされたのであります。その質疑応答の主なものを申し上げます。

先ず、「各国の反トラスト法と比較して日本の独占禁止法の改正後の地位はどういうところにあるか。西ドイツ及び英国のそれとはどう違うか」との質問に對しましては、「今回の改正法は西ドイツの競争制限防止法と大体同じである。米国では条文は頗る簡単であつて、その実施の上におきましてケース・バイ・ケースに判例が積み重ねられて

おり、これは実質上法律と同じ効果を持つておるのでありますから、厳格とかという点については比較になりがたい。英国はカルテルについては単なる届出制をとつて、行き過ぎはこれを是正することになつておるが、併し英國の基礎産業は国有又は公営下にある。我が國は基礎産業は国有又は公営下にある。その意味ではこれ又彼此比較して本改正を以て厳格だとは言えないと思ふ」との答弁がありました。

次に、独禁法はカルテルを悪と見た立法と思われがどうか。その運用は固定的でなく積極的に弾力的に行うべきものであると思ふがどうかとの質問に對しましては、「本改正はカルテルを悪と見る立場にあるというのはい過ぎである。現行第四条は削除されており、第三条該当のカルテルのみを違反として取締るに過ぎないので、不況カルテル、合理化カルテル、貿易カ

ルテル等の点で、更にその上の緩和をしている」ということの答弁がありました。

次に、「本法改正によりまして輸出にどういふ影響を及ぼすか。現内閣の経済政策の基本方針たる貿易の拡大を阻害することはないか」との質疑に對しまして「成るほど不況カルテルにおいてはコストを吊上げる虞れが全然ないとは言えないが、厳格な条件の下に例外的に認めるのであつて、認可の際は十分慎重に審査を行い、そういうことが起らないようにして行く考えである」との答弁がありました。

次に、「輸出入取引法が画期的に充実強化されれば、独禁法を緩和する必要はないと思ふがどうか。殊に不況カルテル等まで認めるというのはどうか。一步を譲つても価格カルテルまで必要かどうかと思ふ」との質疑に對しましては、「今回の輸出入取引法の改正は対外関係を主としており、従つて国内関係におきましては輸出産業をも含めた全体の産業の安定のためにも本改正は是非とも必要であると考え。又不況カルテルの場合の価格協定については、極めて特殊の場合に限定してこれを認めることにしている」との答弁があつたのであります。

次に、「競争会社が競争力を失ひ自然消滅して他の会社が独占企業となる場合、再び過度経済力集中排除法のとき法律が制定される虞れはないか」との質問に對しましては、「残つた企業が不当な独占をなす場合には第三条で十分取締れるから、再び過度経済力集中排除法のとき法律はこれを制定する考えはない」との答弁がありました。

次に、「通産省の勧告で締約續等の操短が行われたが、これは独禁法違反でないか。外貨予算の割当によつてやはり操短が行われているではないか。改正後も同様行政措置による操短が行われるのではないか」との質疑に對しまして、公正取引委員会より、「行政機関の措置の結果できた事態に對しましては独禁法違反を問うわけには行かない。独禁法上面白くないと考える場合は、公正取引委員会は行政官庁に意見を申入れ、又国会に意見を提出することもあり得る」との答弁がなされた。

次に、「本改正の結果、公正取引委員会の仕事は増えることが予想されるが、公取を通産省に吸収したり定員を減少するようなことはないか」との質疑に對しましては、「そのようなことは考えていない。定員の増加については必要に応じて研究する」との答弁がありました。

以上のほかにも重要な質疑が相当あつたのであります。詳細は會議録に

掲載されておりますから御覽を願ひたいと思ひます。

かくて質疑が終つて討論に入つたのであります。八木委員よりは、「本改正案は独禁法緩和という意味で賛成はするが、なお幾多の不備欠陥を包蔵すると思ふ。即ち、根本においてカルテル等の共同行為の取締は広く國民経済の利益に反するかどうかの実質に着眼すべきであつて、従つてカルテルの認可に代えて届出制を採用すべきである。又、不況対策としての本案は生産業者に偏し、販賣業者にカルテルの結成を認容すべきである。これらの諸点は、会期切迫せる今日、他日を期することとして、本法運用上考慮せらるべきである」との賛成意見が述べられました。委員より「本改正案は少数の大企業を利する結果となり、現存するカルテルの既定事実を合法化するに過ぎないのであつて、価格カルテル、再販売価格維持契約も価格の引下げには役立たないで、社会の消費者大衆の利益に反する結果となるから反對する」との意見が述べられたのであります。

かくして討論を終結いたしました。採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

この段階報告を申し上げます。(拍手、「議長、定足数がない」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 定足数はあると認めます。

本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私は社会党第四控室を代表しまして、只今議題となつております私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に反対するものであります。

本改正法律案の要旨は、提案理由並びに委員長報告に述べられておりますように、第一に、不況に対処するため企業にカルテルを形成すること、

又、企業の合理化を促進するためにカルテルを形成することを容認し、第二に不当な事業能力の較差の排除の規定を削除いたしまして、大資本がその他を圧倒するがごとき事業能力を以て業界を支配することを禁じ、その事業者に対して、営業施設その他の必要な措置を講じて、大企業が独占的支配力をふるうことを抑制しようとした点を、ここに削除いたしまして、大企業がその巨大な事業能力を以て他を圧することの法的自由を認めることにしたのであります。又第三には、株式保有、役員兼任、合併等の制限を緩和いたしまして、事業者が他の企業に対して関係し、これを支配する力を強める途を開いたものであります。

従来この法律はカルテルを全面的に禁止するものであります、これは一面には、カルテル、トラスト、コンツェルン等が経済界を支配いたしまして、いわゆる独占資本主義体制が再び確立強化され、それが他の要因と合しまして再び日本の帝国主義の復活を阻止しようとするためと、又一面には、これによりまして、いわゆる私的独占が、消費者、中小企業、関連産業等を、その経済力をもつて圧迫し、その犠牲において莫大な独占利潤を確保することを抑制せんとする経済民主主義の一つの方式として制定されたものであります。

公正取引委員会は、これらのカルテル等を調査し審判する権限を与えられておつたのであります、如何にせん、その組織も小さく、又実際の力もないというようないふからいたしまして、従来もカルテルの取締につきましても、活動力が非常に鈍く、十分な効果を挙げて法の目的を達成することができなかつたのであります。昨年四月末、占領政策が解除されますまでは、事業者たちは、この法律の存在の前におつたかぎりとしておりまして、法の裏をかくる方法を考へて実行しておつたのであります、占領が終りますというとき、彼らは直ちに占領政策の行き過ぎの是正ということを口実にいたしまして、この法律の全面的廃止或いは骨抜きを主張し、政府も又戦前のとき資本家が思ふ存分経済を支配することのできる資本主義体制に戻す方策を進めて参りまして、忽ちこの法律の改正となつて現われて参つたのであります。

不況カルテルも合理化カルテルも、いずれもこれらの認可には、今次の改正案におきましても、法律上にはいろいろ厳格な条件が付けられておるのではありませんが、今次の改正によりまして、今までの全面的禁止が、とにかく認可を受ければカルテル結成が可能となるということになつたのでありますから、これは重大な質的变化であると言わなければならぬのであります。而も事業者たちの智能的な奸智と実力とは、公正取引委員会のごとき無力な存在を奮めきつておりまして、法の裏をかき、事実上、法を蹂躪して参つたのであります、今後ますますその傾向が強められると思はれるのであります。彼らは、今次の改正をカルテル支配の全面的復活への突破口であるといひまして、今後はこの突破口を更に拡大いたしまして、カルテル、トラスト、コンツェルンが大手を振つて歩けるような方法をとるであらうといふことが予想されるのであります。不況に処するためにカルテルを認容するといふことは、一応尤もに聞えるのであります、これは生産制限から価格協定に及ぶあらゆる手段を含むものであります。一旦これが認容されることになりましますと、実際にその必要がなくなりましても、このカルテルが解散される

ということはなかつた、むしろかきいことになりまして、又これが一般化され恒久化される虞れが十分あるのであります。カルテル全面的な波及は、結局、消費者、中小企業、関連産業をいじめのみならず、この方法によりましてみずから経営を合理化する努力が怠られることになりまして、又、価格を人為的に吊上げまして、日本の国際物価に対する割高を是正する途を阻止することにもなりまして、又それによりまして国際貿易の競争力を鈍らすことになるのであります。然らずんば国内におきまして独占価格で高いものを消費者等に売り付けまして、海外にはダンピングにひとしいような値段段で安く売りまして、そうして彼らの独占利潤を確保するという政策の途も、これによつて開かれて参るのであります。又、再販価格維持の契約等を認めることによりまして、これによつて、従来消費者がいわゆる有名なメーカーの品物等を安く買うことができておりましたものを、これを認めることによりまして、この途をふさぐ、こういうような方法によりまして、忽ち消費者に不利益を与えるようなことも、これによつて許されることになるのであります。

更に、合理化カルテルというやうなものも認容されることになるのであります、これも委員会において質問しておりますという、この合理化カルテルの規定は一般的になつておりますが、結局、実際におきましては、鉄鋼産業におきまして、巨大なる鉄鋼会社が合理化カルテルに名をかりまして、そうして外国から買います屑鉄よりも遙かに安い価格を以て国内において屑鉄を買入れる、その価格を協定することのできることを許すことになるのであります。これは結局におきまして、屑鉄等を集めます極めて小さな業者或いは収集をやります人々をこの巨大な資本が圧迫することになる。そして、これは結局はその価格を引下げるといふことよりも、むしろここに独占利潤、彼らが自由に処分し得る利潤を隠しておくその方法になることが予想されるのであります。

こういふふうにカルテルがどん／＼とできる途が開かれて参りますといふと、まあいろいろ厳格な条件とか何とか申しまして、結局はこれらが無視されるということになつて参ります、実際にはカルテルの支配が復活されることになる、こういうふうになるのであります。たとへこの法律の効果有余十分でなく、今日でも実際に無力であるといひまして、今この法律を改正いたしまして、カルテル活動を緩和する途を開くといふことには、日本の独占資本の支配を復元させることに反対し、その飽くなき経済支配と搾取に対して闘うという我々社会主義者の立場からいたしまして、

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八四八

又、経済の民主化を進め、消費者、労働者、中小企業者の立場を擁護するといふ立場からいたしても、反対せざるを得ないのであります。(拍手)而もこの改正案は、昨晩本院を通過しましたスト規制法案と同時に立案され、同時にこの国会に提出されたのであります。

これは決して偶然の一致ではないのであります。即ち、スト規制法は、これによりまして、電気産業労働者、炭鉱労働者の手足を縛りまして、阿基幹産業における事業者の強力なる支配を打ち立て、その権限を容易ならしめるものであります。(拍手)又、独禁法の緩和は、カルテル、トラスト、コンツェルンの活動への突破口を開くものであります。共に、各産業の事業者、日経連等の強く主張して来たところであり、共に、自由党に莫大な政治献金をした諸会社、事業者団体の要望していたところでもあります。自由党内閣が今国会において遮二無二これら両法案を成立せしめようとしておることは、自由党並びにその政府が資本家階級の代弁者であるという性格をさらけ出していると共に、この事業者たちの圧力によつて動かされているといふことを暴露したものはかならないのであります。(拍手)又この法律改正は、MSA援助によりまして日本の再軍備計画が促進されようといふこの時期に提案されたのであります。今後、日本の産業構造は、いわゆる平和産業、輸出産業

を主とするものから軍需工業中心に転換すること、資本家階級は大きな期待をかけておるのであります。軍需工業の発展は國家と結び付いた巨大企業を促進し、又、カルテル、トラスト、コンツェルンの形成を産み出したことは、経済史上明らかであります。恐らくこの独禁法改正によりまして独占体の形成への突破口を開いたことは、今後日本における軍需工業の育成とその急速な発展の促進とに密接な関係を持つものと考えざるを得ないのであります。

我々は、MSA援助を受け、アメリカの防衛のために日本の再軍備を行い、そして日本の産業構造が軍需工業中心に切替えられることに反対するものであります。かかる意味におきまして、これと密接な関係を持つところの本法律案の改正に反対するものであります。

以上の理由を以ちまして、私は社会党第四控室を代表いたしまして本法案の改正に反対するものであります。

(拍手)

○議長(河井彌八郎) 高橋衛君。

「高橋衛君登壇、拍手」

○高橋衛君 私は只今議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。そも、連合軍によるこの占領政策の一つの目的は、日本経済の民主

化にあつたのであります。そのこと自体は新しい日本の再建のために極めて有意義であつたのであります。併しながらこの占領政策は、一面においては日本経済からあらゆる軍需生産力を抜き取るという目的のために、日本の経済を甚だしく弱体化する結果と相成つたのであります。又、他面におきましては、これら経済民主化のための法制は、資本主義の高度に発達した欧米諸國においてすら、その例を見ない程度に、理想論に走つたのであります。もとより日本の現実には適用すべくもない行き過ぎが見られたのであります。この双方に亘る行き過ぎの弊害は、労働関係法規等にも存在してゐたのであります。資本又は企業の間からすると、この経済民主化の法制におきましては特に顯著であつたのであります。独占禁止法にも又この双方の欠点を包含されておるのであります。このことは本法制定当時の経緯及び関係者の意見によつても明らかであります。即ち、昭和二十年十一月六日の私的独占禁止に関する司令部の覚書、この覚書の内容をそのまま独占禁止法の主たる条文に入られておるのであります。又、本法制定に相当の影響を持つた國務省カルテル顧問エドワーズ氏の論文の中にはどう書いてあるかと申しますと、「先進諸國の反トラスト法は、日本の独占禁止法を制定する指針となるが、これらの反トラスト法

には日本財閥を破壊する力はない。日本財閥に直接的な攻撃を加えるためには、反トラスト法に新生面を開くことが必要である。」と論じて、日本の独占禁止法が他の外國に例を見ざる苛酷なものであるといふことを反面において認めておるのであります。而して又この行き過ぎの弁明をいたしましてはどう言つておるかとお申しますと、「日本における大財閥の破壊が、國際カルテル又はトラストによるところの経済力のほしきままな行使に對するところの國際的攻撃の一部であるといふことを、日本人自身に銘記させなければならぬ。」と云つておるのであります。長年に亘りまして國際経済社会から孤立しておりますところの日本の経済を細分化することが、どうして國際カルテルに對するところの攻撃となり得るか、私どもの最も了解に苦しむところではあります。これらの論議に徴し、まして明らかにならぬに、独占禁止法を中心とするところの経済諸法令の制定の目的が察しにあり、その性格が如何にあるかといふことを理解し得るのであります。

日本現下の急務は、特需依存の経済を脱却いたしまして、一日も早く通常貿易によるところの自立経済を確立するにあるのであります。而して自立経済の確立のためには、産業能率の向上によりまして、商品のコストを切り下げ、國際競争力を増大することが絶対の要件であります。いやしくも産業能率の向上を阻害するがごとき制限は、できる限りこれを排除すべきであります。もとより私的独占の禁止と公正取引の確保は、経済民主化という観点からいたしまして必要ではあります。併しながらこれらの制限は必要なる限度にとどめておくべきであります。これらの目的のために産業の組織化によるところの能率の増進をすべて犠牲にするべきではないのであります。独占禁止法の根本目的が、大量生産と大量分配の能率を破壊するといふことであつてはなりません。我々が禁止し排除せんとするものは、企業の規模そのものではないのであります。取引を不当に制限せんとするところの組織的権力の行使であるのであります。以上の見地からいたしまして、規格の統一、製品の標準化、生産品種の専門化、廃物副産物の共同利用のよりに、むしろ

には日本財閥を破壊する力はない。日本財閥に直接的な攻撃を加えるためには、反トラスト法に新生面を開くことが必要である。」と論じて、日本の独占禁止法が他の外國に例を見ざる苛酷なものであるといふことを反面において認めておるのであります。而して又この行き過ぎの弁明をいたしましてはどう言つておるかとお申しますと、「日本における大財閥の破壊が、國際カルテル又はトラストによるところの経済力のほしきままな行使に對するところの國際的攻撃の一部であるといふことを、日本人自身に銘記させなければならぬ。」と云つておるのであります。長年に亘りまして國際経済社会から孤立しておりますところの日本の経済を細分化することが、どうして國際カルテルに對するところの攻撃となり得るか、私どもの最も了解に苦しむところではあります。これらの論議に徴し、まして明らかにならぬに、独占禁止法を中心とするところの経済諸法令の制定の目的が察しにあり、その性格が如何にあるかといふことを理解し得るのであります。

日本現下の急務は、特需依存の経済を脱却いたしまして、一日も早く通常貿易によるところの自立経済を確立するにあるのであります。而して自立経済の確立のためには、産業能率の向上によりまして、商品のコストを切り下げ、國際競争力を増大することが絶対の要件であります。いやしくも産業能率の向上を阻害するがごとき制限は、できる限りこれを排除すべきであります。もとより私的独占の禁止と公正取引の確保は、経済民主化という観点からいたしまして必要ではあります。併しながらこれらの制限は必要なる限度にとどめておくべきであります。これらの目的のために産業の組織化によるところの能率の増進をすべて犠牲にするべきではないのであります。独占禁止法の根本目的が、大量生産と大量分配の能率を破壊するといふことであつてはなりません。我々が禁止し排除せんとするものは、企業の規模そのものではないのであります。取引を不当に制限せんとするところの組織的権力の行使であるのであります。以上の見地からいたしまして、規格の統一、製品の標準化、生産品種の専門化、廃物副産物の共同利用のよりに、むしろ

には日本財閥を破壊する力はない。日本財閥に直接的な攻撃を加えるためには、反トラスト法に新生面を開くことが必要である。」と論じて、日本の独占禁止法が他の外國に例を見ざる苛酷なものであるといふことを反面において認めておるのであります。而して又この行き過ぎの弁明をいたしましてはどう言つておるかとお申しますと、「日本における大財閥の破壊が、國際カルテル又はトラストによるところの経済力のほしきままな行使に對するところの國際的攻撃の一部であるといふことを、日本人自身に銘記させなければならぬ。」と云つておるのであります。長年に亘りまして國際経済社会から孤立しておりますところの日本の経済を細分化することが、どうして國際カルテルに對するところの攻撃となり得るか、私どもの最も了解に苦しむところではあります。これらの論議に徴し、まして明らかにならぬに、独占禁止法を中心とするところの経済諸法令の制定の目的が察しにあり、その性格が如何にあるかといふことを理解し得るのであります。

生産費の引下げや技術の向上、能率の増進をもたらすような共同行為は、これを禁止すべき理由は毛頭ないのであります。むしろ大いに奨励すべきものであると存するのであります。

又朝鮮の休戦を契機といたしまして、今後の日本経済が相当の波乱に見舞われることなきを保しがたいのであります。御承知の通り日本の戦後の経済は幾多の脆弱点を持つておるのであります。不況又は恐慌に對しましてはその適応力が極めて不十分であります。このように、いわゆる底の浅い経済におきましては、一旦不況の際におきましては産業界に破滅的な競争を招き来いまして、倒産相次ぎ、日本経済に回復することのできない損害を及ぼす危険性があるのであります。このような場合に対処するための共同行為、いわゆる不況カルテルも、又当然許さるべきでありまして、緊急にその途を開いておく必要があるものであります。その他、株式の保有、役員の兼任等の制限の緩和、不当廉売、おとり販売等の弊害を除去するための再販価格維持契約を適法なものとする等々は、いずれも当否な改正でありまして、私どもはむしろその選に失することをおぼしめるのであります。私は、かくのごとき諸外国にも例を見ざる制限を今後も存置いたしまして産業能率の増進を阻まんとする反対論者の真意の奈辺にあるかを疑うものであります。

以上の理由によりまして、私は自由党を代表いたしまして本案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 永井純一郎君

〔永井純一郎君登壇、拍手〕

○永井純一郎君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今議題になりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして反対をいたします。

先ず第一に私が反対をいたします理由としましては、基本的な考え方についてであります。我が国今日の民主憲法の下におきましては、国民大衆、勤労大衆の生活権の擁護こそが公共の福祉の表現であり、国民経済も又この公共の福祉に従つて運行すべきであるということが、この民主憲法の原理であります。これは、何人も知るところでございます。従つて、日本の法律体系の中では、労働者の基本的権利を圧迫したり侵害するがごとき法律や、或いは、経済民主化を阻み、独占価格を維持して、独占資本を育成せしむるがごとき法律が、直接その法律系の中に入り込むことは、現行憲法の存する限り私は許されないことであらうと考えます。(拍手)然るに、吉田内閣はこの根本原理方針を無視いたしまして、或いは今次のスト規制法或いは独占禁止法の改正に、国民勤労大衆の基本的権利を圧迫し、侵害することを平

然と行なつて来ましたし、又ここに行おうといたしております。

独占禁止法の目的には、皆さんが御存じの通り、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」といふことが明記されておるのであります。が、今回の独占禁止法の改正は、何ら一般消費者の利益を考慮することなく、一方において岡田君が触れられたごとくスト規制法を制定をいたし、他方においてこの独占禁止法を改正することによつて、労使相協調して日本の産業発展に寄与すべき前提である労使対等の原則は、實質的にも形式的にも完全に破られ、勤労大衆の基本的権利と消費者大衆の生活を圧迫して、ますます不均衡を拡大し、独占資本の強化を図つていく点であります。

次に、この独占禁止法は、昭和二十四年に改正が行われたのであります。が、占領下であつた特殊な事情と、インフレ下における独占資本のインフレ利潤の獲得が容易でありましたため、今回のごとき大幅な緩和は実現しなかつたのであります。然るに、昭和二十六年以来、朝鮮休戦機運の濃厚となるに連れて、いわゆる新三品と言われた輸入軍需物資を初めとする原料物資等の暴落によつて、経済恐慌は激化して、独占資本はこの状況に對処するため、一方においては、政府と結託をし、通産省の勧告或いは外貨割当の削減という行政措置によつて操短と価格の吊上げを実施して、独占禁止法を公然と犯しますと共に、他方、独禁法そのものの骨抜きを策しまして、所謂していわゆる財界人と称せられる商賈人の人たちの執拗且つ強力なる政府に対する強要によつて今回の独占禁止法の改正案が作られたということは、今更申し上げるまでもない公然たる事実であります。而もこれが保守政界への尾大なる政治献金と選挙に關連し、延いては金権による選挙の支配が行われ、本院におきまして多数の耳障りの諸君があるかとも思うのでございませうが、(選挙違反と呼ぶ者あり)多數の悪質の違反選挙者を出して、巷間言われているところのいわゆる選挙違反内閣が生れるに至りましたことは、我が国の民主化のために私は憂うべきことである、日本の民主化を阻むこれが根本をなすものであると言わなければなりません。(拍手)

独占禁止法はたとへ不十分であるとは言へ、一応経済民主化の唯一の法律であり、経済憲法であつたはずであります。が、今回の改正によつてその経済民主化の基盤は失われて、政府はまさに経済民主化のための政策をなさうとする何らの意思を有しないといふことを明らかにしたものと云わなければなりません。即ち、例えば中小企業安

定法のようなものを制定されたといひまして、原材料等の基幹産業部門

の閣で独占が行われておりますならば、中小企業などの操短によつたところで、大企業の「しわ」を寄せられるだけであつて、依然として、いわゆる原料高、製品安に中小企業者が悩まざるを得ないといふことは明らかでございませう。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)

なお又、先般の本改正案に対する公聴会におきまして、中小企業者、農民、消費者代表等は、一斉に反対を唱えられまして、「本案の改正を希望してゐるのは、一部の財閥、大企業家だけであつて、国民はことごとく反対である。若し本案が国会を通過するがごとき事態に至れば、国民大衆は国会の性格を疑はざるを得ない。こゝういふことが発言せられておつたことは、誠に注目すべきところであると考えます。即ち、中小企業者、農民、消費者大衆の立場から、私どもは強くこれに反対をいたすゆゑであります。

次に、現行独占禁止法下において本法の運用が極めて怠慢であつたといふことを指摘しなければなりません。これは勿論、公取だけを私は責めるわけにも行きませんが、又そのでなしに思うのであります。その機構の陣容が貧弱であつたといふこの不備が勿論根本でございませうが、独占禁止法が施行されてから本年三月までの公取の扱つた事件は百二十五件に及んでおりますが、その大部分は中小企

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八五〇

業者関係のものであつて、大企業のは割合に少いのであります。然るに最近、企業間の共同行為及びその類似行為による価格の人為的維持、吊り上げが行われておることが、一般に認められておるが、そのうち若干については公取が調査の結果に基いて取締を行へば努力をしようといふ言つておられるのであります。証拠の把握が困難であるとか、行政措置による勧告短、或いは原料輸入による外貨割当と結びついたものは、独占禁止法の域外にあるとして、實際上容認した恰好になつておるのであります。かくのごときは巧妙な大資本の常套手段であり、又政府みずから独禁法の精神を無視して来た態度と言へるのであります。而も今回の改正は、これらの共同行為、類似行為等の既成事実を、不況カルテル、合理化カルテルの名の下に合法化して行くものであるといふ点であります。

次に、今回の改正は国際競争に対して何らの対策にもならないといふことであります。ただ単に輸出入取引法を制定したり独占禁止法を緩和することによつて国際競争に対処しようとするのは、根本的解決策ではなく、むしろ逆に更に輸出を困難にするものであります。我が国産業の不況は、根本的に国際価格と国内価格の価格差による輸出不振に起因しているにもかかわらず、不況カルテルを認め、カルテル

による価格の維持、吊り上げの結果、国際的割高の傾向がより顕著となり、その結果、国際競争力が更に弱体化し、輸出の減退をもたらす虞れが極めて大であると考えられるのであります。かくのごとき政策をとる結果は、政府の行きつくべき所がどのような所であるかはおのずから分明であります。即ち、今次政府が提案して参りました確安備給安定法案や確安輸出調整法案に見られるごとく、独禁法の適用除外の方法によつて事実上の二重価格制をとり、国内価格を高くして、それによつて得た利潤によつて余剰商品を輸出する虞れがあつて、国内需要者の犠牲において不況を切抜けようとする方策に過ぎないものとなるのであります。而も本改正案の修正において、カルテル認可権を公取一本に附せしめたことと見せかけておいて、実際はかくのごとき特例法によつて、重要企業について公取の手が及ばないごとくして行くことになるならば、同様なことが他産業においても行われることとなるのが容易に予測されるのであります。要するに現内閣におきましては国際競争に対処する根本策を持たず、独禁法の適用除外によつてその場しのぎの対策を立てて行くに過ぎないと私は考えます。

第六点としては、不況カルテルと合理化カルテルの矛盾性についてであります。本改正案の不況カルテルは必然的に価格カルテルに結びついておるのであります。価格の維持乃至吊り

上げであります。一方、合理化カルテルにおける原価の引下げのための共同行為と相矛盾するものであると言わなければなりません。以上簡単に述べましたように、今回の独占禁止法の改正は、独占禁止法の根本理念のみならず、民主憲法の原理すらも無視したものであつて、独占資本の利潤を、消費者、農民、中小企業者等、一般国民大衆の犠牲において保護すると共に、一方においてはスト規制法を以て、国民労働大衆の反対を抑切つて、非民主的に労働者の基本的権利を抑圧又は侵蝕して、實質的にも形式的にも労使対等の原則を打ち破つて、その不均衡をますます拡大する結果になつたと考えます。かくのごときは民主憲法の根本原理を蹂躪するものであつて、私どもは全労働大衆と共に断固反対せざるを得ないのであります。(拍手)

最後に私は公正取引委員会に特に望んでおきます。現在の諸種の事情の下におきましては、公正取引委員会の活動が思うに任せないことは私はよくわかるのであります。公取といたしましては、金権と権力に断じて屈することなく、その独自の性格に基いて独禁法の精神を飽くまで強く堅持して、農民、中小企業者等、全労働者、消費者大衆のために勇敢にお進みになることを強く要望いたしまして、私の反対討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 加藤正人君。

「加藤正人君登壇、拍手」

○加藤正人君 只今上程せられました独占禁止法の改正は多年に亘る産業界の要望でありまして、遅まきながらも今日の実現を見るに至つたことは誠に喜びに堪えないところであります。ここに賛成の意を表する次第であります。が、具体的内容につきましては、日本経済の自立を達成する上から見てな多量の不満が感ぜられるので、以下若干の要望を付しつつ賛成の理由を申述べたいと思ひます。

現行法の持つ最も重大な欠点は、言うまでもなく次の二点にあつたと思ひます。第一は、法律が余りにも予防的であり、法律の禁止する行為の類型に合致する行為は、その意思或いは目的の如何を問はず、これに合致するといふだけですべてこれを違法とするという点である。このことは、例えば最近の例をとつてみれば、松茸山に入る者は、その目的の如何を問はず、入つた以上は必ず松茸を盗むであらうといふ、そういうものの考え方によつておることは明らかであります。(笑聲)

このために、例えばハイキングに出た人が急に腹痛を覚えて、近道をするため松茸山を横切ろうとしても、それを許さない結果となつておるのである。こういうことが、如何に我が国の経済の発展を阻害して来たか。我が国の紡績設備は、諸君も御承知のごとく、国際的に見ても著しく過剰となり、諸外国よりも相当の剰余の目を以て見られ、遂に通産大臣の勧告によつて操業の短縮を行わねばならぬような状態にあつたにもかかわらず、紡績業者間の自主的の協定によつてその設備の制限を行ふことが許されなかつたために、むざむざ龐大な過剰の設備を抱える結果となつたのであるが、これらは貴重な資金と資材の浪費にはかならないのであり、現行法の持つ欠点の一例である。

いま一つの欠点は、いわゆる公益擁護に急なるの余り、産業の立場を余りにも無視して、その結果、産業の健全なる発達を阻害して、悪循環的に真の公益そのものを阻害するといふ矛盾を内包していた点にあつたのである。公共の利益とは即消費者の利益であり、安ければ安いほどよいといふことである。このような公益といふものを、現行法は余りに狭義に、余りに観念的に理解して、これを至上命令とし、従つて産業界が非常なる苦境に見舞われても、徒らに無益な競争を強要し、倒産一步手前の投売り状態に陥つても、安ければ安いほどよいといふ、そういう理解の仕方をして公益擁護に当り、その結果、特に底の浅い我が国経済の絶え間なき混乱がもたらす諸々の国民経済的な損失等は毫も意に介しなかつたのである。

現行独禁法は以上のような二つの致命的な欠陥を持つていたのであるが、幸い

に政府においても今回かかる欠点を認め、提案理由の説明によれば、現行法の基本理念をそこなわない範囲においてこれを修正し、日本経済の特質と実態とに即するよう、つまり公共の利益と産業の立場との調整を図る意味において、一方においては役員兼任を認め、株式保有の制限を緩和し、余りに細分化された我が国の産業に或る程度の結合を認めると共に、又一方においてはカルテルの禁止を若干解除して、無力なる我が国の産業が国際的な景気の変動に耐え得るよう、特定の協定を容認せんとするに至つたわけであつて、この点は誠に御同慶の至りである。(笑聲)

我々としても、独占のたたらす弊害を排除し、取引の公正を確保して、公共の利益を擁護せんとする現行法の基本理念には、いささかも異存はない。又このことは、資本主義の健全なる繁栄を維持する上から言つても、一種の安全弁として必要なことは今更申すまでもないところであり、改正の方向についても大いに賛意を表するところであります。

併しながら、その具体的内容については、我が国経済の実態に照らして多くの不満が感ぜられるところである。日本経済の基盤が甚だ脆弱であることは今更喋々を要しないが、石炭、鉄鋼等の基礎産業は、関税或いは外貨割当の面において保護されなければ到底成り立たない状態であり、従つて又その上に立つあらゆる産業も国際競争力を

殆ど持ち合はさない。従つて我が国の経済は、朝鮮ブームのような神風がなければ、(何が神風だと呼ぶ者あり)到底成り立つて行かない状態である。(発言する者多し)更に又、経済の底の浅いということは万人の指摘している通りであるが、私をして言わしむれば、底が浅いどころか、今なおどん／＼その底をみずから食い潰しているような状態であります。成るほど動乱ブームのお蔭で、一時的、表面的には相當の繁栄を謳歌し得たが、併し冷静に反省してみると、個人の場合でも、法人の場合でも、資産の再評価が不徹底のために、本来、減価償却に廻さるべき多くの部分が利益金として計上され、この擬製利益に対して国家は莫大なる税金を課し、企業は又これを社外に配当して、共に今なお依然として資本を食い潰しているのである。このような我が国の経済或いは産業の実態を正視するならば、今回の改正によつて公益と産業の立場を調整するに当つても、もつと／＼産業のために多くの配慮を加える必要を痛感せざるを得ないのである。アメリカのごとく経済の高度に発達した状態ならばいざ知らず、我が国の現状においては、独禁法の使命とする公益の擁護にもおのずから限度があるはずであります。この意味において、今回の改正案の程度ではまだ／＼不十分である、まだ／＼不十分である(笑聲、「何が不十分だ」と呼ぶ者あり)ということを感じざるを得ないのである。

る。即ち、今回の改正の重点であつた不況カルテルに関する規定に、そのことが最もよく現れておると思う。過般の本会議における質疑においても引例した通り、いわゆるコスト割れとなり、且つ相当数の事業者が倒産の危機に瀕しなければカルテルを認めないものであるが、企業のかかる状態はいわば瀕死の重態であることを意味し、かかる状態に陥つてしまえば、もはや薬の効果もないわけであるが、そういう状態にならなければ薬を飲ませないということは、結果的には全然薬を飲ませないのと同様であり、(何が同様だと呼ぶ者あり)これでどうして産業の立場を考慮したと言ひ得るか。殊に、日本の産業の実態はまさに榮華失調の状態にあることは、先に指摘した通りであつて、そんな状態に陥つてしまえば直ちに参つてしまふ。産業が崩壊すれば、元も子もなくなくなつてしまふ。産業の立場を考慮したと称しつつ、この程度の改正にとどまつたゆえんのものは、現行法の持つ二つの致命的な欠陥ともいふべき基本的な考え方、今なお何ら反省せられていないということを示すものであり、又カルテルを認可制にしたことも、カルテルを罪悪視する現行法の理念が今なお尾を引いているためであるにほかならない。

一体、カルテルは善か悪か。その功罪については多くの意見があるけれども、我が国の経済の現状は、徒らにかかる論議を擱わしているような段階にはないのであることは先に指摘した通りである。要は、真に公益擁護のためには、日本経済の自立を達成することが前提であるということに十分に理解すべきであつて、これがためにはできるだけ産業活動の制約を少くし、ただ、若しそこに行き過ぎがあつた場合には、若し初めてそれを是正する権限を政府に留保して置く程度のものであべきであらうと思う。即ち、届出制度にすることが妥当であると考えられるのであるが、然るに衆議院においては、この認可権の所在を修正して、公正取引委員会的主管とされた。公正取引委員会の性格並びに使命は、言うまでもなくこの法律の番人としての檢察的なものであるが、今回の法律の改正を必要とした事情が主として産業の立場をも考慮せざるを得なかつた点にあることを考へるならば、およそ公正取引委員会は認可権者としては資格を欠くものであると言わざるを得ないのである。この点についても納得しがたいものがあるのである。

以上、これを要するに、今回の改正は、現行法に比べれば二歩三歩の前進であることは間違いない、そのこと自体については勿論率直に賛意を表するものではあるけれども、本法を運用するに当つての基本的なものの考え方自身にはなお多くの疑問があるので、今後のためにあえてこれを指摘し、要する次第である。

これを以て賛成演説を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 鈴木一君。

○鈴木一君登壇、拍手。

○鈴木一君 私は本法案に対しまして絶対反対を表明するものであります。(拍手)

反対の根拠につきましては、大体両社会党のかたが述べられておりますので、私はあえて重複を避けてまして繰返しません。ただ、私は特に次の二点を強調したいと思つております。

第一に、本法案は一部改正となつておりますが、よくその内容を検討いたしますと、一部改正どころではなく、実は独禁法の本質を完全に骨抜きとする改正案であります。(然り)と呼ぶ者あり)従つて政府は、一部改正などというかかる欺瞞的な法案を提出せず、独禁法の全廃を提案すべきものと私考えるものであります。私の推察するところでは、政府は恐らく独占資本家の要請に基づき、独禁法の完全な廃止をいたしたいところであつたと思つておりますが、仮に完全廃止を提案せんか、中小企業者、農民、労働者の根強い反響を受け、目的達成ならざることを見通して、真正面から公明正大な民主的な方法によらず、一部改正という、如何にも独禁法の本質には触れず、政府提案理由の説明にあつたように、我が国経済の実情に副わない個所を一部訂正するといふ、欺瞞に満ちた

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八五二

方法を用いたものと考えられるのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)かかるやり方は、正々堂々と憲法改正をやる勇氣と自信を持たず、実質的には軍隊と何ら変らない保安隊を軍隊に

主政治の芽生えと基礎を完全に擯り去るものであり、再び政治を暗くし、東条時代に逆行するやり方であるので、かかる点から強く反対するものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

重要性のために、常に易きに慣れ、政府の保護にのみ依存し、科学技術の研究や真の意味の企業の合理化を忘れ、日本の企業家の大半は、企業の合理化は、低賃金、労働強化、首切りと心得

体制を捻えつつありますし、操短、価格協定、株式保有などが着々と進行しています。すでに現実に行われていきます既定の事実に対して、あわてて法律の裏打ちをするために追つかける恰

活、国民生活の確立のために、本当に直接に役立つ、或いは間接にでも役立つものであるならば、私どもはこれと共に喜びたいと思うのでありますけれども、どうもその道には遠いのでござ

あらずと強弁し、国民大衆を欺瞞し続ける、吉田内閣の誠に非民主的な暗黒政治のあり方を如実に示すものと言わねばなりません。独禁法そのものに対しまして、賛成する者と反対する者のあることは、その立場々々によつて当然であります。私は勿論、独禁法の存続には賛成であり、このたびの一部改正には反対でありますが、私と逆の立場に立つ主張を、民主政治を是認し、これを尊重する意味合いから、一応は、主張としては、即ち内容からではなく、単に主張として認めないわけには参りません。従つて政府としても、独禁法

第二に、私は、農村経済に与える影響からしても強く反対するものである。御承知のように、肥料は我が国五百万農家の生産資材といたしまして甚だ重要なものでありますことは、今更申すまでもありません。この肥料の価格の動向については、農産物価格と同様に農民の最大関心事であります。而して今回の改正により、カルテルが公認せられ、現在でも実質的には時の権力に迎合してか、何ら取締をしていなかつたことは、周知の事実であります。肥料価格がメーカーの好む

ているようであります。が、眞の企業の合理化を意つたが故に、今日のごとき世界市場からのみじめな敗退を余儀なくされたのであります。(その通りと呼ぶ者あり、拍手)今ここでカルテルの結成を公認し、更に輸出会社の設立を認めんか、国内の農民は従来より一層犠牲を強制せられるのみならず、メーカ側においても、近い将来、破安の世界市場より完全露出しを食う契機を作るものであり、メーカのためにも又農民のためにもならないものである。私には本改正に対して強く反対するものであります。

好で修正案を出したという形でございます。問題はここにあるのでございます。今更修正案を出すからには、すでにに、すでに、敷爾なる事実として現われている大企業業の共同行為の影響を受けて大きく出血している社会各方面の実態を見つめて、又、不況カルテル、価格カルテルの結果、企業合理化が行われたか、輸出が伸びたか、不況は立直りかけたかを検討して、政府として明らかにすべき大方針を示す内容のものでなければならぬと思ひました。消費者の立場から、又一般国民、農民、中小企業者から見ると少数の、金を持つ大企業が

でございます。(拍手)独禁法の緩和と低金利、減免税などの一連の輸出補助策などだが政府の手で進められて行く先には、統制への道を開く補給金の大幅なる復活にも進むのではないかと心配するのであります。貿易依存度の高い我が国としては、資本蓄積と企業合理化による輸出の振興が必要ことは私も認めます。併し、それが大多数国民を泣かせる方法で行われてはならないのであります。最近の実例を以て申し上げます。昨年二月に綿紡績の操短勧告が繊維局長の名で行われました。これが関連産業、中小企業及びその下に

全面廃止が正しいと思うならば、正々堂々とその理由を、「我が国の実情に副わない」などという誠に抽象的な、あいまいな言葉を弄することなく、即ち、昨日のスト規制法案について小坂労相が終始用いた「社会通念」云々という甚だ茫漠とした言辞を弄することなく、国民の誰でも理解納得できるように、具体的に、飽くまでも具体的に明示して、その賛否を国民に問うべきものと考えるのであります。(拍手)

あえてそれをなます。実質的には全面廃止を一部改正と詐称し、而も知性なき多数の暴力で一氣に押切けることは敗戦における唯一の収獲とも言うべき民

ように操作されることになりますと、低米価政策と世界に類のないと言われている憲法たる供出制度により、収奪を強行されている農民の窮乏は一層激しくなり、農村の近代化はいよいよ困難となること必至であります。これに對する救済の措置といたしましてか、本国会に臨時硫安供給安定法が出ておりますが、これと関連して硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法により輸出会社案が出ておりますが、この二法案は何らカルテルの弊害を救済するものではないことは一見してよくわかるところであります。肥料メーカーは、肥料生産業が我が国経済に占める

以上二点を特に強調して私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 奥むめお君。

〔奥むめお君登壇、拍手〕

○奥むめお君 只今、皆さまからそれぞれの御意見が述べられましたし、私に与えられた時間は確かに十分間で、私から、意を尽せなくて残念ですが、家臨の立場から、本修正案に反対の意を述べたいと思つております。(拍手)

一体、独占禁止法の修正は、昨年、輸出取引法が成立して以来骨抜きに寸する修正に成功しているものであり、紡織十社、鉄鋼六社等々、着々と独占資本

さまざまの共同行為により利潤を上げ
ておいでになる。公共取引委員会はその
職責にもかかわらず、これを追つか
けることができなかった。その利潤が、
国民と共同のものであるならば、私ども
もはそれを国力の発展として喜びたい
のでございます。「その通りだ」と呼
ぶ者あり、拍手）併しその利潤が国庫
を潤おさない。そうして言うところの
企業の合理化にも余り向けられていか
ない。そうしてその上、最近国会に現
れました審議を見ておりまして、例
えば特定産業に対する補給金或いは金
利の引下げ、又、減免税が行われてお
りまして、我々の国家の金がそこに投
げ込まれる。これが又、私どもの生

働く人々にさまざまの出血を強要いたしました。今日なおその痛手に国民生活は喘いでいるのだと思うのです。

(拍手) その結果、倒産、首切り、自殺、又女子の工員はその職場から追われまして、長い間帰郷いたしました。その間にあちらこちらの村では娘或いは少年の人身売買が行われまして、又これらはなか／＼教いがたい深刻なものを持つていたのでございます。(拍手) こういうことを考えますときには、公取は、折角独占禁止法の番人を以て任じながら、ただあの行政措置による操縦の嵐の前に、なすところもなく四か目

以上を過ぎたのであります。もう大
体その犠牲があまりなく世の中に及びま
してから、「操短の懸念については弊
害が顕在化したから深甚な考慮を払わ
れた」と申出ておりますけれども、
それは七月であり、それでもなお願
みられないで、今日続いている犠牲が血
を出し腫を出しています。私はこうい
うことを見るにつけても、皆様方
に訴えたいと思ひますことは、大資本
家といつても、又労働者といつ
ても、今日のようないき日本
で、底の浅い経済の中で貧しく揺れ
れております国民同士が、お互いに一
方の利益だけを追求しておりますよ
うなことでは、実際八千万の国民は一
体どうなるだろう。(その通り)と呼
ぶ者あり)これは何としてもお互いが
一体になつて苦しみ耐えて行き、又
分け前を公平にしまして、すべての人
が欣然と働き、労働力としての最大の
効率を挙げるといふ世の中の態勢を作
つて行かなければならぬと、非常に
痛感しているのをごいいます。それで
ありますから、先ず金を持つていま
る、又は力を持つていまる者、どちら
も、人よりも優れたものを持つていま
る者が先になつて、その優れた力を、
そういう国民が願つてやまないところ
の福祉社会を作り出すために傾けて、
一生懸命に尽すという心になりさす
れば、できない相談ではないと思ひて
おります。今は残念ながら、労働者の

中には、その数を頼んで(その通り)と
呼ぶ者あり)強いて無理をする者が
ある。資本家も自分の利益追求に余
りに急である。それでいて、数は多いけ
れども組織を持たない多くの弱く国民
の生活は一番犠牲になつて追ひ詰めら
れています。この社会を私は悲しみに
いたしまして、今日この機会に意見を
申述べさせていただきますが、資本の
蓄積と言われましても、福祉社会実
現への努力と並行して行われましてこ
そ初めて国力となるのだと信ずるので
ございます。(その通り)と呼ぶ者あ
り、拍手)

なお私は、物価政策に深い関心を寄
せているものでございます。併し審議
の経過を通して、独占禁止法の緩
和によつて、企業の合理化、共同行為
が、日本の不況切抜け策にもなるし、
又物価も安定して行くのだ、輸出も振
興するのだ、こう言われておりますけ
れども、今まで現実に行われた非合法
の、又は行政措置としてのカルテルの
経過を見ただけでも、砂糖の問題、た
くさん砂糖を輸入して価格が低落し、
砂糖を扱っている人々は困つていまる
のだと聞いている間に、業者間の競争は
協定に代り、損失を食いとめて、消費
者はその共同行為の結果高い砂糖を買
わざるを得なくなつていまる。又操短に
よりまして、たくさんストックが積
まれて来たのだ、売れないのだ、工場
が閉つて機械を殖やしてどんく作つ

たから持て余しているのだと言ひなが
ら、操業短縮に入つて、安く買われる
はずの綿糸又は綿布類が高くなつて、
利潤はそういう物価を上げ下げして手
をかけた人々によつて独占せられた
というところは、何としても我慢がなら
ない。(拍手)又、出血輸出をしなが
ら、その間の損失分を国内農民にしわ
寄せられた肥料の問題を農民は追及い
たしています。その他いろいろ問題
を私の知つていなくてもたくさん挙
げられるのでございますけれども、下
がるべき物価も下らないで、利潤を大
メーカー乃至取引業者だけでせしめた
ということでは、私どもはこれからこ
の独禁法を改めたら不況が切抜けられ
て物価が安くなると言われても納得が
行かないのであります。(拍手)これは
何としても根本的な対策を立てないこ
とには、一時のその場凌ぎのやり方で
は私どもの生活の問題は解決されな
いのだ、こういう目で今日まで審議の過
程で法案を見て参つたものでございま
す。又、再販価格制度、これが中に
入つております。この再販価格につ
いても先ほどいろいろ言ひなかつたか
ら言ひわけておりましたから略しますが、今
までも現実に、醤油とか、グリ
ム、化粧品類とか、その他、定価販
売が行われて来ました。これが法律の
裏付けを受けてます。拡大されて行
われるであらう。割引ができないとす
れば、勢います。多くの広告宣伝費を
かけての人の目を引く競争が行われる

でありまして、それは、それに使
われる広告料も定価に繰込んで押付け
ればいいからでございます。この種の
無駄と不合理にます。派手に行われ
ているのですが、そのために高いもの
を押付けられる消費者こそ損です。
それに、品質をよくするための努力、
つまり合理化に金をかけず、定価の上
にあぐらをかいて利益を独り占めされ
るのは、我慢のならないことです。消
費者が無自覚だから、割引売りの商品
で困るとし、却つて他の品々を高く売付
けられるから損をするのを改めるのだ
という説明もありましたが、消費者の
中にはそういうふうな人もあるかも知
れません。併し我々は、物の値段を、
それを作る業者が、これが定価だと言
つて押付けたものが正しいといふ、
この根拠を見出したのでございま
す。物の値段は需要と供給の関係でお
のずからできるものではありませ
ん。又価格カルテルにいたしまして、
生産費を算定して、そうしてここで共
同行為をしてもいいと認めるのだ、こ
ういふ説明でございますけれども、業
界の人たちだけが出した生産原価から
価格をきめる、勿論、公取委員会はそ
れに対してかねて調べて来たものを中
心にして判定を下すのであります。が、
私どもは、従来の例から考えまして、
私も、又現実の面から考えまして、そ
ういふ業者が一方的に出して参ります材
料を中心にして物の生産費或いは販売

価格がきめられるということに非常に
不安を感じる。なお独禁法の緩和が対
外的に必要だと頻りに主張されて来て
いるのでございまして、輸出取引法がも
う改正されているのでございまして、
もう大して問題にならないと、これは
中小企業関係のかたも、そう申してお
られます。中小企業がたくさんにあつ
て、連日増産の傾向が強い方面につ
いては、これは又中小企業安定法が通過
しているのだ、その方面においてもこ
の独禁法は緩和の必要はないと中小企
業の代表も述べていられます。この問
題は別として、ただこれが大企
業の国内の立場だけから必要だと言わ
れると考へ得る範圍で考へてみまし
ても、この修正案で、現在の力関係を以
てしては、中小企業者、消費者は、極
めて高い原料を売り付けられ、値段が
高くなることは必至である。(拍手)高
い原材料を押し付けられて、それが又
我々消費者の手に渡ります。安からう
はずがないのでございまして。ですから、
こういう価格カルテル、定価販売の
面、私どもはこれに対しても反対をせ
ざるを得ませんと同時に、(拍手)又、
公取委員会そのものが今度は大幅に権
限を拡げて大きな責任をおとりになつ
た。認可権が公取だけに委ねられたと
いうことは、まあ、いい修正だと思ひ
ますけれども、何分にもその力の弱い
ことは、法律がありながらこれを犯し
てどんくカルテル行為が行われてお

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

八五四

る。殊にこの複雑微妙な産業界で罰金がわずかに三十万円以上五十万円、禁錮にしましても五年以下、それも減多にそんな重い刑は今までにかけていない。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 何百億円、何十億円という商売をして儲けようとする大企業を相手に、又は幾ら金を使つても法を潜ることに巧妙な今日の業界のことを考えてみまするときに、こんな軽い罰則で果して所期の目的は達せられるであらうか。まあ、公正取引委員会よ、しつかりなさい、こ

う言ひよりほかはないのでございませう。(少しはわかつたか)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第九、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長(柳真吉君)の報告を求めます。農林委員長(柳真吉君)。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決せん。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、家畜共済の合理化に資するため、家畜共済に係る農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の規定に特例を設け、これを試験的に次条の農業共済組合及びその農業共済組合を会員とする農業共済組合連合会に適用することを目的とする。

(農業共済組合の指定)

第二条 農林大臣は、政令の定めるところにより、この法律により家畜共済を行ふべき農業共済組合をその農業共済組合の同意を得て指定する。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、当該農業共済組合の同意を得て前項の規定による指定を取り消すことができる。

(指定組合の行方家畜共済)

第三条 前条第一項の規定により指定を受けた農業共済組合(以下「指定組合」という。)の行方家畜共済は、死産病傷共済及び生産共済とする。

2 指定組合は、死産病傷共済にあつては、農業災害補償法第八十四条第一項第三号に掲げる共済目的につき、同項第三号及び第四号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

(共済掛金率)

第四条 死産病傷共済の共済掛金率は、政令の定めるところにより、定款で定める。

2 前項の共済掛金率は、農林大臣が定める共済掛金標準率を下つてはならない。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

3 前項の共済掛金標準率は、政令の定めるところにより、農業災害補償法第十五条第二項の規定に基き定められた死亡産用共済に係る共済掛金標準率及び疾病傷害共済に係る共済掛金標準率を基礎として定める。

(共済金)

第五条 死産病傷共済に係る共済金は、左の金額とする。

一 死亡又は産用により支払うものにあつては、農業災害補償法第百十六条第一項第一号の額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、政令の定めるところにより定款で定める方法によつて算定される損害の額に政令の定めるところにより定款で定める支払割合を乗じて得た額(会計の区分経理)

第六条 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、家畜共済事業に係る会計のうち指定組合に係るものを他と区分して経理しなければならない。

(指定組合の組合員に対する補助)

第七条 国庫は、指定組合の組合員の支払うべき牛又は馬の死産病傷共済に係る共済掛金のうち農業災害補償法第百十四条第一項第一号の定款で定める共済掛金の最低のもの二分の一に相当する金額から同法第十三条の二の規定により負担する金額を控除して得た額に相当する金額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徴収)

第八条 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

(審査会)

第九条 都道府県農業共済保険審査会は、農業災害補償法第百四十三条第二項各号に掲げる事項の外、都道府県知事の諮問に依つてこの法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 農業共済再保険審査会は、農業災害補償法第百四十四条に規定する事項の外、主務大臣の諮問に依つてこの法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

(諸君規定)

第十条 指定組合の行方家畜共済に係る農業災害補償法の適用については、同法第十三条の二(牛馬死亡産用共済掛金の一部国庫負担)中「死亡産用共済」とあるのは「死産病傷共済」と、「最低の共済掛金」とあるのは「共済掛金の死亡及び産用による損害に対応する部分」と、第百十一条(義務加入)及び第百十一条の二(組合の申込承諾義務)中「死亡産用共済」とあるのは「死産病傷共済」と、第百十二条第二項(共済掛金期間)中「死亡産用共済及び疾病傷害共済」とあるのは「死産病傷共済」とする。

とあるのは「死産病傷共済」と、第百十三条(共済目的の制限)第一項中「死亡(死産)共済」とあるのは「死産病傷共済」と、同条第二項中「死亡(死産)共済」とあるのは「死産病傷共済」と、第百十四条第一項第一号(共済金額)中「死亡(死産)共済」とあるのは「死産病傷共済」と、第百十七条及び第百二十六条(共済金等に代る給付)中「疾病病傷共済」に係る共済事故」とあるのは「疾病又は傷害の共済事故」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年十月一日にその効力を失う。

2 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

3 第二条の規定に基く指定があつた際に指定組合とその組合員との間に現に存する死亡(死産)共済関係及び疾病病傷共済関係は、その指定の時の属する共済掛金期間の満了の時又は当該共済関係の共済目的たる家畜について死産病傷共済の共済責任が始まる時のいずれか早い時までは、なお従前の例により存続する。

4 前項の死亡(死産)共済関係及び疾病病傷共済関係が死産病傷共済の共済責任の開始により消滅したときは、そのまだ経過しない期間に

対する共済掛金は、払いもどさなければならぬ。

5 前項の場合には、農業共済組合連合会及び政府は、まだ経過しない期間に対する保険料及び再保険料を、それぞれ当該農業共済組合及び農業共済組合連合会に払いもどさなければならぬ。

6 第四項又は前項の規定により払いもどすべき共済掛金、保険料及び再保険料は、この法律の規定により払い込むべき共済掛金、保険料及び再保険料とそれぞれ相殺することが出来る。

7 農業災害補償法第百十三条第一項各号の一に該当するに至る前二年前から死亡(死産)共済関係が継続していた家畜は、同項の規定にかかわらず、死産病傷共済に付することが出来る。

8 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第 号)第七条ノ規定ニ依ル補助金ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間家畜勘定ノ歳出トス

「片柳眞吉君登壇、拍手」

○片柳眞吉君 只今議題となりました農業災害補償法に基く家畜共済の臨時

特例に関する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

現行農業災害補償法におきましては、家畜共済は死亡(死産)共済、疾病病傷共済及び生産共済の三つに分れておりまして、疾病病傷共済に加入するに、死亡(死産)共済に加入してはならない。ばならないのであります。が、死亡(死産)共済に加入するに必ずしも疾病病傷共済に加入するに必要としない。ところがこの二つの共済を一元化しますれば、疾病病傷共済の普及を促し、これに伴つて家畜診療が行き渡るることとなり、その結果死亡(死産)共済の事故率が低下し、従つて農家の掛金負担が軽減されることとなり、更に又家畜共済に関する事務も簡素化せられ、家畜共済事業の拡充、合理化に寄与するところ大なるものがあるとの見解を以て農業災害補償法に特例を設け、現行農業共済組合の中の一部のものについてその同意を得てこれを指定し、この二つの共済を統合した死産病傷共済を一定期間試験的に実施させ、一元化された場合の共済掛金率等各般の基礎資料を得ると同時に、家畜共済制度運営上の諸問題についても検討を加えんとする趣旨によつて本法律案が提出されたのであります。その内容の主なるものは大體次のごとくであります。

第一は、共済掛金についてでありまして、共済掛金標準率は、一応従来の

死亡(死産)共済の掛金率と疾病病傷共済の掛金率とによつて算定することとしてあるものであります。而して両者を一元化することによつて危険率が低下することが予想され、収支のバランスにおいて若干の余剰が出るものとなし、そのうち農業共済再保険特別会計の余剰分を見合ひとして実験を奨励する意味を含めて、補助金の形で農家が負担する共済掛金の一部を削減することに

なつてゐるのであります。第二は、支払共済金であります。従来疾病又は傷害の事故により一年間に農家に支払う共済金に支払限度が設けられておりましたが、この法案では一事故に対する支払額には限度を設けませんが、年間の総支払額には診療利用の便宜に資するため限度を設けないことになつております。なお実験は、二カ年行ふこととし、従つて本法は、昭和三十年十月一日に失効することになつております。

委員会におきましては、先ず第一に、かねて衆議院は現行災害補償制度の根本的改正を企図し、而も過般の農業災害補償法の一部を改正する法律案同院協賛会においてもこれが確認せられてゐるにかかわらず、今日かかる法律案を送付して来たことは、甚だ遺憾であるとして、かかる措置が問題となり、衆議院の代表の出席を求めて、その経緯が質され、就いて政府当局との間に、本法案による実験の実施方法及びその影響等について詳細な質疑が行われ、更に本法案の取扱について慎重を期するた

め、社団法人日本畜産会事務局長横地敬二、社団法人日本獣医師会常務理事小松純之助及び農業共済再保険審査会審査委員清沢光男の三君を参考人としてその意見を聴取し、更に又過般農林委員会に設置せられた農業災害補償制度に関する小委員会において検討を重ねる等、極めて慎重な審議が遂げられたのであります。これが詳細につきましましては、会議録によつて御了承を願ひたいと存するのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りまして、松浦委員から、農業災害補償制度に関する小委員会の小委員長として慎重審議を遂げ、その結果、本法案は、農業災害補償制度の根本的改正の一環として並行して施行すべきものであるが、その実施について次のような附帯決議が必要であると提案せられたのであります。即ち

本法の実施に当り政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。

一、農業災害補償制度の根本的改正に關して、この際改めて昭和二十八年七月二十四日農業災害補償法の一部を改正する法律案同院協賛会における保利農林大臣の言明を確認すること。

一、ひとり本法案による実験にとどまらず、右の根本的改正に必要な基本的資料の整備について最善を尽くすこと。

一、本法案に関する開業獣医師の異論を検討し、運用上の公正を期し、本実験の実施に当り衷心からそ

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号

議事日程変更の件 地方自治法中一部改正に関する請願外三十件 議事日程変更の件 戦犯者の釈放に関する請願

八五六

の協力を受け得られるよう善処すること。

一、家畜保健衛生所と農業共済組合の家畜診療所との連絡協力を緊密ならしめる措置を講ずると共に、家畜診療所の指導監督に遺憾なくならしめ、以て家畜の診療に万全を期すること。

一、本法案による実施は成るべく一年以内に所期の目的を達するよう努力すること。

次小林亦治委員から、本法案の成立によつて制度の根本的改正が遅延するがごときことのないよう附帯決議を誠意を以て実行すべきであるとの意見を述べて賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て松浦委員の提議にかかる附帯決議を付して原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、政府委員農林省小倉農林経済局長から、「附帯決議の趣旨に副つて忠実に本法の実施に当り、現行制度の根本的改正については特に善処したい旨の発言がありました。そのことを申添えまして報告を終わります。(拍手)」

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第十より第三十三までの請願及び日程第二百六十二より第二百六十八までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事堀末治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔堀末治君登壇、拍手〕
○堀末治君 只今議題となりました請願及び陳情について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、付託されました請願及び陳情を行政、財政、税制、選挙、警察及び消防の六部門に分類して、順次審査を行いました。

先ず行政関係から申し上げます。請願第二百五十五号は、都市行政の現状に鑑み、現在任意機関となつての監査委員制度の確立を図るため、地方自治法中一部を改正せられたいというのであります。請願第二百四十七号及び陳情第四十九号、第二百十五号、第二百七十九号は、いずれも町村合併促進法案を早急に制定せられたいというのであります。

次に財政関係であります。請願第二百八十二号、請願第二百七十五号、陳

情第九十一号は、府県財政窮乏の現状に鑑み、その根本的確立を図られたいという趣旨であります。陳情第二百二十三号は、町村に対し独自の税源を大幅に確保せられたい。請願第二百四十九号は、町村財政の窮乏打開のため、起債の枠の拡大と平衡交付金の増額を実現せられたいというのであります。請願第七百三十三号は、弱小離島に対しては港灣行政費を増額し、その文化水準の向上を図るよう地方財政平衡交付金を改正せられたいというのであります。請願第六百四十六号は、旧軍港四市は旧軍港市転換法によつて産業港灣都市の建設に努力しているが、なお多くの障害によつてその推進を阻まれていたので、特別な財政的保護の方途を講ぜられたいというのであります。請願第七百二十三号は、年次に亘つて災害をこうむる特殊土壌地帯に対しては積雪寒冷地同様平衡交付金の増額並びに起債の枠の拡大について考慮せられたいというのであります。請願第二百七十六号は、国庫補助による市町村公営住宅建設費地方負担分については全額起債を認められたい。請願第二百九十八号は、地方財政法第四

条の二の規定にかかわらず、当然国、県の経費に属すべきものを町村に負担せしめていくことが多いので、地方財政法を強化すると共に町村財政の窮乏を救う方途を講ぜられたいというのであります。

税制関係におきましては、請願第二百六十二号及び第二百六十号は、柔道整復師についても医師と同様健康保険取扱による所得について税の減免の恩恵を認めるよう措置せられたい。請願第八百七十六号は、あんな、はり、音楽の教授等を営む身体障害者に対し特別所得税を免除せられたい。請願第四百四十号は、めん類業者に対する飲食税は、一品百円までを非課税とせられたい。請願第四百六十七号は、社会福祉事業関係の免税施行について、映画も入場税免除の範囲に加えられる。請願第五百十八号は、大工、左官等に対しては営業所得としてではなく、勤労所得として課税するようにすると共に事業税を免除せられたい。請願第二千三百九十一号は、厚生農業協同組合の経営する病院並びに診療所に対しては固定資産税の課税を免除せられたい。請願第二千九百二十号は、積雪寒冷地帯の固定資産の平均評価額を引下げられたい。請願第三千二百二十号は、自転車税等は随時賦課をなし得るようになされたい。陳情第五百五十二号及び第二百二十一号は、電気ガス税の非課税範囲は極力抑制せられたいというのであります。

次は警察関係であります。請願第二千一百一十号は、町村の警察維持に関する責任転移の時期の繰上げの要望、請願第二千六百六十八号は、現行古物営業法を金属屑に対しても適用されるよう

に改正されたい旨の要望であります。次に消防関係であります。請願第二百六十六号、請願第二百七十七号、請願第二百八十八号、陳情第二百十号、陳情第二百七十八号は、それら消防施設に對する起債の増額、消防施設強化助成に關する法律の制定、防火水槽施設費、消防ポンプ購入費等に対する国庫補助、消防財源の確立等を要望するものであります。

以上請願二十四件、陳情九件は、慎重審査の結果、いずれも願意におおむね妥当と認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第三十四より第三十六までの請願及び日程第二百六十九より第二百七十一までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡祐二君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔郡祐二君登壇、拍手〕

○郡祐二君 只今議題になりました請願及び陳情に対する委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

請願第四百八十四号、同第七百三十三号及び陳情第十二号、同第七十七号、同第九十八号、同第二百八十六号は、戦犯者の釈放に関するものであります。請願第三百六十三号は、秋田県内沢町に簡易裁判所等設置に関するもの、請願第二百六十一号は、宮城県築館簡易裁判所の地方裁判所支部昇格等に関するもの、陳情第三百号は、青森地方裁判所前支部、庁舎建築に関するものであります。

以上の諸件につきまして、政府の所見を聞き、慎重に審査いたしました結果、いずれもこれを採択し、院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これにより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第五十九より第六十七までの請願及び日程第二百八十五より第二百八十八までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔西川甚五郎君登壇、拍手〕

○西川甚五郎君 只今上程せられた大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。その上質疑応答を重ね、慎重に審査をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

日程第五十九の請願は、協同組合の社会的な重要性格と、資本蓄積が本質的に困難なる事情を考慮し、法人税を免除せられたらとの趣旨であり、日程第六

十の請願は、石油関税を昭和二十七年一度実施された減免措置通り本年も措置せられたらとの趣旨であり、日程第六十一の請願は、日程第五十九の請願と同様、農業協同組合の法人税を免除せられたらとの趣旨であり、日程第六十二の請願は、昨年十月より三割の物品税が課せられたため、彦根刺しめ、業界は危殆に瀕しているが、このような工芸技術を衰微せしめることは、国家の損失であるから物品税を免除せられたらとの趣旨であり、日程第六十三の請願は、濁酒密造防止のため、酒税の極限的減税による酒価の低減、徹底的取締等により、集団密造の根絶を図られたらとの趣旨であり、日程第六十四の請願は、我が国自動車産業を振興し、輸出拡大のため、子供自転車の物品税を撤廃せられたらとの趣旨であり、日程第六十五の請願は、東北五県たばこ耕作者のため、宮城県秋保村に国立たばこ試験場を設置せられたらとの趣旨であり、日程第六十六の請願は、固定資産の登録申請に当り、その評価額が登記所の一方的認定により登記せしめられているが、評価審査委員会の設置意義を失うから、登録税法を改正せられたいとの趣旨であり、日程第六十七の請願は、電源開発により犠牲となる農民の唯一の生産資本たる土地の強制収用補償金に対する課税措置は、それ自体論理上矛盾があり、論理上不当であるから、課税を免除せられたらとの趣旨であり、妥当と考えられます。

よつて以上の請願五十八件は、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

日程第二百八十六の陳情は、日程第六十の請願と同趣旨であり、日程第二百八十五の陳情は、我が国産業の高度化のために工場の新設、拡張が緊要事であるが、再評価税と譲渡所得税が課せられるために、工場用土地の獲得が困難となつてゐるから、両税を免除又は軽減せられたらとの趣旨であり、日程第二百八十七の陳情は、日程第六十三の請願と同趣旨であり、日程第二百八十八の陳情は、我が国経済の安定期に達するまで、特に産業の基礎たる電源開発資金に対しては、年三分程度の低金利を以てその促進を図られたらとの趣旨であり、妥当と考えられます。

よつて、以上陳情五件は、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第六十八より第九十五までの請願及び日程第二百八十九より第二百九十三までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長堂森芳夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔堂森芳夫君登壇、拍手〕

○堂森芳夫君 只今上程せられた請願六十四件、陳情七件につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

これらの請願、陳情は、国立らい療養所設備の整備改善、らい療養所職員定員増加並びに待遇改善、国立病院、国立療養所の施設整備拡充、清掃事業費に対する国庫補助増額、生活保護法の最低基準の引上、母子福祉総合法の制定等々に関するものであります。厚生委員会におきましては、毎国会これらの問題を調査研究を続けて参つたのでありますが、特に「らい」予防に關連いたしますものは、「らい」に關する小委員会に付託し、「らい」予防法案と並行して審議いたしましたのであります。

委員会といたしましては、小委員長の報告を求め、他のものと併せ四回に

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 議事日程變更の件 石川県内離砂丘地永久接収反対に關する請願外三十四件 國鉄森本自動車營 八五八

宜り、慎重審議を重ねました結果、以上の請願、陳情は、いずれも願意は妥当なものと認め、議院の會議に付して内閣に送付を要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第三十七より第七十八までの請願及び日程第二百七十二より二百八十四までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員会理事徳川頼貞君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○徳川頼貞君登壇、拍手

○徳川頼貞君 只今議題となりました請願四十五件及び陳情十五件につきま

して、外務委員会における審議の結果を簡単に御報告いたします。

先ず、妙義山、浅間山両地域の米軍演習地化反対に關するものは、請願二十

三件、陳情五件に上つておりまして、

これら米軍演習地の設定は、關係住民の生命の源泉である農地、山林等に甚

大なる損害を与え、家庭生活を脅か

し、青少年の保護育成にも大きな支障

を來たすことになりまして、特に浅間

山地域にありましては、長年続けられ

て來た火山観測と重要な研究が、著し

く阻害されるのみならず不可能となる

虞れさえありますので、両地域の米軍

演習地設定には反対であるとの趣旨で

あります。次に、石川県内離米軍演習

場返還に關する請願は四件でありまし

て、これらはいずれも内離米軍演習場

の使用期限が、本年四月三十日を以

て、すでに経過しておるにかかわらず、

更に永久接収を意圖されておると

のことであるが、こんなことになつて

は、内離地域のみなならず、隣接各町村

住民の生活権まで脅かされることにな

るから、この米軍演習場を速やかに返

還されたいとの趣旨であります。次

に、北海道におきましては、門別町の

駐留軍演習地拡大反対、離島大島の米

軍演習地化反対、青森県におきまして

は、関根地区米軍演習地の拡張反対、

青森市合浦公園米軍借用地の全面的返

還促進、岩木訓練場設置反対、山形県

では、戸沢村米軍接収地の接収解除、

滋賀県では、斐伊野の米軍演習地化反

対、福岡県におきましては、福岡地方

簡易保険局の大濠庁舎の接収解除、博多

湾の米軍の水上機発着場に使用反対等

に關するもの、請願七件、陳情三件で

あります。これらは主として当該

各地域の産業経済に甚大な影響を与

え、住民の生活を脅かすので、米軍演

習地の設置に反対し、接収地の解除、

返還を要するとの趣旨であります。

国連軍及び駐留軍の施設並びに駐留

關係の犯罪に關する請願二件は、旧軍

港四市の国連軍並びに駐留軍の施設

は、最小限度にとどめ、余剩設備を速

かに返還されたいこと、及び駐留軍関

係の犯罪關係については、英連邦軍と

の間に細目協定がないため、種々困難

な事態を惹き起しているにより、英連

邦軍との間に屬地主義による北大西洋

条約方式の協定を締結されたいとの要

望であります。

次に領土關係につきまして、島根県

竹島は、島根県隠岐島五箇村に屬して

いることは明かであり、且つ最も有

利な漁区であるから、同島の領土權

確保に万全の措置を講ぜられたいとの

陳情が一件、又沖繩、奄美大島及び小

笠原諸島の住民は、今なお米国の管理

下にあつて、生活に困窮し、労苦を重

ねており、ひたすら日本への復讐を切

望しているの、これら諸島が速やか

に日本に復讐できるよう措置を講ぜら

れたいとの趣旨の陳情が四件ございま

次に、ソ連、中共地区の残留同胞引

揚促進に關するものは、請願、陳情合

せて六件でありまして、これらは最近

ソ連地区抑留者からの通信によれば、

その多くは帰還の可能性を示唆してお

り、我が國への働きかけ如何によつて

は、多くの成果が期待される現状にあ

り、又中共地区からの引揚は、その前

途憂慮すべきものがあるので、ソ連、

中共兩國に対し、直接及び間接の交渉

開始、兩國に対する国会代表の派遣、

未帰還者中、状況不明者の調査究明の

措置を講ぜられたいとの趣旨でありま

す。

又第三海洋九拿捕事件に關する請

願、陳情の〴〵一件は、去る三月十

日同船に對するフイリピン警備隊の不

法拿捕と暴行事件に關し、同事件に對

する保障を速かに決定され、同種事件

が續発しないよう善処されんことを要

望するとの趣旨であります。なお、イン

ドネシア共和国における戦没者二十一

万柱の供養並びに転埋については、速

かに善処せられたいとの請願一件、中

國人俘虜の遺骨を中國に丁寧に送還す

ることは、日本人の当然の責務である

から、これが実行につき善処せられた

いとの趣旨の請願が一件、及びオット

セイ保護条約を速かに締結すると共

に、日本近海に回遊するオットセイの

海上漁獲を解禁せられたいとの趣旨の

請願が一件ございます。

以上の各件は、七月三十日の委員会

留軍による接収地の問題につきまして

は、各委員より熱心且つ重要な質疑

と発言がありました。審査の結果は、

いずれもその願意を理由あるものと認

め、これらを議院の會議に付し、且つ

内閣に送付すべきものと決定いたしま

した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第百六十五より第百九十九までの請願及び日程第三百十八より第三百二十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田彌君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○前田彌君登壇、拍手

○前田彌君 只今上程になりました日程第百六十五から百九十九までの請願

及び日程第三百十八から第三百二十一までの陳情、合せて四十二件につきまゝして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

運輸委員会におきましては、各件につき慎重に審査いたしました結果、鉄道敷設、線路の復旧、復旧促進及び国営自動車路線の開設に関するものにつきましては、資源の開発、産業の振興、文化の向上、民生の安定及び交通網の完成の見地から、電化に關しましては、輸送力の増強、石炭の節約及び旅行の快適の見地から、北陸本線の輸送力増強につきましては、裏日本と京阪、中京地区との産業、経済上の関係及び民生安定の見地から、停車場の設置、客車の改善につきましては、利用者の利便を考慮し、林産物の貨物運賃割引制度の存続につきましては、国民生活を考慮し、国鉄職員の特殊勤務手当につきましては、国鉄職員の勤労意欲の高揚の見地から、燈台設置につきましては、航行の安全保持の見地から、福岡県若松港藤ノ木石炭積込鉄道棧橋前の浚渫につきましては、輸送力増強の見地からいずれも願意を妥当と認め、その他もいずれも願意を妥当と認め、議院の會議に付するを要し内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

又、水難救済に關する立法措置に關するものにつきましては、水難救済に附帯する経済的負担の軽減を図るため

願意を妥当と認め、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要しないものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、日程第九十九の請願のほか、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、日程第九十九の請願のほかは、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第二百より第二百四までの請願及び日程第三百二十三の陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事島津忠彦君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事島津忠彦君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事島津忠彦君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事島津忠彦君。

奈良県治道村の電話地区變更に關する請願、鹿兒島県下の電気通信施設整備改善に關する請願、広島県江田島町内切串部落に電話架設の請願、香川県富田村外三箇村を区域とする電報電話直轄局設置に關する請願、奈良市の電話通信施設整備補充に關する請願及び山梨県富士吉田市にNHK電波中継所設置の陳情。

委員会は以上の請願及び陳情につきまして、慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものとしてこれを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

〔報告報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八郎) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事白井勇君。

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号 北海道地方費道上美生中札内停車場線中札内橋の永久橋梁替に関する請願外七十件

八六〇

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔石川清一君登壇〕

○石川清一君 只今議題となりました北海道地方費道上美生中札内停車場線中札内橋の永久橋梁替に関する請願のほか五十八件及び住宅難解決促進に関する陳情のほか十三件について、建設委員会の審議の結果を御報告いたします。

これらの請願陳情は、河川の改修、砂防工事の施行、道路の改良補修、橋梁の架設、西日本その他における災害の復旧、戦災復興その他都市建設、住宅難の緩和及び駐留軍事故による被害の救済補償、演習地関係の多くの問題の処理等に関するものでありまして、願意をおおむね妥当なものとして議院の會議に付して、道路整備費の財源等に関する臨時措置法制定の請願ほか一件及び鉱工業地帯整備促進法制定に関する請願、鉱工業地帯整備促進法制定に関する陳情の四件を除き、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、日程第二百六十、第二百六十一の請願及び日程第三百三十七の陳情のほかは、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情

は、全会一致を以て採決し、日程第二百六十、第二百六十一の請願及び日程第三百三十七の陳情のほかは内閣に送付することに決しました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 らい予防法案
- 一、日程第四 法人税法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 所得税法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 刑法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案
- 一、日程第十乃至第三十三の請願
- 一、日程第二百六十二乃至第二百六十八の陳情
- 一、日程第三十四乃至第三十六の請願

- 一、日程第二百六十九乃至第二百七十一の陳情
- 一、日程第五十九乃至第六十七の請願
- 一、日程第二百八十五乃至第二百八十八の陳情
- 一、日程第六十八乃至第六十五の請願
- 一、日程第二百八十九乃至第二百九十三の陳情
- 一、日程第三十七乃至第五十八の請願
- 一、日程第二百七十二乃至第二百八十四の陳情
- 一、日程第六十五乃至第九十九の請願
- 一、日程第三百十八乃至第三百二十二の陳情
- 一、日程第二百乃至第二百四の請願
- 一、日程第三百二十三の陳情
- 一、日程第六十六乃至第六十四の請願
- 一、日程第二百九十四乃至第三百十七の陳情
- 一、日程第三百二十四乃至第三百三十七の陳情

出席者は左の通り。

- 議長 河井 彌八君
- 副議長 重宗 雄三君
- 議員 河野 謙三君 佐藤 尚武君 高良 とみ君 小林 武治君

小林 政夫君	楠見 義男君	一松 政二君	西郷吉之助君
岸 良一君	北 勝太郎君	中川 幸平君	左藤 義詮君
上林 忠次君	加藤 正人君	寺尾 豊君	中山 壽彦君
片柳 眞吉君	梶原 茂嘉君	中川 以良君	山縣 勝見君
柏木 庫治君	加賀山之雄君	吉野 信次君	大屋 晋三君
奥 むねお君	赤木 正雄君	津島 壽一君	青木 一男君
山川 良一君	森田 義衛君	大野木秀太郎君	愛知 揆一君
村上 義一君	澤口 三郎君	小瀧 彬君	古池 信三君
三木與吉郎君	三浦 辰雄君	榊原 亨君	大谷 賢雄君
前田 獲君	林 丁君	宮澤 喜一君	高橋 衛君
早川 慎一君	野田 俊作君	横山 フク君	西岡 ハル君
西田 隆男君	中山 福藏君	重政 廣徳君	小澤久太郎君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君	鹿島守之助君	木内 四郎君
土田国太郎君	田村 文吉君	藤野 繁雄君	近藤 信一君
館 哲二君	竹下 豊次君	石村 幸作君	青山 正一君
高橋 道男君	高瀬莊太郎君	秋山俊一郎君	入交 太蔵君
高木 正夫君	杉山 昌作君	高橋進太郎君	仁田 竹一君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	松平 勇雄君	永岡 光治君
深水 六郎君	横川 信夫君	加藤 武徳君	上原 正吉君
雨森 常夫君	安井 謙君	郡 祐一君	山本 米治君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君	西川甚五郎君	小野 義夫君
高野 一夫君	西川弥平治君	川村 松助君	堀 末治君
石井 桂君	井上 清一君	白波瀬米吉君	池田宇右衛門君
関根 久蔵君	川口爲之助君	島津 忠彦君	大和 與一君
吉田 萬次君	酒井 利雄君	湯山 勇君	松野 鶴平君
佐藤清一郎君	劍木 亨弘君	小林 英三君	草葉 隆圓君
森田 豊壽君	谷口隆三郎君	泉山 三六君	黒川 武雄君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君	石坂 豊一君	栗山 良夫君
長谷山行教君	宮田 重文君	秋山 長造君	阿具根 登君
滝井治三郎君	田中 啓一君	永井純一郎君	大倉 精一君
大矢半次郎君	石川 榮一君	河合 義一君	岡 三郎君
岡崎 眞一君	松本 昇君	田中 一君	白井 勇君
石原幹市郎君	植竹 春彦君	成瀬 幡治君	小林 亦治君
松岡 平市君	大谷 盛清君		

森下 政一君	小酒井義男君
重盛 壽治君	江田 三郎君
小林 孝平君	久保 等君
田畑 金光君	松澤 兼人君
森崎 隆君	安部キミ子君
矢嶋 三義君	岡田 宗司君
堂森 芳夫君	吉田 法晴君
藤原 道子君	小笠原三三男君
菊川 孝夫君	若木 勝藏君
山田 節男君	東 隆君
内村 清次君	松本治一郎君
三橋八次郎君	荒木正三郎君
羽生 三七君	千葉 信君
三木 治朗君	山下 義信君
加藤シヅエ君	鮎川 義介君
後藤 文夫君	市川 房枝君
須藤 五郎君	戸叶 武君
白川 一雄君	野本 品吉君
赤松 常子君	石川 清一君
最上 英子君	三浦 義男君
鈴木 強平君	松永 義雄君
深川タマエ君	武藤 常介君
平林 太一君	八木 秀次君
村尾 重雄君	井村 徳二君
紅露 みつ君	八木 幸吉君
鈴木 一君	加瀬 完君
千田 正君	相馬 助治君
有馬 英二君	堀木 鐵三君
松浦 定義君	長谷部ひろ君
木村勝八郎君	上條 愛二君
松浦 清一君	榎橋 小虎君
鶴見 祐輔君	一松 定吉君
苦米地義三君	松原 一彦君

國務大臣

大藏大臣

小笠原三九郎君

厚生大臣

山縣 勝見君

農林大臣

保利 茂君

國務大臣

緒方 竹虎君

國務大臣

大野木秀次郎君

政府委員

公正取引委員

横田 正俊君

公正取引委員

湯地謙爾郎君

公正取引委員

坂根 哲夫君

公正取引委員

三浦寅之助君

公正取引委員

長宗君

公正取引委員

山口 正義君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

曾田 長宗君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

公正取引委員

古池 信三君

昭和二十八年八月六日 参議院會議録第三十五号

八六二

明治二十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一冊

十五円

發行所

東京都新宿区市谷本町一丁目
大蔵省印刷局
電話九段四三二一